

婦人労働業務参考資料 第七号

昭和三十四年一月

8-14
no. 7-1

保母に関する参考資料

労働省婦人少年局

佐賀婦人少年室

目次

一	保育所の目的と職員の職務 （厚生省児童局編 保育所運営要領より抜萃）	一
二	養護施設の目的と職員の職務 （厚生省児童局 養護施設運営要領より抜萃）	四九
三	精神薄弱児施設の目的と職員の職務 （厚生省児童局 精神薄弱児施設運営要領より抜萃）	六五
四	児童福祉法による保育所措置費の国庫負担制度の改正について （昭和三十三年六月 厚生省児童局）	八七
五	全国社会福祉協議会保育部会保母会内規 東京保母会規約	九七 九九
六	関係法規等（抄） 児童福祉法 児童福祉法施行令 児童福祉法施行規則 児童福祉施設最低基準 保育所の保母の特例に関する省令 保母を養成する学校又は施設の必修科目及び授業時数（告示） 通知 保母を養成する学校又は施設の指定及び保母試験について 保育所の保母の特例に関する省令の施行について 保育所の運営等について	〇一 〇三 一〇 一〇 一三 一三 三三 三四 三七 四二 四五

七
統

計

表 1	児童福祉施設の年次推移	四九
表 2	年次別にみた各児童福祉施設の在所（籍）者数	四九
表 3	施設の種別・都道府県別児童福祉施設数	五一
表 4	児童福祉施設在所（籍）者の児童福祉法による措置状況	五三
表 5	児童福祉施設在所（籍）者の年令構成	五三
表 6	施設の種別・児童福祉施設の従事者数	五五
表 7	保育所保母給与実態	五七
表 8	勤続年数別保母数及び平均給与額	五九

一、保育所の目的と職員の仕事

(厚生省児童局編 保育所運営要領より抜萃)

保育所の意義

保育所は「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という児童福祉法第一条の基本的精神によつて存在します。そしてその児童の平等な生活の保障と愛護に対して「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生れ、且つ、育成されるように努めなければならない」という、全国民に対する道義的義務と、又「国及び地方公共団体は、児童の保護者と共に、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定した保護者と国と地方公共団体の責任において、児童の福祉は全うされるのであります。(児童福祉法Ⅱ以下法というⅡ第一条、第二条)

このすべての国民の努力と、児童の保護者と国や公共団体の責任において、子供たちを幸福にしようという児童福祉施設の一つとして保育所があるのであります。

云いかえれば、保育所はあくまで、保育の対象の子供たちの幸福という観点からあるのであつて、大人が自分の生活の邪魔になるから子供を保育所に預けるとか、又時々あやまられるように経営者の営利のためや、園長の名誉のため、又は保母の保育の研究のためにあるものではないことは勿論であります。

又保育所はこうしてあくまで大人のために存在するものでなく、子供の幸福ということが中心になるのであります。どんな家庭の子供を選ぶかといひますと「保護者の労働又は疾病などの事由により、その監護すべき乳児又は幼児の保育に欠ける」ところがあると認められた場合、その乳児又は幼児「及び「保育に欠けるその他の児童」が対象になるのであります。云いかえれば保育に欠ける子供の保護者、即ち自分の生んだ愛する子供の保育を十分になし得ない事情にある保護者が、その子供の保育について保育所によつて助けられる事になるのであります。

有産者、無産者、又は有識者、無識な者の区別なく、その家庭環境が子供の保育に欠けている場合に、保育所に

その子供たちを預けることによつて、その育成が全うされ家庭も又適當な生活を全うして行くことが出来るのでありまして、社会的にいつて大きな意義のあることであります。

現在の我が国の社会状況下において、児童福祉の立場から児童を見ますと、国内の子供が均しく幸福に愛護されていると云いきることは出来ません。一般的に云つても、子供たちの指導者、児童文化財、その他の社会環境についてまだまだ不足の点が多く、しかのみならず或る特別な子供たちは、実に不幸な環境で、生活しているのであります。

一方保護者の立場からしても、その勤労や疾病等の理由から、子供の保育の一部を公共施設にゆだねた人が案外多いのであります。そういう点から、今日程保育所の存在が個人的に、又国家的に社会的に、要求されたことは、曾つてなかつたと思われるのであります。今日国家として、最も弱い面である児童の問題に注目し、自分の子供の保育さえ十分出来ないような家庭に、手がさしのべられる事は、我が国が復興するために何より先になさるべきことであるとおもいます。又、今一つには、乳幼児を心身共に健やかに育成することは、国家の将来を、健全にすることにほかならないのです。乳幼児時代は人生の中で、一番大切な人格の基礎を形成する時代でありますから適切な保育をして、最もよき国民性を培うことが、非常に水切な事柄であります。そしてその幼児の中でも、家庭で保育に欠けると思われる子供を指導すること、国家的に重要な意義をもつことは、ひとり保育所に關係のある者だけでなく、一般の人たちにも十分理解をもつて頂きたいことであります。

保 育 所 の 対 象

保育所に預る対象の子供たちは、児童福祉法第二十四条や第三十九条に示されている通り、「保護者が労働又は疾病等の事由により、保育に欠ける乳児又は幼児と、これと同じ事由のため特に必要のある児童」であります。

この「保護者」というのは両親又は之に代る役目をはたす人を指します。

「労働」というのは、種類の如何に拘わらず、広く一般の労働をいうのです。

この頃俸給生活者の中には、主人の俸給だけに依存せずに、妻も職業に就くなり、家庭内職をしたいと希望している人が沢山あります。

又子供をかかえて夫に死なれ、雄々しく職業に励んでいる人たちが、又働きたいと希望している人たちが沢山ありますが、これらの人たちの子供は、皆保育所の対象になるのです。又必ずしも経済的理由からでなく、新しい時代に自分の才能を、広く社会に役立てたいという希望から、職業についている人の子供も、家庭に適切な保育者がなければやはり対象の中に入ります。

「疾病」というのは、長い病気のことで、結核やその他の伝染病であれば、特に隔離する必要があるから、病人を療養所に入れるか、場合によつては子供たちを養護施設に入れる必要があるかと思ひますが、その他の長い患いで父か母が寝ているか、或は家族に病人があつて、母親がその方に手をとられる場合などを申します。

「保育に欠ける」というのは、十分に子供を世話することが出来ないことです。

「乳児」というのは、児童福祉法、第四条にありますように、「満一才に満たない者」であります。児童福祉施設最低基準では「乳児又は満二才に満たない幼児を入所させる保育所には・・・」と、設備等については乳児と満二才までの子供を年長の幼児と分けて、取扱ひ、実際に予算では三才未満まで乳児と同じに扱つています。

乳児を保育するといつても、實際問題として、特別な事情がなければ、普通の保育所では、満六カ月以後の乳児を預る方が無難かと思ひれます。満六カ月以前の乳児は家庭で母親が大体決つた時間に、乳を飲ませ、おむつを換えてやり、必要に応じて日光浴や外気浴させ、沐浴などしてやれば、あとは一日中静かに眠つて暮し、大して母親の仕事の邪魔をするものではありません。

又もう一つの理由としては、六カ月までの赤ん坊は、病氣に対する抵抗力も弱く、授乳と授乳の間の時間も短いのですから、六カ月までの子供を持つ母親は、なるべく家庭で仕事をするように指導して、家庭で母親が、子供をみる方が理想的であります。

赤ん坊がだんだん成長して、はいはいをしたり、よちよち歩きをする頃になりますと、非常に手がかかり、又眼がはなせません。同じ乳児でも、この時期の乳児こそ、真の保育所の対象であるのです。

「幼児」というのは、児童福祉法第四条第二項によりますと、「満一才から小学校就学の始期に達するまでの者」ということになっておりますが先に書きましたように、実際の保育の場合、満三才以上の子供と、満三才に満たない幼児は、取扱ひ方が別になっています。幼児というのは、も早説明するまでもなく御承知のことでありますか「保育所の対象となる幼児」は、保育に欠ける度合いの多い幼児、母親の手足まといになる年少の幼児が重点的に考えられなければなりません。

具体的に例を申します。一人だけ収容する余裕があるとき、同じような条件の三才の子供と五才の子供と二人の入所志望者がある場合、従来なら、三才の子供はまたこの次に機会があるだろう、五才の子供は来年学校に行くのであるから、今の保育所で保育してやりましょう、という考えから、五才児を入所させていた所もあるだろうと思います。所が保育所の対象になる子供の家庭で、就学前一年の五才の子供たちと云えば、ものごとわかり、ちよつとした手伝いもできるので、保育所が一ぱいではいれなくとも、何とか改善の方法をとることができます。それを保育所で、その改善の方法のとれる子供だけを預つて、改善の方法のとりにくい小さい子供を後廻しにしますと年少の弟妹は家庭で放任されて、危険な状態におかれることになり、これでは児童福祉に逆行することになるのであります。

もう一度繰り返しますと、年少の幼児ほど、誰かが保護し、愛情をこめて世話し指導してやらなければならぬし年少の幼児ほど母親の手足まといになるのです。ですから「保育所の対象の幼児」というのは年少の幼児が、主眼になるのであります。

「児童」というのは児童福祉法第三十九条の第二項に「保育所は、前項の規定にかゝわらず、特に必要があるときは、日々保護者の委託をうけて、その他の児童を保育することが出来る」とあります。法律の中には、単に児童とありますので、児童という言葉を見れば児童福祉法の第四条の「満十八才に満たない者」全部を連想して、そんな大きな子供たちまで、保育所で保育するということになれば、今まで預っていた乳

児、又 幼児の保育の妨げになるとか、大きい子供が小さい子供のためのブランコ、滑台を乗りまわして壊すだろうなどと、懸念なさる方もありますが、ここでいう児童は、特に保育に欠ける児童だけをいうのでありますから、自然数も少く、又低学年の児童を指すことになるのであります。

大きな子供たちは、自分自身で友達や遊び場を見つけて遊びもし、又復習も致しますが、小さい子供たちはそういうわけには参りません。今までは保育所で、保母さん方が、お母さん代りで一日中保育して下さつて、間違いなくすくすく成長していたのが、小学校に行くことになりますと、小学校では午前中の一二時間、二部教授なら、午前午後交代で、一、二時間づゝの授業を受け、その前後六、七時間は、全然無監督、無指導の下に置かれることになります。

家庭で保育に欠ける子供たちでありますと、母親や家庭に面倒をみてもらうこともできず、未だ学習をする習慣もなく、淋しいままに街の盛り場をぶらついたたり、友達から良くない遊びを教えられたりする恐れがあります。こういうような環境にある子供たち、これが児童福祉法第三十九条にある「特に必要がある」場合で「保育所の対象の児童」であります。

勿論保育所にいる間、保育に欠けているとして、措置された子供の中にも、小学校へ入つてから後、家の中に遊びの指導の出来る兄弟があるとか、同居している人の中に適当な指導者があるとか又、家の近所に児童図書館、児童遊園、子供クラブのような施設や集会があれば、無理に保育所で保育する必要はありません。ですからこの「特に必要のある児童」というのは、非常に少数でありますし、又子供たちの成長と共に必要度が薄くなるということになるわけであります。然しそれかといつて、来たり来なかつたりするようなものでなく、あくまで対象の児童として正規に保育されるのです。

以上が保育所の対象児童であつて、保育所に近い地域の中の、これらの対象児童が全部措置されて後、もし定員に余裕があれば「これに準ずる乳児、又は幼児」が私的契約者として入所できるのです。私的契約者というのは、公の措置によらないで、園長と保護者の両当事者の交渉により入所する者で、これはあくまで要措置児童を優先的に入所させた後に余裕のある場合に限り入所させるべきであります。

要措置児童の入所の措置は、保護者の申請により、又は申請がなくとも必要と認めたとき市町村長が行うのですがその場合は、当然保育に欠ける程度の高いものを優先入所させるようにしなければなりません。私立の保育所の場合措置児童を入所させてな余裕がある場合は、私的契約児を入所させてもよいのですが、その場合でも保育の条件の劣つた家庭の子供を先にするとは当然であります。どういふ事情の家庭の子供を先にするかという、いわゆる入所順位は、地方の実情に即して方針や基準を作ることが必要ですが、基準の一例としてのべるならば、第一順位は両親又は片親家庭の親が外へ働きに出て家庭無人のため保育に欠けるもの、第二順位は母親（又は母親に代るべき者）が長期間病氣のために家庭で保育に欠けるもの、第三順位は母親（又は母親に代るべき者）が家内工業や商人のように自家営業に従事するとか、又は内職をしなければ家族の生活を維持することができないために、自家において勤労に従事し、そのために保育に欠けるもの、第四順位は家庭に多人数が居住しているとか、家族構成が複雑な事情にあるとか、生活環境が著しく悪いとかのために、保育に欠けるもの、第五順位は母親又は母親に代るべき者が、家族が多いために主婦の仕事に忙殺され、子供が放任されていて保育に欠けるものというようなことになりま

す。

保育所が、新らしく児童を入れるときは、先ず、社会福祉事務所のあるところでは社会福祉主事、その他の町村では町村吏員が対象になる子供たちを調査し、必要度の高いものから、順々に登録して、それらの児童を全部保育所で保育するように、全力をあげて努力すべきであり、この場合児童委員や保母はできる限り協力することが望ましいのであります。

美しい服を着て、美味しいお弁当をさげて、保育所に行く子供たちを、保育に欠ける家庭の子供たちが指をくわえて眺めているようなことがないように、呉々も注意しなければなりません。

保育所の任務

保育所の意義と目的が示され、その対象がはつきり分ると、おのずから保育所の任務も明確になつて参ります。

1. 児童を保護者の勤務のために要する時間中預るべきこと

保育所では子供たちを子供たちの、保護者が、労働する時間中、厳密に云いますと、それに仕事場に往復する時間中、保育所で保育をしなければなりません。

最低基準の第五十四条に「保育所における保育時間は、一日八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他、家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める」となっております。

たとえ全員が措置児童でなくても、保育所として認可をうけた施設であれば、保育時間は原則として八時間であります。そうでなければ保育所の最低基準にも合わず、又保育所としての機能を果し得ず従つて、その存在価値がなくなります。例えばもし母子家庭の子供が、母親が仕事場に出かけた後、人気のない家で一人遊びをし、まだ見てもよくわからない時計と睨みつこして、時間が来たら保育所へ行き、昼の日ざしが少し斜になった頃は、もう家に帰つて又一人遊びの中に時間を過し、日暮に空行く鳥を見ながら母親の帰りを待つといったようなことであつては、その保育所は全然保育所としての機能を果していないこととなります。子供たちの性格や情操を指導する上からも、母親の「行つていらつしやい」の声に送られ、「お帰りなさい」の笑顔に迎えられることが望ましいのでありますから、その地域の母親の勤務状況その他を考慮に入れて、保育時間がさだめられるべきであります。

なおこれに類したことで、日曜日、祭日の問題があります。日曜日、祭日には、母親が勤めに出ないで家庭におれば、なるべく母親らしく子供たちの世話をしながら、楽しく休日を通すようにすることも子供に家庭教育上よいことでもありますから、わざわざ保育所を開いて子供たちを集める必要はありません。しかし、もし母親の中に、日曜日、祭日でも仕事に出かける母親が一人でもあれば、その母親の子供のために保育所を開いて、一人か二人の先生が輪番で、その子供たちの保育にたずさわるようにしなければなりません。これは保母さん方にとつて大きな負担ですが、毎日の保育日課や一年中の行事の予定をたてて、各自きまりよく、手順よく仕事をし、職員一同協力して、適当な休息や教養の時間を生み出すことに心懸けて

頂きたいと思ひます。

保育所で長い時間保育することも、又必要があれば休日に保育所を開くことも、要は児童福祉の立場から考えられ実行されることであります。

2. 保護者に代つて児童の文化的、衛生的習慣を養ふこと

保育所の対象の子供たちは、保護者が労働が疾病等のために保育に欠けているのでありますから、保育所の任務の第二は、保母が保護者（主として母親）に代つて子供たちの生活訓練をすることにあります。

教育学者や児童心理学者は、人間の一生の中、性格が形づけられるのは赤ん坊から就学前までの期間であるとしております。

日本には古くから「三つ子の魂百まで」という諺があります。乳児、幼児の時代はそうした意味から非常に大切な時期であつて、この時期にまず何より、日常生活のよい習慣を、身につけさせることが必要であります。

日本の現状のこの低い生活に甘んずることなく、健康で文化的な、清潔でそしてあかるい生活を喜ぶように奨め、真面目な自主的な生活態度と、誰とも協力していける、民主的精神を持つように、子供たちの遊び、即ち日々の生活の指導をしなければならないのであります。云いかえれば折紙が上手になることよりも、又唱歌の振りつけの動作が上手になることよりも、自分自身で自分のものを始末することを喜び、お友だちと分けへだてなく遊び、皆で一緒に仕事をすることを楽しむような性格、その習慣をもたせることの方が、もつと大切であります。

繰り返して申します。生活訓練とは、子供の頭の中に、知識として生活を教えるのではなく、子供に楽しい生活の仕方を習慣として身につけてやることであります。そしてこれこそ、一日の中、八時間以上という長い間、母親の代りになつて、保育をしている保育所であつて、はじめて出来得る事柄であります。

母親の誰もが子供の幸福を願つています。人の子の母親となつた人は一人として、自分の子をより理想的な人物として育てたいと願わない人はありませんまい。しかし保育所の対象の母親は、あまりにも多く経

済的に又精神的に色々な悩みをもつて、身も心も、そのためにすりへらしています。そうでなくても母親たちは余りに多忙で、子供たちと生活する時間が殆んどないのです。子供たちは朝起きて、朝食を済ますと、間もなく保育所にまいます。そして一日の大半を保育所で過ごし、夕方帰つて夕食を済ますと、間もなく疲れて眠りの世界に入つてしまいます。母親と親しく語り合う時間は、真に短いわけです。そういう日々を過している中に、子供たちは毎日成長して行きます。それで保育所においては母親に代つて生活訓練をすることの意義が、非常に重大であるわけです。保育所に来ている子供たちの「三つ子の魂」は実に保母の腕の中に托されているとも云えましょう。

児童福祉の立場から児童の保護者を指導すること

さてこうして親の代りになつて、子供たちを保育する一方には、又保護者に対して児童福祉の立場から真に子供を理解し子供をよく導く方法を教示することも大切であります。子供たちを保育所で指導する時、どんなに保母が一生懸命指導しても、もし家庭で少しも協力しなければ保母の指導は水の泡です。

そこで保母は、絶えず左のことについて、家庭を打診して下さい。

- (一) 家庭の人々の、子供の生活に対する理解があるかどうか。
- (二) 家庭環境において、子供の健康な生活をさまたげているものがあるかどうか。
- (三) 家族間の融和、明朗が保たれているかどうか。

- (四) 子供が自分の家庭を、安定感のある生活環境として、楽しんでいるかどうか。

このような点について保母は、保護者と面接の機会ある毎に気をつけ、家庭訪問や父母の会、母親クラブなどで、これ等の点に重点をおいて、有効な指導をなさるよう心掛けなければなりません。即ち保護者に児童福祉の精神を深く徹底させる必要があるのです。

4. 保育所の社会的使命(地域への働きかけ)を果すこと

さて、子供たちを完全に保育するためには、家庭の協力ばかりでなく、地域の働きかけも必要でありま

す。子供たちの遊びや興味、又人となりなどは、多く周囲の環境に影響される所が多いですから、子供たちの環境をよくするために、保育所の近くの地域の人々に、児童福祉法の精神を徹底するためにも努力する必要があるのです。

即ち、保育所の任務は保育所の敷地の生垣の中、塀の中で、児童の保育時間中のみ保育するのではなく、保育時間以上の保育、即ち家庭での保育、両親の子供に対する教育のしかたの根本的な指導をし、近隣の地域へも働きかけ、保育所を中心として、児童福祉の精神が、周囲に波紋を画いて拡つて行くようでありたい。これも又保育所に与えられた任務の一つであります。

保 育 の 内 容

保育の内容は、保健指導と、生活指導と、家庭環境の整備の三つに大別されます。

第一の「保健指導」というのは、身体の発育並びに保健のために、健康診断、栄養、休息その他の処置がとられ、子供たちに子供らしい健康上の知識や、保健衛生上の習慣、並びに清潔習慣を身につけさせることとあります。

第二の「生活指導」というのは、遊びと生活の中に、将来のゆき方を指導することです。これは毎日の遊びを指導し、又身のまわりのことを自分で出来るように躡けるばかりでなく、工夫と創造に富んだ楽しい生活を生み出して行くこと、人として正しく強く生きること、自分の行動に対して自分で責任をもつこと、人と協力することなど、性格の基礎を養うことに重点が置かれます。

そしてそのためには、色々な遊びが自由に出来るように、豊富な材料が用意され、遊びに対して保母の適当な指導が必要なのであります。

就学前一年位の年令の子供や、低学年の学童の余暇指導を、保育所で行う場合は、小学校との関連も考え合せて行わなければなりません。これらはいくまで知識や技術を授けるために行われるものでなく、子供たちの生活を中心として、遊びの中に指導さるべきものであります。

そして子供たちは、この毎日の楽しい生活指導を通じて、身体の諸機能も、知能も、情操も、意志も発達してゆくのです。

第三の「家庭整備」というのは、子供たちにとつて大切な、又一番身近な環境である家庭を、子供たちの成長にふさわしい理想的なものに改めて行くことです。これは保育に欠けるという条件の下に、保育される子供たちの家庭には、特に必要なことでありまして、保母の力の及ぶかぎり、色々な方法を講じて努力することが大切であります。

保育の内容は、乳児、幼児、学童とでは幾分その内容も異つています。

児童福祉法では乳児とは満一才未満の子供を指しますが、最低基準の部屋などの規定は、乳児と満二才に満たない幼児を一つに取扱つています。

実際に保育所で子供を取り扱う場合は、生活年齢だけで組別けしたり、取り扱いを変えたりするよりもその子供の身体や精神の発達程度によつて適当な組別けし、保育すべきです。又その扱い方は乳児から幼児へ移行する時、特に気をつけて急激な変化がないようになりませんし、それも保育内容を如何に、個々の年齢の子供にあてはめるかということに問題があります。

然し、ここでは保育内容の説明を致しますので便宜上、乳児、幼児、学童、家庭の四つに分けて書きますよう。

1. 乳児の保育

（一）「乳児保育の具体的内容」

乳児保育の場合は、年長の幼児と違つて、健康保育と生活訓練とが全然一つであります。人格を育てるために、先ず習慣を身につけることを教える必要があります。ですから、よい人格を育てるために、よい生活習慣を身につけてやるのが、乳児保育の主眼点であると云えましょう。

「健康生活の基本的習慣」

イ 睡 眠

昔から「ねる子は育つ」と云われていますが、乳児の睡眠は發育するためにも、疲労を恢復するためにも必要であります。乳児の一日の睡眠時間は

生後六カ月までは

約十五・六時間

七カ月から十二カ月までは

約十四・五時間

一年から三年までは

約十三・四時間

であります。

保育所では、大体毎日の睡眠時間を定めて、部屋を薄暗くするとか、すぎ間風や直接的でなく換気をよくするとか、子供同志も睡眠を妨げることがないようにして、乳児時代から熟睡する習慣をつけ、神経の高ぶらない健康な性格の基礎を作つて欲しいものです。

授乳

乳児に最も適当な栄養は母乳でありますから、働きに出かける母親も、なるべく保育所に来て、或はその都度、来られなければ昼休みだけでも来て、授乳するように母親を指導すべきであります。

授乳の回数は、生後三カ月までは大体三時間おき、一日六・七回（午前六時、九時、正午、午後三時、六時、九時、十二時）、三カ月以上は四時間おき、一日四回（午前六時、十時、午後二時、六時、十時）で七カ月から離乳準備が初まり、十カ月から一年までが離乳期になります。

授乳に際しては、母乳の量と質や赤ん坊の吸飲力、体力、精神状態などと睨み合せて、母親の仕事の都合や、盲目的愛情などに左右されずに、適当に処理するように指導することが大切であります。これは母乳の場合だけでなく、人工栄養の場合、又離乳食を与える時も同じことです。銘々の体質や發育状態が違えばかりでなく、季節や健康状態などによつて変化があることも考慮に入れなければなりません。

尚冷蔵庫等の設備のない保育所では、乳製品は腐敗しやすいから、必要の都度調乳し、夏期に

は生牛乳よりは粉乳を使用し哺乳びん、乳くび等の消毒、調乳の際の清潔保持には特に注意します。

又生後六カ月をすぎた離乳期にある乳児の食事については、家庭と連絡を密にし、乳児の發育促進につくすと共に、お腹をこわさぬよう注意して頂きたい思います。

ハ 排 泄、おむつ

乳児はなるべく早く排泄の習慣をつけて、おむつがいらなくなるようにしてやります。大便は三・四カ月から、小便は十二カ月から躰けられると云いますが、躰の出来る前は、なるべく時間毎、或は濡れた度に換えて、何時も乾いているようにすることは、凡ての清潔習慣の基です。なお、おむつのあて方はなるべく子供の運動を妨げないようにし、足をバタバタさせるようになったら、なるべく太腿ぐらゐまでにし、足先は自由にしておき、又一人でえんこ、するようになったら、三角おむつにしてきつくないカバーをかけて置く方がよろしい。

ニ 整 容

身なりはその人柄をあらわします。きちんとした身なりに、垢のつかない衿の人は、見るからに奥ゆかしく思いますが、ボタンのはずれた人、ほろこびた服を平気で着ている人は、その人柄も低く見られます。それらの習慣の基礎は、乳幼児の時の扱い方に原因する所が多いのですから清潔な整頓された着物をきちんと着せるように、又寝具やおむつなどは、いつも垢のない乾いたものを用いるように注意しましょう。

ホ 清 拭

乳児は汗垢など新陳代謝による皮下組織からの排泄物で何時も不潔になり、それに皮膚が柔いので、ちよつとした刺激にも、爛れたり傷いたりします。ですから何時も身体各部を清潔に保つ必要があります。

乳児は一日一回、お湯で絞つたタオルで身体中を、殊にあごの下、腋の下、お尻など拭いて、

何時も清潔にしなければなりません。殊に大小便のあとは、必ずお尻やひだの所などただれないように湯で絞った手拭でよく拭いて、シツカロールをふつてやるなど、何時も清潔にするように努力します。

へ 入 浴

入浴は身体を清潔にするほか。皮膚を丈夫にし、血行をよくして発育を助けます。乳児の入浴は、浴用盥、洗面器、うすべり程度の設備があれば出来るのですから、一日置きにでもぜひ実行して欲しいものであります。

ト 日 光 浴

若し赤ん坊を少しも日光にあてなければ、赤ん坊は豆もやしのように、青白いひよろひよろした身体の特主になります。ですから毎日の日課に、天気さえ良ければ必ず外遊びの時間を入れなければなりません。冬期は余り風のない暖い日は外で、風のある日は室内で又夏期は朝の涼しい時間を選びます。極く小さい赤ん坊は首から上が蔭になるように工夫し、はいはいする子供には帽子をかぶせて日のあたる部屋で遊ばせつつ、日光浴をさせます。時間は最初五分位から始め、三十分位まで延ばします。これは赤ん坊の娯楽時間でもあり、勉強時間でもあります。

チ 空 気 浴

新鮮な空気は、発育の旺盛な乳児にとって必要なことは云うまでもありません。ですから乳児室は冬でも、寒いだろうなどといって窓を閉めて炭火をたいたりしないで、どんな寒い冬でも暖かい時間を見計つて窓を開け、新鮮な空気が流通するようにします。

赤ん坊が三カ月位になつて首が坐つたら乳母車の大きなものにでも乗せて、公園緑地などに散歩に出て、新鮮な空気を満喫させてやりたいものです。これは身体の発育のためだけでなく、精神の発達のために大いに役立つからです。

リ 乾 布 摩 擦

日光浴や、外遊びに慣れて来たら、先ず手足のように外に出ている部分から徐々に始めて、身体全体を乾いたカオルで摩擦をしてやります。これは日光浴の時間に限らず、おむつを取りかえる時や、お風呂から上った時などを利用して極く短い時間、身体を摩擦してやりますと皮膚が非常に丈夫になり、抵抗力が出来ます。

ヌ 乳 児 体 操

乳児体操は最も赤ん坊の好きなことで、乳児体操をするとよくキヤツキヤツと声を立てて喜ぶぶものです。

内容としては、六七カ月までの赤ん坊なら、寝せたまま両手を持つて「一、二、」の掛声と共に曲げたり、伸したり、廻したり、両足を同様にしたりします。又腹ばいにさせ、頭の上で呼んで首を上げさせたり、下ろしたり、腹ばいのまゝ両手をそつと持ち上げてやるなど、色々と工夫をすれば、赤ん坊の喜ぶ乳児体操が出来ましよう。勿論これは赤ん坊の自然な動きを助ける様にするのでありまして無理な動作をさせる事はさげなければなりません。

ル お遊び・玩具

乳児の保育では、特別に遊びのことについて考えなくてもよいと思つておられる方が多いと思いますが、乳児には乳児らしい刺激のある楽しい雰囲気と環境の中で、乳児に似つかわしい遊びが指導されなければなりません。

例えば、静かな明るい音楽を、レコードやラヂオや実演により聞かせたり、保育と子供と相對して、静かに話し合いをしたり、時には「チヨキチヨキアババ、カイグリカイグリバア、オツムテンテン」などして遊ばせるとか、或は散歩に連れて出るなど色々な方法をもつて遊ばせるのです。

又小さい子供にはガラガラやオルゴール、はいはい児には縫いぐるみ人形や車のついた玩具でころがるもの、よちよち歩きの子供には押し車などの玩具を与えて、遊ばせることも必要です。

こうして乳児は知慧づき、情操も意志も発達して行くのであります。

オ 発育と伝染病予防

乳児は毎日毎日発育をしているのから、すくなくとも毎週一回は、体重測定をなし、標準発育表の曲線と比較し、大体平行しているかどうかを調べ、若し体重増加不良の時は、先ず栄養方法に欠点がないか、よくその栄養法を検討し、或は、結核、梅毒、その他乳児特有の疾患がないか医師の診察をうけます。

乳児は、麻疹、百日咳、ジフテリア、赤痢、インフルエンザ等伝染病に対する抵抗力が弱く、年齢別では一歳未満の死亡率が最も高いので、幼児から感染せぬよう、居室は幼児と完全に隔離し、特に保母等職員の被服も、乳児を扱う場合は幼児と別とし注意をおこたぬ事、参観者等外来者は勿論幼児室には入れぬ事、特に麻疹、インフルエンザ等伝染病の流行期には特別注意を払います。

伝染病の疑いある乳児は他の乳児の感染予防のため、家庭に帰す等の処置を致します。又入所の際には必ず種痘、ジフテリア、百日咳、B O G の予防接種が実施されているか否かを確かめ必ず、予防接種をさせる事、B O G については入所後も定期に受けるよう指導します。その他最近全国各地の乳幼児検診において、クル病素質を持つ児童が多く報告されているから、医師の指導をしばしば受けビタミンDの補食も食餌に加えますよう。

(二)

「乳児保育のプログラム」

イ 六・七カ月頃の乳児の一日

登所——七、〇〇から八、〇〇までの間

健康状態の観察——おむつも換える

日光浴、乳児体操、全身清拭又は入浴

食餌（授乳）——一〇、〇〇

お遊び——一〇、〇〇——一一、〇〇

食餌（授乳）——一二、〇〇

安静——一二、〇〇——二、〇〇

食餌（授乳）——二、〇〇

お遊び——二、〇〇——四、〇〇

食餌（授乳）——四、〇〇

個別検査

退所

食餌は子供によつて考える。離乳食を初める子供には、十二時と四時には重いものを、十時と二時には果汁や番茶のようなものを考える。牛乳だけの子供の中、家庭で前頁の授乳の時間のような与え方をしている乳児には、十二時と四時には果汁や番茶程度のものにする。

ロ 離乳食以後の乳児の一日

食餌（牛乳又は果汁など）——九、〇〇

食餌（離乳食）——一二、〇〇

食餌（牛乳果汁と軽い菓子など）——三、〇〇

2. 幼児保育

（一）「幼児保育の具体的内容」

保育所における幼児の保育の内容は、児童福祉施設最低基準によりますと、健康状態の観察、個別検査、自由遊び、午睡、学校教育法に規定する健康診断などであります。

イ 健康状態の観察

保育所に子供たちが来るのを、保母は玄関で待機していて、親が送りに来たら短い言葉の中に、前夜の子供の健康を聞き、保育所の方から連絡すべきことを短い時間に要領よく済まし、安心して

仕事に行けるようにします。年長の子供は一人で来るか、友だちと一緒に来るでしよう。保母は元気のよいおはようの掛け声のあと、家庭連絡簿があればそれを受けとり、次に子供たちが元気であるか、熱はないか、顔色はよいか、目鼻耳、皮膚などに疹はできてないか、顔や手足、頭髮はきれいか、服装は清潔であるかどうか等を一人一人丁寧に観察するのです。

これは漠然とでなく、保母が輪番制で当番をきめ、玄関が広ければ小さい机をおき、その上に救急箱を置いて、出来れば最初の子供から最後の子供まで一人の保母が責任をもつて観察する方がよいと思います。そしてもし病気の子供を発見したら医務室か保母室に休ませ、直ぐ囑託医に連絡をとり、その指図に従い、その他の簡単なことなら自分で処置します。

又身体や服装などの清潔状態などは、子供によつてはその時手をかけてやるか、子供自身でするように指導するか、爪切りやしらみとりのように時間のかかることは、後の自由遊びの時にするようになります。

口 個別検査

保母は、一日中子供たちの一人一人の保育活動を注意すると同時に、怪我や清潔については細心の注意を払っているわけですが、帰る前にも一度、一人一人を個別的に検査して、よくないと思われる点はなとしてやつて帰すのであります。

最低基準によりますと、子供たちの身体や清潔状態又服装などに何か変つた所を発見したら、適當な措置をとらなければならぬと書いてあつて、例えば夏のあせもの手当がしてなかつたり、鼻をたれている子供や、お洩しした子供がほつておかれるということとは、法律的に云つても保育内容が行われていないということになるわけであります。

こういう保健衛生指導や生活訓練など、一般の人から、絵を描くこと絵本を上手に読むことなどより、教育的価値のないことのようには思われがちでありますが、これこそ知識以前のものというより、人間としての価値判断からいうとより高いものと申し上げたいことでもあります。国民の道徳と

か文化は活字を上手に読み書きすることなく、どんな思想でどんな生活するかということにあると思います。社会人として育ち行く最初の幼児期に自分自身で清潔な衛生的な生活をするを学ばせることは、国中の文化水準を上げるためにも必要なことだと思われれます。

ハ 自由遊び

自由遊びという言葉が、一般に使われる時は、子供たちが何の束縛もなく自発的に楽しく一生懸命に遊ぶことを云いますが、保育所の保育内容としての自由遊びも、矢張り根本的には同じで、唯その活動としては、最低基準令第五十五条第一項の五にあるように、音楽、リズム、絵画、製作お話、自然観察、社会観察、集団遊びなどが含まれているのであります。

云いかえますと、音楽、リズム、絵画、製作、お話、自然観察、社会観察、集団遊びなどが自由遊びの形で行われるのであります。即ち自発的に楽しく、一生懸命に、而かも何の束縛もなく、自然の流れに従つて行われることを意味します。勿論一年中自由遊びでなく、就学間近い子供たちには、小学校のように一定の時間に決つたことをしても差支えないし、或時は基礎的な訓練も必要なのであります。それは特別な目的をもつた場合であつて、本来は自由遊びであることを考えて頂きたいし、特に保育所に慣れないため、未だ十分遊べない子供が、机の前に腰かけさせられて、自分の意志も興味もないのに絵画製作の指導を受けるといふことがないようにしたいものです。

ニ 休息

保育所対象の子供は、特に朝が早いのですからせひ午前中に一度、五才児は約十五分から二十分間、三才児は三十分間の休息が必要です。又ツベルクリン反応の陽性の要注意の子供は部屋を別にして約三十分位の安静を絶体にとらす必要があります。

子供たちが過激な運動と運動の間に二・三十分間休息することは、身体的方面から云つても、精神的方面から云つても、大切なことであります。

三才児なら、なるべく身体を横にして休ませた方がよいが、四・五才児なら設備などの関係で横

に寝せることが難しい場合は、椅子にかけたまま手枕で眼を閉ちさせて、先生の静かな歌か、レコードの静かな曲を聞せるなどして、五官も、運動機官も、脳髓も、感情も、休めるように致します。設備といつても、ござや毛布があれば、夏間は事足りるのですし、又、休息とまで行かなくとも、ミルクなどの間食がすんだ直後は、全部の子供たちが静かに過すことが出来るようなプログラムを立てて下さい。その方が、栄養消化の上からも、よいことです。

ホ 午 睡

保母は保育所で、子供たちが、唱歌を上手に歌い。折り紙を正確に折ると云うことについて指導するよりも、より以上に個々の子供の家庭での睡眠時間は十分であるか、眠りが浅いか、深いか、寝つきは良いか、夢を見るか、睡眠と心身の疲労回復との関係などを十分に調査して、個々の子供たちのことを考慮しながら、午睡の指導をする必要があります。

午睡は家庭での睡眠状態を調査し、三・四才児は合計十二・三時間、五・六才児は十一・二時間睡眠がとれるようにしたいものです。家庭によつては夜の睡眠だけで十分な場合もありますし、が、家庭の保育に欠ける子供を主体として考えて、寝具の出し入れや、手洗いなどの時間も含めて、一・二才児は二時間、三・四才児は一時間半、五・六才児は一時間の時間をとるようにしましょう。

午睡の注意としては、静かな、そして余り明るくない環境を作つてやること、どの子供も眠ることを原則とすることにあります。子供の体質や家庭での睡眠時間の関係で仲々寝つかない子供がいたり、一旦眠つたら何時までも起きない子供など午睡にしても色々な型があります。眠れない子供もこの時間は静かに横にさせて置くようにし、眠れない子供だけが、外でブランコに乗つたりして、眠りかけている子の刺激になるようなことがないようにし、又眠つたら、仲々起きない子供も時間が来たら起すようにして習慣づけてやります。

午睡の前後の用具の出し入れは、自分たちでさせること、又年少の子供には午睡の前後に排泄をうながすことなどに注意します。

なお、子供は寝ている時、汗をかきましますから、ふとん類は時々日光にあてたり、又、地域の有志婦人などに協力して頂いて一カ月に一度位シーツを一年一回ふとんの洗濯をするようにします。

へ 間食

保育所では、保育時間が長く、働きに出かける母親と、早朝に朝食をとり、又夜遅く夕食を食べて、お腹もすくことでありますから、午後はぜひ、出来れば午前も間食を入れた方がよいと思います。

午前の間食は、粉乳をといったものか、又は果汁とビスケットのような軽いものがよく、午後の間食は、粉乳入の芋団子のようにお腹にもつものがよいと思われまします。

間食の前に手を洗つたり、口をすすいだり、鼻をかんたりすること、腰かけて落ついて姿勢をよくして頂くこと。よく噛んで、こぼさないようにすること、「頂きまします」「御馳走さま」などということ、机の上を拭いたり片づけたりすること、器の出し入れを手伝うことなどの生活訓練を入れることは申すまでもありません。

ト 昼食（給食）

保育所の給食は、発育ざかりの子供たちに、もつとも必要である動物性蛋白質と、吸収しやすい状態の石灰や磷を沢山含んでいる脱脂粉乳を主として行います。給食をするには、厚生省児童局保育課から出ている「保育施設給食の手引」を熟読し、実践して下さることを希望します。

唯、ぜひ念頭にに入れて置いて頂きたいことは、給食は漠然と子供や母親達を喜ばせるために実施されているのではなく、大切な保育内容の一つであるということですから成長しつつある子供たちに、栄養が不足であることは、その子の将来の健康のために良くないばかりでなくその人となりにも面白くない影響を及ぼすものです。

子供にとつて昼食は一日の中で一番大切な食事です。朝はどここの家でも大体ごく簡単な食事をします。又夜は比較的に馳走があつても、子供には余り多く食べさせることは出来ないであります。

から、屋には出来るだけゆつくりと、十分にとのえられた片寄らない栄養食をあたえることが、是非必要なのであります。

ところが、お弁当には、汁物が入れられないし、温度がさめても味のかわるぬもの、又他のものと一緒に入れても味や香が移らないものでなければならぬので、温かい変化のある給食で十分な栄養を与えることが望ましいのです。

又同じ食物を食べることによつて、貧困な家庭の子供の劣等感を無くするばかりでなく、友だちとして謂ゆる同じ釜の飯を食べる親しみを覚える親しみを覚えるわけで、子供たち社会性の発達にも役立ちます。

食事のしつけとしては、間食の欄に大体書いてあることと同じですが、その外、お湯や弁当、給食品などを配ることなどは子供たちの出来る範囲で、適当に手伝わせることも生活訓練の一つであります。又、栄養の知識を与えるという意味から、その日の給食について、子供たちの分り易い栄養の知識を話してやるのもよいことでしよう。

食べ物の好き嫌いをいう子供に対しては、調理する時に、子供の好きな味付けにするとか、形をなくしたり、子供の喜ぶ形に切りかえたりするとか、具をまぎらすようにするなどの工夫をすると共に、家庭に話して、保育所と同じ方針で偏食矯正をやつて貰います。即ち給食は、他の保育内容と同じに、家庭における食生活の改善をうながす所まで働きかけて初めて、その効果が認められるものであるのです。出来るだけ、この機会を利用して、家庭の理解と関心とを深める様努力致します。なお給食実施上の注意を簡単に申しますと、一計画的に、二科学的に、三清潔に、四記録は直ぐに、と云うことです。

一、計画的に——まず、給食をするということが計画され、物資貯蔵室、働き易い調理場、最少限の調理具、給食用具の入れ場、保母の仕事の分担、日々の献立、材料の仕入れ、各分担者の仕事の段どり、働き易い保母の身構え、適当な時間に作つて、作つたものを運ぶ場所と手順に至る

まで、凡て計画的に行われなければなりません。場当り式にその日その日で変つたりすることは、時間的に、又精神的に、非常に不経済なことですし、子供の生活訓練の上からも面白くないことです。

二、科学的に—— 先ず、幼児に必要な栄養基準量から割出された保育施設給食の基準を念頭に置き、献立を立てること、慣れるまでは必ず食品栄養価分析表を見て、栄養が片寄らぬようにすること、何時も秤を使用して眼量りとか、手加減とかいうことは止めること、その食品の持ち味と大切な栄養を失わない為の調理法を絶えず研究して科学的な調理をすること、燃料、調味料、食品などの性格を科学的に研究し、経済的な使用方法をすることなど、凡てに科学的な取計いをすることが肝心です。

三、清潔に—— 食べ物に清潔はつきものです。お皿に盛つた御馳走がどんなによく出来ていても、台所の棚の隅にネズミのふんがあつたり、ふきんが汚れていたり、罐の中の粉乳に虫がついていたりしては落第です。

台所の風通し、調理室の行き届いた掃除、調理器具、給食用具の整理、整頓、よく洗つたエプロン、短く切つた爪などこそ給食に不可欠な条件となるものきす。

調理担当者は、伝染病の保菌者でないかを、月一回検便すること、食器、ふきん類は毎日消毒すること、一週一回調理用具その他を磨くこと、手じかに石鹼と手拭を用意して置いて、汚れる度に手を洗ふことなどは、極くつまらないことのようにですが、とても大切な事柄であります。

四、記録は直ぐに—— どんなに立派な献立と予定表を立てゝ置いても、これを実際に致します時は、材料と変つたりします。そこで、予定表と実践記録とは別個のもので、毎日献立表を立てると同様に、必ず毎日記録が必要であります。記録には、材料、分量、価格、献立、カロリー、一人宛計数等の外に必ず反省欄を設け、その日の調理と給食に対しての感想を書くように致します。又、子供たちがよろこんだり、其の他の点で成功した場合には記入しておいて、纏めてお母さん

や他の人に教えるようにしましょう。又給食をはじめ前の子供の身長体重など健康調査、精神発達について調査記録し、一ヵ月毎に日を決めて同じ調査をして、その変化を記入して行くなど、給食が個々に及ぼす影響についてよく調査して行くことも結構であります。

その他、栄養出納簿を用意して、給食に関する毎月の栄養出納を明らかにすると共に、材料の出し入れについても伝票を正しく記録して帳簿と現物とが常に一致するようにしておくことが大切であります。

参考のため、毎日の栄養出納を掲載します。

なお給食の運営を円滑にするために、有識経験者を委員に委嘱して、保育所の当事者として給食運営会を組織し、この運営会で給食の運営をして行くようにすることが考えられます。運営会の規程については左の準則を参考に掲げておきます。

〇〇保育所給食運営会規程準則

第一条 〇〇保育所給食運営会（以下運営会という）は給食の円滑なる運営を図ることを以て目的とする。

第二条 運営会は会長一人委員九人以内で組織する。

第三条 委員は給食関係職員、児童の保護者及びその他適当なる者につき保育所長が委嘱する。

第四条 会長は委員の互選とする。会長は会務を総理する。

会長が事故あるときは、会長の指名した委員がその職務を代理する。

第五条 委員の任期は一年とする。

但し特別の事由がある場合においては、任期中と雖も解嘱することを妨げない。

第六条 運営会は第一条の目的を達するため左の会務を行う

一 給食用物資の確保

二 給食用資材（設備、燃料その他）の確保

三 調理の指導と協力

四 其の他必要な事項

第七条 運営会は毎月一回会長これを召集する。

第八条 運営会に書記二人以内をおく。書記は会長が任命する。

書記は会長の指揮を受けて庶務に従事する。

附 則

この規程は昭和 年 月 日から施行する。

(二) 「保育の在り方」

保育の形式は、個々の子供たちの指導の点から考えて適当な形がとられるべきであります。保育に欠ける子供のよりよき成長を願う保育の一番よき方法は自由遊びの形であると思います。

これは鐘かピアノの合図で一斉に保育室に入り、保育の予定した時間に、予定した保育活動をしたい子供もしたくない子供も一緒にするというのでなく、歌を歌いたい子供が歌い、お話をききたい子供が先生に要求してお話をきき、毛虫を発見した子供が中心になつて自然観察が始まるという具合の保育なのです。自由遊びと申しますと保育室のあちらこちらで、余りにもてんでんばらばらな遊びをするのだらうと思えるかも知れません。然し色々な形の遊びが行われていて、漠然と見えていても個々の子供たちが、興味をもつて、ありつたけの力を出して遊んでいるのなら、遊びつつその子は成長しているわけですからそれでよいのです。

その子供たちの個々の遊びの中に、如何に子供たちが成長しているか、どの子も洩れなく成長の段階にあるかを見て、その妨げを除き、よき遊びが行われるように指導するのが保育の仕事なのです。

大抵の場合、子供たちは刺激されやすいし模倣性も強い関係で、好きな遊びを初めた友だちとのグループで遊ぶ子供には、子供たちの社会性が発達して行き、知的方面も発達して行くのです。

遊びの種類としては自由遊び、音楽、リズム、絵画、製作、お話、ごっこ遊び、劇遊び、集団遊び、

自然観察、社会観察などの何れも片よらないように行われることを望ましいものです。

唯、こうした遊びが最も理想的な形で行われるためには、環境整備ということが大切であると同時に、或程度の基礎指導も必要であります。この基礎指導はあくまで強制的に行われないうようにしましょう。例えば音楽鑑賞指導などでも、午睡の前後とか、積木遊びをしながら聞いているという形でよいのです。

唯こうしたほんとうの自由遊びには保育室の広さと設備と先生方の保育技術に待つ所が多いのです。どの子供もが自由に遊べるだけのおもちやや保育用具もありたいし、お隣同志の遊びを邪魔ない場所が欲しいし、色々な遊びをしている子供たちに万遍なく注意し指導の出来る先生の技術が欲しいわけです。

唯色々な都合で三拍子揃わない場合もありましょうから、その時は一斉に一つ所にまとめて保育しなければならぬことになると思います。一カ所に集めて音楽や製作指導するのは、一番能率的で、先生としてはやりやすく少し人数が多くても、又狭い場所でもよいわけですが、それは一方から云つて子供たちの自由な活動が行われているとは思いません。幼児殊に年少幼児は自由遊びの形が一番よいのです。然しやむを得ず一斉に集めて保育をする時には、なるべく個個子供たちをよく見つめて、子供たちの成長にふさわしい指導をすること、誰もの興味や要求が満されるように指導することがぜひ必要であります。

と云つて子供をまとめて保育することがいけないというのではありません。グループに入ることの嫌いな子供を指導するために、又興味や遊びが片よらないために、又お互いよい刺激を受けるために一斉に保育をすることも必要です。要は、個々の子供を見つめて、それぞれの子供たちに必要な指導を与えるようにするわけです。

(三) 「一日のプログラム」

保育所の一日の保育計画は、このような保育活動が自由に行われるような組み合わせ方をしなければなりません。

せん。

子供の自由な活動を重んじるからといって朝から晩まで全然時間割がないのでも困ります。そこで大
体の特別に変つた保育活動が行われる以外は、左のように致します。

一日の保育計画の中、大体時間の定まつている日課は、身体に関係のあることからです。身体的なこ
とは、非常に習慣がつき易く、又壊れ易いので、毎日時間を決めて置いた方がよいし健康的な習慣は、
その子の生涯の健康を左右することになりますから、ごっこ遊びなどが、非常に発展する時でも、休息、
午睡などを守るように注意しましょう。又四季を通じて天気の良い時には、屋外で遊ぶことを奨励しま
す。

年少組（二・三才）夏の一日プログラムの例

○登所一七時頃から

地域や季節又家庭の状態で幾分変つてきます。

保母は、当番を定めて、一番早く来る子供より先に来て準備して待つている。そしておはようと心
よく迎える。母親か誰かが来たら、短い言葉の中に、子供の心身のことで当面したことを話したりし
て家庭との連絡を密にする。

帽子、靴を脱いで所定の場所に置くように、手を添えても幼児にさせる。

○健康状態の観察―登所した子供の健康状態を順々に調べる。

この内容については保育の内容の欄を参照されたい。

○自由遊び―健康状態の観察が済んだら、保育所専用の服があれば、着換えさせ、各自自由に遊ばせる。

屋外遊戯場で、砂場や滑台、ブランコで遊んだり、室内で積木、絵本、絵画、製作などをして遊んだり
だりさせる。二・三才児はグループになつて遊ぶことは出来ないから、なるべく押し車、引き車、乗
物等の遊具玩具は沢山備えてやる方がよい。

集団生活に慣れさせるため、八時半か九時頃、子供たちを集め、おはようの挨拶をさせたり、歌を

歌わせたりするのも一方法である。

○間食（出来れば）―午前九時半頃から約四十分。

どんなに時間が長くかかっても自分で手を洗い、うがいをさせ、礼儀正しく食べるようにする。

○休息―約四、五十分

ベットのがある所では、ベットに入れて静かにさせる。この時間に検温や、日光浴させたり、又、休息後に幼児体操などさせてもよい。

○自由遊び―時間の余裕があれば、自由に遊ばせる。

○昼食―十一時から約一時間半

時間をたつぷりかけて前後の手洗い、うがい、お弁当の開き方から、食事後のこぼれたものの仕末まで自分でさせる。

給食の嫌いなものにも、根強く食べさせる。

○午睡―十二時半から約二時間。

排泄、寝仕度など自分でさせる。検温をこの時してもよい。暑い時は、起きてから、しぼりタオルで、そうでない時は、乾布まさつをする。

○自由遊び―

時間の余裕があれば、自由に遊ばせる。

○間食―午後三時から約四十分

午前の間食の注意と同じ。

○個別検査、帰り仕度―約二十分。

服を着換える必要があれば着換えさせ、下着などぬいでいたら自分で着せる。弁当、家庭連絡簿その他持物を忘れぬように持たせ、皆で揃つて、さよならをして帰す。四時以後まで居残る子供が多ければ居残る子供は別に遊ばせて、帰る子供を羨ましがらせぬようにする。

○退所―四時、居残る子供たちは随時退所。

年長組（四・五才）夏の一日のプログラムの例（地域又は季節により斟酌する）

○登所―七時頃から

○健康状態の観察―登所した幼児の健康状態を順々に調べる。

○自由遊び―健康状態の観察が済んだら、各自自由に遊ぶ。

屋外遊戯場で滑台、ブランコにのつたり、室内で絵本を読んだり、積木をしたり絵画製作などする。子供の要求があれば、先生はピアノ弾き音楽やリズムもする。

或時は子供が花壇で芽の出たことや蕾を発見したことから皆で観察や畠の手入が始まり、間食までの時間続いて植物の世話をしてもよい。或時は皆で揃って散歩に出かけ、街を一巡して、社会観察をして来てもよいし、或或時はお八つを持つて少し離れた郊外に出かけるのもよい。

又、八時頃から約二十分間、遊戯室で朝の集り（挨拶、音楽リズム、その他）をしてから、約二十分間保育室で絵画、製作などして再び外遊びをするような場合もある。（但し一年中同じことをして型にめることは性格形成上面白くない。）

○間食（出来れば）―九時三十分から約三十分

手を洗い、うがいをさせ、台ふき、お皿配りなど手伝わせて間食する。間食の時に食事に対する礼儀作法をする。

○休息又は静かな遊び―約二十分

○自由遊び―休息後約一時間十分

○昼食―十一時三十分から十二時四十分まで皿洗い、うがい、台ふき、お湯配りなどの手伝い、食事の礼儀作法を指導する。

○午睡―昼食後約二時間

○自由遊び―午睡後約二十分

○間食―三時から約三十分

○個別検査、帰り仕度

○退職—四時、その他居残る子供たちは随時退所。

(四)「一年間の保育計画」

保育計画というのは、保育所で子供たちを保育するために予め立てる計画であります。一定の場所に定まつた相当数の子供を集め、年間を通して保育が行われるということになれば、当然場当たり式の保育は出来ません。そこで年間を通じた保育計画が必要になります。

何ことでもそうですが、現在の実態はどうであるかをつかまえ、最後の目標は何処に置くかということを見究め、その間の過程をどうするかを計画するのです。保育所に来ている子供たちの個々の姿、家庭や地域の状況などを知り、各自の立場に適應して国家社会に役立つ人間に育てるためにはどのようなするかを考えて、児童の精神発達、身体の発育の標準に照し合せて、過程を決めるのです。保育計画の立て方やその注意については、保育指針にゆずつて、ここでは一般的な方面から、考慮に入れるべき三つの事柄、自然界の変化、社会の出来事や年中行事、一年を通じた栄養と健康管理について書きましょう。

(イ) 自然界の変化については古くから幼児の保育カリキュラムに取り入れられています。自然界の変化というのは、春夏秋冬の季節により、気候、天体、動物、植物などの移り変りがあるのでありまして、子供たちの生活の周囲にあるものの神秘的な変化に対して深く観察する眼を開かせ、その美とその神秘と驚異とを知り、深く科学する心を持つようにすることが目的であります。

(ロ) 社会の出来事の中、適当なものをプログラムの中に入れ子供たちが子供ながらに、子供らしく社会に関心を持ち、正しい理解と批判力を持つようにします。例えば、社会の組織、共同責任の分担などについては、子供たちのしたしみのある郵便屋さんや、電車汽車、或はトラック等の輸送の話通信や交通輸送機関について、学校や診療所など、お医者さんの仕事、それからお魚屋さんや八百屋さん等の売りやさんのこと、靴造り、帽子造り、又大工さん、やねやさんお百姓さんの仕事等、目に見えた事物についてその機を活用して分るだけ観察させる事が大切です。それから外国や国際交友のこと世界と日本の問題などについて考える事も出来ます。

取り上げるべき社会暦としては、国民の祝日である天皇誕生日、憲法記念日、こどもの日、秋分

の日、文化の日、勤労感謝の日、元日、成人の日、春分の日、その他の祝日としては端午の節句、母の日、七夕、月見、七五三、皇太子誕生日、節分、雛祭り、皇居誕生日などがあり、このほか保育所の年中行事としては創立記念日、春秋の遠足、運動会、毎月の誕生日会、新入の友だちを迎える会、学校へ上る友だちを祝う会その他が行われます。

こうしたことは最早幼児保育の常識ですから略しますが、ぜひ考慮に入れなければならないことは、次の健康管理です。

い) 健康管理、子供たちの唱歌がどれだけ上手になつたか、折り紙が正確に折れるようになつたかということに注意することは必要です。しかし、身体の発育や健康に対しては、それと同じ程度以上に注意を払うことが必要です。

毎朝の健康状態の観察の外、一年を通じての健康管理としては、

a 入所願書と共に、その子供の出産当時の状況、その後の既往症、家人の健康状態、保健に対する知識、態度、家屋が健康に適しているか、周囲が衛生的であるかなどのことを調査し記録する。

b 入所前に身体検査を行い、集団生活をするにふさわしい健康状態であるかを調査記入する。

c 定期身体検査を少くとも二回行う。

d 伝染病調査、殊にツベルクリンの検査は少くとも年三回行う必要がある。

e 必要に応じて結核予防処置（BCG）を行う。

f ジフテリア、百日咳、麻疹、その他伝染病の流行時には必ず予防処置を行う。

g 必要に応じて性病検査を行う。

h 月一回寄生虫の検査を行い、寄生虫の駆除を行うこと。

この外子供たちに対して、歯の衛生、歯磨きについて教えたりすることも、又大切なことであり、或は適当な時期を選んで健康、栄養について考えさせる紙芝居、人形芝居などで、適当な指導をするとか、大切な栄養食品を絵にしたり、切紙にしたりして貼るとか、体格検査測定のアとで、身長、体重などのグラフを作つて、保育所の壁にはつたり、標準数量を謄写版刷りにして本人のものを記入して家庭に持つて帰らせるなどすることも大切であります。

3 学童の指導

この学童については、二の「保育所の対象」の項で説明したように、低学年の子供の中、特に保育に欠ける家庭の子供たちが対象になるのであります。

即ち、保育の任に当るべき母親が労働、又は病氣のために子供を見てやることが出来ない子供たちの中、年長の兄弟かその他適当な指導者のない子供たちは、小学校に上つてからも、今まで保育して貰っていた保育所で、性質、体質をよく知っている保母から引続いて指導されることは非常に望ましいことで、その子のためには、ほんとうに幸なことであります。

(一) 「学童指導の在り方」

子供たちは、朝母親の声に送られて、母親より先に家を出て保育所に参ります。この頃小学校は、設備などの関係で始業がまちまちであります。始業時間前になつたら子供たちは、保母に注意され、(自分で時間が守れたら自分で)保母に「行つて参ります」の挨拶して小学校に行き、授業が済んだら「唯今」と保育所に帰つて来て、保育所で昼飯や間食の世話を受け、遊びや復習に対して適当な指導を受けます。退所時間になつたら、外の子供と一諸に自分の家に帰ることになるのですが、この時間には他の乳幼児と同じ様に個々の母親の仕事の都合によります。

児童の一日のプログラムは、個々の年令と学年に即したもので、而かも幼児のプログラムを互に妨げないような方法で運用されなければなりません。例えば、小学校入学したての小さい子供であるなら、保育所の子供の「おはようの集い」の時は、後に椅子を置くなどして一つになることはあるとしても、学童だけが学童らしい遊びをする事が出来るようになれば図書室のもので、学童専用の室が与えられるとか、出来なければ、保母室や廊下の一隅に学童用の図書棚や遊具入れを用意し、学童の適当な図書、遊具など備えて欲しいものです。

(二) 「復習」

母親が全然子供を見てやる事が出来ない場合、又家庭に適当な学習指導者がなかつたりする場合

は、保母の出来る程度の学習指導をしてやることはよいが、単に復習程度に留めて、学校の延長のようなことは避けなければなりません。これも初めから終りまで指導する必要はなく、子供達が自分らで落ちついて楽しく勉強するよう環境を作つてやれば、自然に復習をするようになります。その環境については、六の「保育所の設備」の4『具体的な設備の使い方』で申し述べましょう。

四 「レクリエーション」

保育所における学童の指導は、学校の小さいものでなく、家庭の延長の楽しいふん囲気の中に、子供らしい建設的な社会訓練が行われるのが目的であります。それで幼児の保育の年間の保育計画の中に入れた年中行事などは、学童たちの自らの楽しい計画によつて行われるように致します。又保母以外に適当な指導者（保育所への奉仕者、又は保育所の同窓生、大学、専門学校などの生徒有志）があれば、その人をリーダーにして、遠足、運動会、劇、音楽、などの発表会をすることもよいことでしょう。

4 家庭の指導

保母が、毎日の保育にどんなに心を砕いても、もし家庭の協力がなければ、到底よい結果が望めません。家庭の人たちの子供に対する理解を深めることは保育の内容の中でも大きなことの一つです。その大事な家庭の指導は、如何なる方法で行つたらよいでしょうか。

一 「先ず家庭の事情を把握すること」

家庭の事情を把握してはじめて、子供に対する理解を深め、家庭で指導の足りない点を保育所で補うようにつとめることが出来るのであります。

一人の子供を、家族やその他色々な種類の人たちが取り巻いています。子供に栄養失調の湿疹が出ていても、こうやく丈はつておく母親もありましょう。満二才になつてもお乳を離すことが出来ないしながら、子供に独立心のない事をなげいている母親があるかと思えば、教育的には高い理想を抱きながら、心を鬼にして子供をかえりみる暇もなく、明日の食事の代を稼いでいる母親もありましょ

う。

そこで保育所は、個々と子供の、それぞれの家庭の事情を把握して、それぞれの欠陥を出来るだけ補うように努めなければならないのです。毎日の保育以外に、経済保護、医療保護などをするなど家族の人々への複雑な指導を必要とする場合があります。専門の技術を必要とする問題については児童相談所や社会福祉事務所と連絡をとって、家庭の環境を良くすることに努力致します。例えば、生活保護を必要とする家庭については児童委員から福祉事務所に話して貰い、不良行為をする兄弟があれば児童相談所に通告し児童福祉司の指導を求めるなどの処置をするのです。

(二) 「家庭訪問」

家庭のこうした指導をするのに、色々な方法があります。

朝、保育所に子供を送ってきた祖母に、或は路傍で袖を振り合せた買物籠さげた母親に、或は電車の停留所で顔を合せた父親に、みじかい言葉で具体的に要領よく子供の問題について話します。

又一番よいことは家庭訪問して赤ん坊を守りしている祖母、洗濯している母親の側に行つて、赤ん坊をあやしたり、井戸水を汲む手伝をしながら、子供の問題について話すことも一つの方法であります。

保育所の保母は大変忙しいのですが、憶劫がらずに足まめに家庭訪問をすることが望ましいのです。子供が一カ月以上も休んでから製作品など持つて見舞に行くより、休んだ日かその日に保育所の勤務帰りにでも、一寸声をかける方が、母親にとつても嬉しく感じられるでしょう。

子供たちの帰りに同道して、順々に子供を送りながら、母親に声をかけるとか、病氣の子供を見舞に行く時は、その地域の家庭訪問をついでにするとかして、なるべく親との接触の機会を多くし、前項の家庭の事情、地域の事情を知るとともに、家庭からも親しまれ信頼されて、初めて家庭指導が出来るのであります。

(三) 「母親クラブ・母の会について」

母親たちには幾つもの共通の問題があります。子供たちには隣り近所の遊び仲間、或は保育所の遊び仲間の間に起る共通の問題がたくさんあるのです。従来保育所では大抵父母の会、母の会などがつて講演会など開いていた所が多くあつたと思います。これらの会では母親たちは受身でお話を聞くだけが多かつたと思います。講演会の後で多少の懇談時間があつても忙しいお母さんたちは落ちつかなくなつたり、余り多くの人数のため質問しえない場合が多くあります。

そこで向う三軒両隣りの母親たちに話合の機会を与える為に母親の集りが必要になつて来ます。母親クラブでは、母の会に提供された幾つかの問題を、本当に懇談し講演者に聞いた事柄を各自の子供の場合にあてはめて検討して見るのです。

そしてこの場合の協力者は日常生活のよくわかつておられる保育所の保母であるのがよろしいのです。又母親たちの方に問題がある場合、例えば子供のお八つは、親の手からと決めても、近所の子供たちが五円十円と買い食いをしていると、自然同じように真似したくなるのが子供たちです。夕食後の外遊びは良くないし、夕食後は家庭団欒の時にしようという家庭の方針でも、近所の子供が誘いに来たり、自分の家の窓下で声がすると飛出して行きます。そこで子供を理想的に育てようという母親たちの間にはどうしても近所の協力が大切です。こういう意味で母親クラブは母の会の実践機関でもあります。保母は母親のクラブが自主的に成長して行くよう指導する適任者であります。時々外部からの応援者をもとめる事もよし、児童福祉司、或は児童相談所の職員その他、地方地方で得られる経験者を物色することも結構でしょう。要するにこのようなクラブは子供の成長と、その家庭環境の調整指導の上に欠く事のできないもので、母親クラブが地域全体の児童福祉思想の上にも役立つものだと思ひます。

つまり子供の生活には、家庭と保育所と社会との力がそれぞれ大きく影響するのでありますから、それらを最も理想的な環境として与えて行く研究と努力の話し合いの出来易い形が母親クラブによつて与えられればよいのであります。

職員

保育所の運営に必要な職員は、所長、保母、嘱託医、調理人、小使等です。最低基準には、「保母及び嘱託医を置かなければならない」とだけ規定されているのですが、その他の職員も、運営上当然必要なものであります。保母の数は、乳児又は満二才に満たない幼児おおむね十人以上につき一人以上、満二才以上の幼児おおむね三十人以上につき一人以上とし、保育所一カ所について二人以下になつてはいけません。（最低基準第五十三条）。しかし現在の措置費では満三才に満たない幼児までを含めて十人以上につき一人以上という考え方で計算されていますし、また所長、調理人、小使もそれぞれ計算にはいつています。職員の資格や任務は次の通りです。

1 所長

所長の人格

イ 児童福祉事業への理解 所長は何よりも児童福祉施設としての保育所の意義をよく認識した者であることが大切であります。保育所はかつての社会事業法の託児所や、旧生活保護法の託児事業の流れを汲んでいるのでありますが、全然個人的見地から保育所の経営をして、自ら所長になつてゐる人が全然ないと断言出来ない実状であるかと思ひます。所長は児童福祉事業が何であるかというをよく理解して、その観点に立ち、使命感に燃えてその務めを遂行すべきであります。

ロ 保母への理解 所長は保母を十分理解し、保母の仕事がやり易いようにしてやる必要があります。保母同志であまり面白くない空気がただよう場合もあり、才能や熱情のある保母が十分に働くことが出来ない場合もあり、或は精神的に肉体的に過労のため十分保育が出来ない場合もあります。具体的に差当り給料が少くて、或は新しい保育の方法が判らなくて、或は異常児をもて余して苦しんでいる保母もあります。その細かい事柄に対しても所長に指導して貰える保母は幸福です。そしてその所長の指導力こそ保育所が理想的に運営される源泉となるものであります。

ハ 児童への理解

所長は必ず子供に理解のある人でなければなりません。大人の物さしで子供を

計り、まるで子供を大人の小さいものであるかのように考え、大人の立場で批評したり指導したりすることは、子供の人権をじゅうりんするものであり、大げさな云い方をすれば、憲法の精神に逆うことになるのです。子供のいうことを為すことを子供の心になつて聞き、相手をしてやる人が真に子供の指導の出来る人であります。

(二) 所長の任務

イ 保育所内の仕事の統括 所長の第一の任務は、保育所内の仕事を統括することです。保育所の仕事は色々あります。各組毎に保育が行われ、それは身体の保護、性格の基礎訓練などが含まれます。眼に見える毎日の保育が行われる前に、子供たちの身体並びに性格、生いたちの調査も又記録も必要です。家庭整備は保育所の任務の中重要なものです。家庭整備をするためには家庭の訪問も必要ですし、又母親クラブ、母の会などによる指導も必要です。こうした保育と調査記録と家庭の指導が適当に行われているかどうかというを見て、これらの統括をすることが必要であります。若い保母の中には、自分の興味のある仕事にばかり熱中して他のより大切なことを省る心の余裕をもたない人もあります。例えば、日常の保育の音楽遊戲の研究に熱中して、その子供の両親を教育するという問題を全然無視したり、給食の報告書ばかり立派に出来ても、子供たちの個人記録は全然しないということはないかを指導する必要があります。

府県や市町村の計画による保母の現任訓練などに順次保母を参加させてその教養技術を向上させる事も必要であります。それ等適当な計画のない時には各自の施設内に於ても保母その他の職員が担当の仕事に対して適当な書物、雑誌、研究、訓練の機会をもつ事が出来る様計画指導することが必要であります。

なお、保育所の運営に関しては、終始一貫児童福祉という一つの信念と方針から、凡てのことが行われなければならないことは申すまでもありません。公開する学芸会のために、子供たちに無理をさせたり、重なる行事のために子供の幸福な保育の日常が犠牲にされるというようなことが起ら

ないように呉々も注意したいものであります。

ロ 給食運営会・職員会議などの開催 給食運営会については、四の(2)の昼食(給食)の項で、又職員会議については、七の(4)職員会議の頁の項で述べたのでありますが、これらの会の運営方針を定め、一年間を通じてプログラムを定めこれらの会を運営して行くのは所長の責任であります。

ハ 地域的社會活動の指導と他団体との協力 保育所はその地域の社會活動の中心となるべきものであります。その地域への働きかけの原動力は何といつても所長であり、その所長の信念であるのであります。

保育所がその地域の保育に欠ける子供を完全に全部保育するためにはぜひ、社會福祉事業所の十分な活動と児童委員の熱心な協力が必要です。現在のような保母数であれば、子供の保育に追われ勝ちですから、給食のために地域の婦人会の会員の中、時間の余裕をもつ人たちが協力して呉れたらどんなによいでしょう。

又實際協力することによつて、はじめて真に理解と関心をもつようになり得るのであります。同じ地域内に、保健所や病院、診療所があれば、入所前の定期の身体検査、予防接種、寄生虫駆除などに協力して貰いたいものです。

近くに児童相談所や、児童研究所のような所があれば、時々メンタルテストをして貰つたり、児童の心理や、教養について問題や疑問があつた場合、指導を願えれば保母はどんなに心強いでしょう。

その地域の小学校は、幼児たちが成長したら入学する所です。又その小学校に通っている低学年の児童の中、保育に欠けるものが保育所にくるのです。どうしても小学校とは密接な関係を持たなければなりません。

こうした施設の代表者と地域内の他の団体と完全に協力して、初めて保育所は一個の私人のものでなく、その地域全体の人たちのものとして活動が出来るのでありますし、又保育所の内部の活動

から申しましたが、児童の心身ともに健やかな育成と又児童のひとしい愛護が行われて、保育が全うされるのであります。

なお三の(4)の保育所の社会的使命と、八の保育所の地域的活動とを参照して下さい。

ニ 理事会又は経営委員会の統括 保育所が私立であれば、所長の重大な職務として理事会又は経営委員会の統率ということがあります。理事会又は経営委員会については、七の(3)理事会又は経営委員会の項で詳細に述べますが、私立保育所では理事会や経営委員会を運営する責任者は所長であり、運営の中心になるものは所長であります。

2 保 母

(一) 保母の人格

保母の人格として考えられる要件の第一は、先ず心が健全であるということです。乳児、幼児時代は「三つ子の魂百まで」と申して性格の基礎が出来あがる時でありますから、保母は音楽や製作が上手であることよりも、子供を扱う技術が円熟していることよりも、先ず保母自身の精神が健全であるということが、何より大切であります。

保母が朗らかな人で、屈託なく仕事を熱心によくやる人であれば、受持の子供たちも自然そのような性格の持主になります。保母が神経質で、何処となく陰気である人の受持つている組は、何処となく暗い感じを受けるのであります。これは子供達は勿論、保母自身も決して意識しないのですが、第三者が外からひよつくり子供たちに接しますと、はつきりこれが判るのであります。それは子供たちの一日の生活の中で起きている時間の大部分を占める八時間もの生活を指導する保母の精神的影響というものは、実に大きいということを立証するものであります。

それで、保母は先ずその乳幼児保育の使命の重大なことを自覚することが一番大切です。特に家庭で保育に欠ける子供たちを保育するのですから、それはその子自身のためのみならず、その子供の両親のため、又引いては国家の将来のために大きな影響を及ぼすものであります。保母はこのことを深

く心に留めて、毎日の生活を反省しつゝ、子供たちに良き感化を与えたいものであります。

又保母は誰とも協力の出来る人でありたいものです。乳幼児保育の仕事は、一人の保母の力では出来ません。保育所にいる保母の凡て、又所長やその他の職員や小使に至るまで、凡ての保育従事者の協力が必要であります。それだけではありません。児童委員や、地域の有力者との協力も必要です。ですから円満な性格、即ち自らの主義主張を持つていて、それらが理解されるよう協力をする一方、他の人の主義主張にも耳を傾け、自らを反省し、最も適当な道において協力して仕事をするという人でなければならぬのです。

そのために、保母は絶えず凡ての教養を磨くためにも心を配り、その身についた教養から毎日の保育が生れ、又毎日の保育を反省する度に教養も深めるといふよう努力したいものです。

殊に乳児を保育する保母は、慈愛の極化でなければ出来ません。乳児は心身ともに未発達で、未分化な状態であり又個々に違つた身体と心を持つているのですから、非常に繊細な愛情で見守つてやる必要があります。乳児保育は、出来れば実際に子供を育てた人がよいと思われれます。

(二) 保母の資格

保母は児童福祉施設に於いて児童の保育に従事する女子でありますから（施行令第十三条）保育所のみならず、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児童施設、虚弱児施設、し体不自由児施設等の児童福祉施設に於ても、児童の保育に従事するのも保母であります。また保母の資格のあるものは母子寮の寮母や教護院の教母になることができます。従つて保母の教養技術の幅は、非常に広いということになります。保母の資格を与えられるものは、第一に厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業した者、次は保母試験に合格した者、第三には、児童福祉事業に五年以上従事した者であつて、厚生大臣が特に適当と認定した者との三つになつてゐます。（施行令第十三条）

第一の保母を養成する施設というのは児童福祉施設で児童の保育に従事しようとする女子に対してその事業に必要な理論と実務を授ける所であります。その入所資格、第一に学校教育法による高等学

校を卒業した者か、文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者、又は満十八才になつた後に児童福祉施設で二年以上児童の保護に従事した者、その他厚生大臣が適当と認定した者であつて、入所試験を経て入所し、社会事業一般、ケースワーク、グループワーク、精神衛生学、教育心理学其の他の科目を学び、児童福祉施設で保育その他の科目の実習をし、二カ年の修業を経て卒業し、保母資格証明書を受けるのであります。

第二の保母試験は、各都道府県で知事の設けた保母試験委員の手により、毎年一回以上行われるのでありまして、受験資格は第一に学校教育法による高等学校を卒業した者か、又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定したもの、次は児童福祉施設で三年以上児童の保護に従事したもの、その他厚生大臣が適当と認定した者であります。この試験科目は、社会事業一般、児童心理学その他八科目であります。その合格は科目別に認められ願を出せば三カ年間のその科目の受験は免除されるのであります。

又厚生大臣が指定する学校又は施設でその指定する科目を専修した者はその科目の受験が免除されることにもなつています。

そうして全科目の試験に合格した者には、保母資格証明があたえられます。(施行規則第四十条から第四十七条までを参照のこと)

第三の児童福祉事業に五年以上従事した者であつて厚生大臣が適当と認定した者というのは、人格高潔で児童福祉に対して熱意を有する者であつて、心身ともに健全で児童福祉に秀いでた実績を有するもので、永年児童福祉事業に従事し第一、第二の方法で保母資格を得ることが難しい人たちにあたえられるものであります。この認定は昭和二十五年十二月三十一日以後は行われません。

保母の責任

保母は子供を保育所で預つている間、子供の心身が正常な発達をとげるために生活の凡てを指導する責任を負つてゐるのであります。子供が万一怪我をすれば、それは保母の責任であり、また同様に

四 職務内容

子供たちの心を傷つけたり、子供の成長を妨げるようなことがあれば、それもまた保母の責任であるわけであります。毎日の保育が平穩に過ぎて行きますと、保母はついこれに慣れてしまい、責任について深く目覚めないのがあります。子供が保育所にいる間は、保母が母親の代りになつて、子供を指導し護る責任を負うものであることのみならず、進んで子供たちの生活が幸福であるように指導すべきことを深く心に留むべきであります。

イ 保育計画の編成 保育計画は何より先ず子供たちの心身の発達を程度をよく観察して、それにふさわしいものが計画されなければなりません。

乳児、年少児の保育案が単に幼児の保育案をやさしくしたようなものでなく、乳児の立場から、年少児の立場からこの興味を中心として考えられ、個人個人の要求を満足させる保育カリキュラムが編み出されなければなりません。

カリキュラムを立てる時は、子供の生活の実態を基礎として、社暦、年中行事、自然界の移りかわり、動物、植物、鉱物、天体など子供の生活に近いもの、興味のあるものなどを広く見渡して、一年間の単元と保育所の行事とを決め、観察するものなどを羅列します。そして更にその単元の下に各週毎に、それに適当な保育内容を決めて書いて置くのであります。

保母に深い技術と沢山の材料の持ち合せがあれば、保育計画の内容も自然豊かなものになります。その点からでも保母は大いに勉強する必要があるというわけです。

然し、あくまでこれは保育の予定の案であつて、これを実際に行う場合は、子供のその時の要求や、子供が持ち込む物や話題などが主題として取り上げらるべきで、子供の要求や興味により、予め作られた保育計画は、或程度動くことになります。

保育は自由保育を主とし、あくまで子供の自発活動によつて保育が進展すべきですが、保母の方には、毎年少児の要求するもの、興味をもつもの、子供の眼にふれるものを中心に、その子供の時代にせ

ひとり上げて置きたいものを中心に計画が作られ、保母の手持としていなければならないのであります。

ロ 給食の計画指導 給食の計画は、保育内容の予定と別個なものです。これも配給資材や、その

他の材料のカロリーや各栄養素の配合などをにらみ合せて献立を作り材料を購入し、母の会や地域婦人の有志者により組織された給食委員会による適当な協力が出来るまでは、保母が調理人や小使の協力で仕事をしなければならいでしょう。然しもし保育所の後援会でも出来れば地域に理解者や協力者を得、努力も只これ等の労働力を得る事、又は援助者を得るといふ利益の面丈が必要なのでなく、この様な努力を通し、又この様な点から児童福祉事業に対する地域的関心を高め、又地域の人々に社会奉仕の機会、経験を与えて行く事にもなるのでありますから、このような意味からみれば必要なることであります。

ハ 保育 保育については、も早説明する迄もないのでありますが、ここで念のために保育ということの説明をくりかえしますと、保育というのは、音楽や製作、例えば具体的にたんぼの歌や鶴の折紙を教えることばかりではないのです。それを通して子供たちの身体の諸機能を発達させ、情操を豊かにし、社会性を養うなど人となりの基礎を培い育てることが保育であります。これで子供たち一人一人の環境や、精神発達の状態を保母がはつきり把握して、はじめて保育が出来るのであります。

保育のための準備も、保育内容の具体的な研究ばかりでなく、その具体的内容を如何に使うか、又それが如何なる結果を生みつつあるかということ、より深く考えるため、あらゆる角度から勉強しなければならいのであります。

ニ 記録 従来保母の職務は毎日の保育の技術に重点が置かれていたようであります。保育というものが、音楽や製作などの内容を教えるものでなく、より以上に深い意味をもつものであることが理解出来れば、記録が如何に大切であるかを説明するまでもありません。

記録することは、毎日の保育を評価することになります。評価することによつて、保育に進歩が見られるのです。

保育日誌には単なる保育事務日誌と、その日その日の保育の反省を主とした保育日誌と二通りあります。保育事務日誌は、主として園長か主任が記入し、保育日誌は、組を受けもっている保育が記入するのです。勿論各々の保育所で色々事情がありましようから一概には申せません。保育の人数の少い所であれば、保育事務日誌と保育日誌と一冊でまとめて、保育の反省を多く記入出来るようにする方がよいと思いますが、大きな保育所であつたら、二種類あつた方が便利だと思います。

記録の第二は給食記録です。給食の記録で注意すべき事は、四の「保育の内容」の2「幼児の保育」の(一)のト昼食(給食)の項を参照して下さい。

次は個人記録です。個人の記録の形式は、その一例として保育所児童票を捜入します。この児童票の後に保育経過記録欄をもうけ、事ある度にごく短かくてよいのですから、筆まめに記入して下さい。(例省略)

ホ 家庭訪問指導 家庭を訪問して母親はじめ家族の人たちの児童観、児童指導の理念と方法などについてよい指導を与えることは、保育の重要な職務であります。

母親クラブや、母の会なども必要でありますが、そういう会合と並んで、子供の母親と子供一人の違つた問題について語り合い指導をすることが必要であるのです。

子供が欠席した場合、保育所での子供の生活に何か変つたことがあつた場合、保育は憶劫がらずに足まめに家庭を訪問して、母親に連絡し、母親を指導することは真に大切な事柄です。

病気で欠席した子供に対して一カ月もたつてから先生が見舞に来て、了寧な見舞の言葉を述べるよりも、欠席した日に保育が帰りがけに寄つて裏戸口から声をかけて、「○○さんは病気ではないの？」といわれる方が母親にとつてどんなに有難いでしょう。そうでなければ真の保育は出来ない

し、母親にしたらそれでこそ保母に対して信頼をもち何もかも相談を持ちかけるようになるので、初めて母親への指導ということも出来ることになるのであります。

家庭訪問は足繁く行われることが望ましいのですが、決して長居して家庭の仕事の邪魔をすることがないように心掛けたいものです。

又平常の日には会えないお父さんと話をする機会を作ることも大切です。

又、家庭訪問指導に関連して「家庭連絡簿」というものを作つて、各人に持たせて頂きたいものです。家庭連絡簿は、別に様式はありませんが、洋半紙の四つ切位の大きさのノート（手製でもよい）で、左のような二種類の通信欄をもうけ、必要に応じ、その都度書き入れるようにするのです。例えば「今日は食欲がなく、給食のおかずを半分以上残しました。身体の具合が悪いと思われますから御注意下さい」と保育所からの通知に書けば、「昨夜蛔虫を吐きましたが、今朝はけろりとして元気です。どうぞよろしく」と家からの通信を書くという具合に致します。

これは単にそのときそのときの家庭連絡ばかりでなく、これを互に比較研究すれば、家庭や母親の子供に対する態度もその他の家庭の事情も窺われ、子供を個々に指導するのに貴重な資料になるのであります。

3 保母に代る女子

保母の資格をもっていない者は、政令の定めるところによつて、昭和二十七年十二月三十一日以後、保育所で保母として勤務することが出来なくなつていますが、保育所の数が増加する一方、保母養成の機関がまだ十分でないので直ちに無資格者を保育所から退かせることは、保育所の運営に支障を来し、児童の福祉にはならない結果を生ずることもあり得ると予想されるので、厚生省では昭和二十八年二月四日省令第三号「保育所の保母の特令に関する省令」で臨時に「保母に代る女子」つまり代用保母を認めることとなりました。

この代用保母は、保育所がどうしても最低基準に定められた数だけの保母をおくことができず、その

運営のためにとくに必要と認められる場合に限り、都道府県知事の認可をうけて保母の定数の三分一以内だけおくことができるのですが、この認可は、その保育所とその代用保母について二年間しか有効期間がありませんから、その期間内に資格のある者を新しく保母として入れるか、又は認定された代用保母が保母試験などによつて資格をとるようにならなければなりません。

この保母に代る女子は、次の条件を備えている者であることが必要です。

- 一 保母養成所又は保母を養成する学校として指定された学校に一年以上在学した者
- 二 高等学校（旧中学校）を卒業した者か又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設において一年以上児童の保護に従事した者か又は厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

三 児童福祉施設で四年以上児童の保護に従事した者

代用保母の人格としての条件や、責任や職務内容は前項の保母とかわりありません。

4

その他の職員

(一) 嘱託医

保育所の保母は、生理学、小児病学、看護学等保健衛生について一応の理論と実際の勉強をしているが、相手が抵抗力の弱い子供たちであるのと、さらには保育時間が長いことと、保育に欠ける家庭の子供たちであることなどから、小学校における学校医以上によく連絡のとれる嘱託医がいて、専門的立場から健康管理が行われなければなりません。

この嘱託医はなるべく近所の小児科専門医であることが望ましいのであります。実際の手足として保健婦か看護婦があれば尚幸であります。保母は絶えず嘱託医の指導の下に、よき健康管理が行われるようにあります。

健康管理の方法については、四つの保育内容の中の年間の保育計画中に健康管理の項を参照して下さい。

(二) 調理人

調理人とは保育所給食の調理を担当する専任職員です。別に資格を設けてはいませんが、健康で、清潔な人であり栄養について深い知識をもち、衛生については十分な理解をもっており、しかも調理については熟練した人であることが必要です。

(三) 小使

小使というと、一般に余り深く考えられないのですが、小使が児童に影響する所はかなり大きいのですから、よく人選をする必要があります。家庭でも接角母親が教育に力を入れていても、子守などから飛んでもない悪癖がついた例などあります様に、保母にならつて物事をする態度の人物を選ばなければなりません。保育所は対象が乳児と幼児であるから、小使には男子より女子の方がよく、子供をもつたことのある人ならなおよいし、たとえ子供をもつたことがなくても、母性型の婦人であることが望ましいです。

又手まめな清潔好きの人であるということも大きな条件でしょう。例えば便所掃除とか、子供たちのそそうの後仕末などを手ぬかつたり、手間を惜しんだりせず、手がるに、快くやるということなども大切であります。何時も清潔にされた便所、塵一つない廊下、打水された玄關等は保母の保育技術と共に、保育所に大切な環境であります。

二、養護施設の目的と職員の仕事

（厚生省児童局 養護施設運営要領より抜萃） 養護施設の目的

養護施設は、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設である。

（児童福祉法第四十一条）。

元来児童の生長発達にもつともよい環境は家庭であり、このことは、児童にかんする基本的な規範を示した児童憲章においても、次のように述べられている。

「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」（第二条）

このように児童は、両親のいとなむ家庭で温い愛情にまもられて健全に育てられることが自然であり、最上の幸福であるが、現実には保護者のない児童または保護者に監護されることが不適当であると認める児童も多数存在している。したがつてこのような環境的不遇な児童にたいしては、児童憲章第二条に示されたように、よい家庭にかわる条件をもつ環境が、国、地方公共団体の責任のもとに、地域社会の協力を得て与えられなければならない。現在家庭にかわる環境としては、児童福祉法による里親委託と施設保護の二つの方法があり、このうち、里親制度は創設後日なお浅く、また児童福祉法が戦後の要保護児童を急速に収容保護するという特殊事情から、従来わが国において主として施設保護が行われてきた。しかし現在の職員一人当りの担当児童数その他の事情等からかん案しても、施設保護はともすれば児童の個別指導が十分に行きとどかないところもあるので、すくなくとも幼児については里親の方がより家庭に近い環境のなかで適切な指導を与えられると思われる。したがつて今後は里親制度の面についても十分開拓し、また養護施設の運営形態についても、十分検討を加えてその内容を整備、充実し、両制度あいまつて児童福祉事

業究極の目的を達成したい。

このように養護施設は教護院や精神薄弱児施設等と異なり、本人自身の精神的あるいは、身体的事由または問題行為よりも、むしろ適切な家庭的環境に恵まれない児童を入所させて、これを養護し、心身ともに健全な社会の一員に育成することを目的とする施設であるが、児童の健全な成長発達のうえにもつともよい環境は家庭的環境にあることに思いをいたせば、養護施設における指導の内容もあくまで、家庭的環境を与えることを第一義とすべきであり、この方針にそつて養護施設の設備および運営のすべてが結集されなければならない。

また養護施設は家庭に恵まれない児童にたいして家庭的環境を手えるというばかりでなく、児童が日常生活の間に社会の健全な一員となるよう、また将来独立の生計を営むことができるよう、生活指導および職業指導を行わなければならない（児童福祉施設最低基準第七十条および第七十一条）。このために、これらの性能に応じ将来独立自活できる基礎を十分ににつちかう必要がある、これに関連する福祉機関を十分に活用し、これが目的達成に努めなければならない。そして養護施設における生活指導および職業指導の成否が、養護施設の目的を達成するか否かに懸つていたのであつて、これがひいては児童福祉法の、すべての児童の天賦の性能あるいは児童のおかれてゐる環境に応じて無差別平等に保障し、心身ともに健全な社会の一員に育成しようとする根本理念、あるいは児童憲章の「すべての児童は愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。」という究極の理想を実現する礎となつてゐるのである。

養護施設の対象

養護施設には、児童自身の精神的または身体的事由あるいは問題行為よりも、むしろ児童の家庭的環境に多くの問題を有する児童を入所させることになつてゐるが、具体的には次の児童がその対象とされてゐる。

一、保護者のない児童

父母と死別した児童またはこれに準ずる次のような児童であつて、児童を現に監護する者（保護者）のない児童のことである。

(一) 父母の生死が明らかでない児童

(二) 父母から遺棄されている児童

(三) 父母が海外にあるため、その扶養を受けることができない児童

(四) 父母が精神または身体の障害により、長期にわたつて労働能力を失つてゐるため、その扶養を受けることができない児童

(五) 父母が長期にわたり拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童

(六) 片親があつても、これらと同じ事情にある児童

すなわち児童福祉法では、保護者とは「親権を行う者、後見人その他の者で児童を現に監護する者をいう。」（児法第六条）とされているから、保護者のない児童とは父母と死別した児童または右に掲げたような児童であつて、児童を現に監護する者のない児童がこれに該当し、施設の対象となるのである。

二、虐待されている児童

いわゆる虐待されている児童のほかに、児童福祉法（第三十四条）においていちじるしく児童福祉を阻害する行為として禁止している行為を受けている児童が、おおむねこれに該当する。

三、環境上養護を要する児童

保護者が無知、無関心、放任等のため、その他環境上の原因により必要な衣食住および監護、教育を受けることができない児童のことである。

なわち、これらの二および三に掲げるような児童は、保護者はあるが、その児童の福祉が現にはなはだしく阻害され、保護者に監護させることがまったく不適当であると認めざるを得ない状態におかれてゐる児童、すなわち児童育成の環境上適切な養護を必要とする児童なのである。

このように養護施設の収容児童は、親のない児童と親のある児童にわかれており、また最近の調査（昭

和二七年三月末日現在）によると、養護収容児童中、父母のいないもの三六・六％にたいし、父母のあるもの（片親を含む）五六・三％、不詳七・一％となっており、終戦直後と異なり、父母のあるものの割合が増加している。このことは、施設における児童育成上考慮を要すべき点なのである。

かくして養護施設の対象児童を、その入所原因より見ると、以上の通りであるが、年令的には、乳児を除いて、児童福祉法でいう幼児および少年を含む十八歳未満の全年令層の児童がその対象とされているから、各児童はすべて心身の成長発達段階に色々な差異を有している。

また施設において一時的または短期間の養護を受けて親元に復帰し、あるいは里親に委託される児童もあり、その他現実には精神薄弱児、性格異常児、教養児あるいは身体障害児や虚弱児等もある程度入所している。したがって養護施設は、入所児童の取扱いについては、十分留意し適正なる養護を行うように配慮しなければならない。

各職員の任務および資格要件

養護施設における職員の種類は、施設長のほかに児童指導員、嘱託医、保母、書記および雇傭人がある（児童福祉施設最低基準第六十八条）。その他職業指導を課する場合は、職業指導員を置くことになっている（同第六十八条、第二項）。

職員の数についていえば、児童指導員および保母の総数は、通じておおむね児童十人につき一人以上となつてゐる。これを逆にいうならば、児童指導員または保母が一人で受持つ児童数は精々十人までということである（同第六十八条第三項）。

とくに三才未満の幼児については、五人にたいし保母一名の割で事務費を算定しているから、当然その割で保母を配置しなければならない。ところで、職員の総数は施設の規模により、また建物土地の状況、対象の種類および管理のやり方などにより増減があるが、一応最低基準を基礎として事務費算定の根拠としてかんがえた定員との関係を表わしてみると右表の如くなる。

施設長の資格については、児童福祉施設最低基準第八条第二項で、公立施設長は児童福祉事業に二年以上経験を有し、施設運営の能力を有する者と定められていて、私立の場合については特別な規定は設けていない。しかし私立も公立と運営上なら差違がないから、施設長もこれに準ずる者である方がよいと思う。ただ経験年数が問題であろうが、常識的にいつてもすくなくとも二カ年位は必要ではなからうか。

施設長の任務は次の通りである。

すなわち、施設長は、養護施設の運営管理について全責任を負い、児童福祉法の規定にもとずいて都道府県知事よりその施設の入所の措置をとられた児童を養護し、養護施設の業務の運営方針を樹立し、施設全般の業務を統括管理し、所属職員を指揮監督する。その他管理的業務として、予算の編成、執行、所属職員の任免、配置等が挙げられる。施設長は入所中の児童で親権を行う者または後見人のない者にたいし親権を行う者または後見人があるに至るまでの間親権を行使し、また親権を行う者または後見人があるものについても、監護、教育および懲戒にかんし、その児童の福祉のため必要な措置をとることができるが（児童福祉法第四十七条）いこれらにもとずいて入所児童の福祉についてすべての責任を負い、児童が当該施設を退所後社会に適応し、または健全なる社会生活を営むことができるように保護指導する。施設運営のため必要に応じ、都道府県庁または児童相談所、その他の福祉機関、官公署あるいは学校、民間の社会事業等にたいし連絡をはかり、また必要に応じ意見を具申する。公立施設の場合は、所属機関の長から業務の大綱を指示されるが、施設運営は自己の判断と責任において独立して行うことができる。

このように、養護施設の長は施設を代表する最高の責任者であり、一家であれば主人にたとえられるものであるから、施設の運営については施設の内外からつねに敬愛をもつて歓迎されなければならない。すなわち施設の内にたいしてはまず指導、監督、財務など多方面にわたり運営管理の才をもつことで、たとえ直接児童を担当しなくとも児童の精神的な拠りどころとなる人であつて、間接的にも適切な養護の成果を挙げうる人でなければならぬし、一般職員にたいしては和衷協同して養護に専心努力できるよう職員の公私にわたる指導、人事管理にも優れた能力を備えていなければならない。また直接児童を担当する職

員を信頼して指導を委せる大きな度量を要する。次は施設の外にたいすることであるが、常識豊かで円満な人格者であるほかに、児童の家庭や関係機関や地域社会にたいし、信頼と協調をもち得る陰陽のない言行の人でなければならぬ。ましてや現在はもちろん、将来ますます地域社会との連絡協調が必要となる以上、外にたいしてかかる能力に欠けているようでは施設長の地位は保たれない。施設長としてさらに要請されることは、社会一般の見識も広く児童福祉法その他社会福祉関係法令を理解して、これによくしたがう人であるばかりでなく、専門の道にいつそう研さんを積むような人でなければならぬ。養護施設は他の児童福祉施設に比しその発達の歴史は古いから、自他ともに経験と伝統を尊重するあまり、往々独善的におちいり、その施策識見につき、たとえ誤りを発見しても旧套を脱し切れなくなるから、この点に深く留意して施設長は児童の育成のためにつねに学び反省し、他から學べたものを採り入れる襟度をもち、進歩的建設的であることを要する。

なお、児童と居住をとにもする問題であるが、児童福祉施設最低基準第七十二条で児童指導員および保母のうちすくなくとも一人がこれに当つて、施設長までが同居するように示されていないが、養護のまつたきを期する点から居住をとにもする方がよいのは明瞭な事実である。同居する職員の員数は多い方がよいのであつて、最低基準に一人と定めてあるからといつて、これにとらわれてはならない。さいわい現在の養護施設ではその長が率先居住をとにもしているから児童の養護のために大いによろこぶべきであるが、ここで注意することは自分の家庭についてであらう。児童福祉施設最低基準第七十二条第三項は、公立施設について、児童指導員および保母のうち児童と起居を共にするものの家庭も、児童の養護に協力することとなつてゐるが、施設長およびその他の職員も家族が施設内に居住するかぎり公私立にかかわらず、とくにその家族もこれに準じて養護に協力ができなければならない。なおその妻子のため、他の職員や児童が影響をうける場合が多いから、施設長の円満な家庭と、家族個々の人となりも充分考慮されなければならない。そして施設長は妻子ともども、物心両面にわたり公私を混同しないよう十分注意することが大切で、このことは従来の経験にかんがみても、とくに同居して養護に協力するさい、緊要の事柄となるので

ある。

二、児童指導員

児童指導員は、児童福祉施設最低基準第六十九条によれば左の各号の一に該当するものである。

1 厚生大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業したもの
2 大学の学部で心理学、教育学または社会学をおさめ、学士と称することを得るもの

3 学校教育法の規定による高等学校を卒業したもの、もしくは通学の課程による十二年の学校教育を修了したもの（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了したものを含む）または文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定したものであつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
4 学校教育法の規定により、小学校、中学校または高等学校の教諭となる資格を有するものであつて、厚生大臣または都道府県知事が適当と認定したもの

5 三年以上児童福祉事業に従事したものであつて、厚生大臣または都道府県知事が適当と認定したものの生活指導の立案および実施の当面の責任者である。その指導によつて、児童は衣食住について、年齢相当の発達段階に応じた生活方法や慣習を完成体得するものであつて、その実現については、保母の行う保育を中心とした養護指導を加えていよいよ固められるものである。

児童指導員のうち、まず主席児童指導員の任務について述べる。主席児童指導員は養護施設の目的達成に施設長を補佐して重要な施設運営方針の決定に参画し、これを他の職員に周知徹底させるとともに、施設長の命をうけて年間における指導課程、行事計画、職務分担あるいは指導技術の調査研究などの大綱を立案する。また他の児童指導員、保母などの立案した個々の担当職務におけるこれらの諸計画、諸研究などについて、施設全体の立場から適切な調整をはかり、その内容を検討し、また各職員が各自の職務分担にもとづいて行つたところの週間または日々の実施状況の報告をうけ、これを取りまとめるとともに、必要な指導、助言をあたえる。このほか必要に応じ、施設長の代理として施設外にたいする仕事を行うこと

これらの主席児童指導員の任務は小規模の施設においては直接施設長が行う任務であるが、大規模の施設すなわち専任の児童指導員を多数おく施設では、このうち一人は右のような主席児童指導員に専任することとなる。なお主席児童指導員といえども、以上述べた任務のほかに直接児童を指導する任にあたっていることはもちろんである。次に直接児童を指導する任にあたる児童指導員の任務について述べる。

児童指導員は児童と起居をともし、施設全体の年間計画または研究計画にもとづいて、自己が担当する児童の生活指導についての年間、週間または日々の具体的な実施計画を立案し、これに個々の児童の精神的身体的状況ならびに児童の年令、性別などを考慮して生活指導の諸活動を担当し、児童の育成指導および研究を行うのである。生活指導の実際的な個々の仕事については、保母が担当するので、児童指導員は生活指導の大綱設定にあたり、かつそれが実施については、保母が担当するので、児童指導員は生活指導の大綱設定にあたり、かつそれが実施について責任を負っている。なおリクレーションや催し事、学校指導および職業指導（ここで実習や訓練の如き補導をのぞく）などは生活指導の一環として児童指導員が担当する。たとえばリクレーションや催し事では運動会、同窓会、創立記念行事など、学習指導の予習復習の指導、また職業指導では勤労意欲の涵養、職業指導の啓培などである。ただし職業指導については職業指導員をおく施設では職業指導員の計画する細目について児童指導員が協力することとなるほか、実科指導など職業指導員本来の任務についてはもちろん直接かん与しない。

その他指導者として活動的な部門たとえば児童の保護者、学校または保護受託者、公共職業補導所、職業実習委託先などの訪問、退所後の事後補導訪問、また事故防止のため行う施設内外の巡視、無断外出児の捜索、児童の移送取り、非常災害時の児童の救出および前後処理（ただし全職員がこれにあたることはもちろんである）などは、つねに第一線の職務者として児童指導員が当てられている。

児童指導員はこのように重要な任務を有しているのだから、この任務を完全に遂行する種々の精神的または身体的能力、さらに指導技術が必要であり、これらを体得していなければならない。とりわけ指導技術に

ついでいえば、児童の個性に応じて適切な生活指導を行うためには、あらかじめ児童相談所などで行われた調査結果にもとづいてなされるのであるが、相当期間施設内に生活していると、ただでさえ変化があるのに加えて、家庭状況や本人の行動にいちじるしい変化があるうし、したがって指導方法も変える必要があるから、あらたに児童の素質、性能あるいは環境などについて調査研究の要が生ずる。したがって児童指導員はこれに対する調査研究の能力とその結果により指導する技術とを備えていなければならない。児童福祉施設最低基準にその資格を厳重に定めているのも了解されることとおもう。

次に重要なことは施設長の補佐、ときには代理として活動するものにあつては、施設長に要請せられる要件もあわせてもつことである。

そのほか、児童福祉施設最低基準によれば、児童指導員は男女の性別を定めていないが、これは適格者の有無、仕事の分担内容、あるいは児童の年令、性別、員数および独自の特色などから総合的に決定されることとなろう。しかし養護施設本来の性格および任務などからみて、児童の養護の万全を期すためには男女の協力によつて達成される場合が多く、とくに災害などの場合には女子のみでは十分な活動が期しえないとおもわれるから、すくなくとも一名の男子の充当が必要とかがえられる。

最後に書記や職業指導員を兼ねる場合があるが、これは専任の児童指導員が定数だけある場合は認めてもよい。この場合、書記や職業指導員の項で述べる資格をそれぞれ兼ね備えることは当然であるが、書記は管理、職業指導員は職業指導とそれぞれ児童指導員の任務と関連が深いために好都合の場合が多いこともあろう。

三、保 母

保母は、児童の養護に専心従事することが任務であるから、時には母であり姉であるような愛育者でなければならぬ。そのために児童と起居をともにして日常生活の間に社会の健全な一員となるよう、集団指導及び個別指導を行うものである。

かかる任務を達成することは、すなわち児童指導員の立案計画する生活指導を児童と起居をともにして

保育面から実際に行うこととなり、かねて習得した養護技術によつて児童の身体精神の諸機能を発達させ、その能力を増し、情操を豊かにし、社会性を養うなど、人となりの基礎をつちかい育てるのである。ここで、保母は児童指導員の立案計画する生活指導について保育面を中心とした指導の実際案を作成し、これにもとずいて日常生活の指導にあたり、あわせて養護日誌の記録をとり、養護技術の反省と進歩に供する（第十章参照）。このほか、実際に生活指導にあたる機会は衣食住と余暇についてであるから、たとえば被服の着脱、選定、修理、寒暖にたいする調整、食物の摂り方、寝具の始末、戸障子の開閉、遊戲学習など直接衣食住と余暇にかんするもの以外に、これらを間接的な機会として社会的訓練や保健指導を行うようにする。すなわち、服装を整え（衣）、作法を守り食物を摂り（食）、覺建具を傷めない（住）ようにして社会訓練の目的を達し、下衣を洗い（衣）、暴飲暴食を慎しみ（食）、室内を清掃して（住）、保健指導の目的を達するなどである（保健指導は第九章衛生管理を参照）。余暇については、たとえばよく遊びよく学ぶというように有意義に余暇を過すのであつて、リクレーションによつて知育体育に資するほか、衣食住の指導とあいまつて良き公民の育成にあずかる。以上は幼児、少年という年令の別なく、一般に通ずる生活指導の保母の任ずる具体的部分であるが、これらは児童の年令や知能の程度に応じて児童みずから処理するように指導するのであつて、保母がみんなやりのけてしまうというものではない。たとえば精神発達が順調に進んでいる児童が、年令にかかわらず一々入浴について保母の介添えがなければならぬものではない。

次に特別に留意して行う任務として、まず幼年と少年とに分けてみると幼児の場合は以上のような事項でも幼児自身にやらせることは不可能なものがあるから、これは保母が手をかけてやらなければならない。また不可能でなくても、指導のために保母が幼児の仲間入りして、遊びのような場面の中で漸次効果を挙げるものがある。なお年令の低いほど保健衛生に留意する面が多く、ことに発育不良の幼児において乳児後期にたいするとあまり変らない場合が考へがえられよう。少年の場合は、早いうちに生活の大部分をみずから処理できるように仕上げるために、最初のうちは保母が模範を示したり、口授したりすることによつて指導するが、児童が理解し体得するならば、一々手をとる

ことはしない。幼児の場合とちがつて保母は児童からはなれた場面で指導することとなるほか、余暇については学習指導があらたに加わり、児童指導員に協力して、児童の個性に相応して学業成績の発揚にあたる。また運動、製作、音楽、研究、発表など幼児の場合より一層高度に組織的系統的に活発に指導しなければならぬ。ことに年長児では公共にたいする奉仕、協調心の涵養、社会常識、礼儀作法など切実なるものがあるから、かかる方面の社会的訓練も余暇にたいする生活指導の実際のうちに充分行なわれることとなる。

幼児、少年にかかわらず、特別な場合として夜尿児、精神薄弱児、非行児、性格異常児、虚弱児などで、専門施設または病院に収容するほどひどくないものが、児童の中に往々含まれていることがあるが、かかる場合はそれぞれに対して特別な養護技術をもつてのぞむことが必要である。また医療を要しないが、つねに健康に配慮する児童、たとえば胃腸の弱い児童、風邪にかかり易い児童、ひきつけ易い児童などにたいして、事前の予防、事後の看護など保母の任務となるが、同様に不慮の怪我、病氣についてもかんがえられる。これらは、看護婦がおかれている施設では、当然保母の任務からのぞかれるが、一般には看護婦がいないから、保母が担当する。かかる点については、嘱託医の指導のもとに行うことはいうまでもない。ことに入所当時の児童は、概して栄養に欠陥をもつものが多いから、保母にはかかる任務がとれないがちとなる。

このような重要な任務にあたるものであるから、保母として要請される要件の第一は、愛情をつねに児童箇々の必要に応じて公平に分配できることである。これは、一家のうちでも母親に期待することはなかなかむずかしい。まして養護施設では一人で十人と、いう多数を担当していることが多いし、その十人も各々特別な要保護児童であり、区々な年齢層であることなどから難事中的の難事といえる。したがって愛情の分配が公平を欠いたり、程度を超えたり、時期的にムラが生じたりあるいは一層のこと児童には機械的事務的に接するようになってしまつたりして、その場は家庭的な雰囲気と逆行するような結果に陥り易い。ことに女子は感情の調整を失うものが多いが、これは愛情による家庭的団樂の醸成をむしろ保母みずから破ることとなるから注意しなければならない。環境に恵まれなかつた児童であるから、保母の愛情こもつた小さな言葉や行為で彼等を包んでやるならば、どんなにか喜び

を覚えさせることができるであろう。ことに幼児にたいしては、必要に応じ戀愛溢れ出るような人でなければならぬ。しかも児童の欲求を教育的に充たしてやる場合でも、愛情をもつて応ずるならば幸いである。ここで次に加えることは、明朗性をそなえていることである。とかく沈み勝ちな児童を快活に育成することは必要事であるが、そのためには日々接する保母の明朗性を欠いては到底期待し得ない。時にはユーモアをふりまいて嬉々として児童と交歓できるならば、児童はつねにほがらかに暮らすこととなる。次に性別を問わず幼児から少年にいたる広い年齢中に応ずる能力と教養をもつことである。五、六才児を養護できても二、三才児を扱えなかつたり、女はよいが男は扱えないというのは駄目で、また学令児童はもちろん、これ以上の年長児でも養護できなければならぬ。これは保母によつて得手不得手はあるのは仕方がないが、全然担当出来ないというのでは困る。児童の進令と社会や文化の発展にもなつて適切な指導ができるように、充分な能力と教養をもつばかりでなく、つねにこれらを鍊磨するよう努力するものであることを要する。

かように保母はその任務遂行のために必要な要件を備え、専心児童と生活をともにして指導するのであるが、次に児童の側から望んでもなるべく長い間勤務できるものが望ましいこととなる。これは年令に応じて発達変化していく児童の栄養上の成果を期するのは、どうしても長期にわたり首尾一貫の教育指導でなければならぬので必然のことである。しかし女子であるから、結婚その他本人の家庭的な事情から各人について勤務期間に長短のあるのはやむを得ない。

法令上定められている保母は、次のいずれかに該当することになっている。すなわち

- (1) 厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業したもの
- (2) 保母試験に合格したものである。

第一の保母を養成する学校は全国で数カ所に過ぎないが施設は全国を通じて四十数ヶ所ある。これらは児童福祉施設で児童の保育に従事しようとする女子にたいして、その事業に必要な理論と実務を授けるところで、入所資格は次の通りで、修業年限は二ヶ年である（児童福祉法施行規則第三十九条第二号）。

(1) 学校教育法による高等学校を卒業したものまたは文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定したもの

(2) 満十八才になつた後に児童福祉施設で二年以上児童の保護に従事したもの

(3) 厚生大臣が適当と認定したもの

第二の保母試験は、各都道府県で知事の設けた保母試験委員の手により毎年一回以上行われるもので、受験資格は次の通りである（児童福祉法施行規則第四十条）。

(1) 学校教育法による高等学校を卒業したものまたは文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定したもの

(2) 児童福祉施設で三年以上児童保護に従事したもの

(3) 厚生大臣が適当と認定したもの
試験科目は社会福祉事業一般、児童福祉事業一般、児童心理学および精神衛生、保健衛生学および生理学、看護学および実習、栄養学および実習、保育理論、保育実習計八科目で（児童福祉法施行規則第四十一条）、合格は科目別に認められ、願を出せば三カ年間の科目の受験を免除される（児童福祉法施行規則第四十一条第二号）。右のほか児童福祉事業に五年以上従事したもので、昭和二十五年十二月末日までに厚生大臣がとくに適当と認定して保母となつたものがあるが、今は前掲の第一と第二の途以外に保母の資格は認められない。なお保母は養護施設以外の児童福祉施設の保母にもなることができる（児童福祉法施行令第十三条）。

四、嘱託医

児童福祉施設最低基準第六十八条により嘱託医を置くこととなつてゐるが、養護児童の特質にかんがみ、児童に親愛感をもつて接する小児科専門医が一番よいと思われる。

施設に収容した当初の児童は、おおむね栄養欠陥児であるから、栄養指導についても指導し得るほか、精神衛生上配慮を要する児童も含まれているから、この分野にも関心をもつ医師がよい。

嘱託医は、施設長の依頼によつて、学校身体検査規程に準じ児童の入所当時および入所後すくなくとも一か年二回、児童の健康診断を行うほか、必要により梅毒反応検査およびふん尿検査を行うこととなつて

いるから（児童福祉施設最低基準第十三条）、これに協力できるほか、個別および集団の疾病予防衛生指導についても努力し得る人が望ましい。また嘱託医の住居は急患に応じ得るような近距離内であることは、あえて説明を要しない。

嘱託医は施設の児童のみでなく職員およびそれと同居する家族についても、健康診断や指導に当らなければならないから、あわせてこの点も留意して詮衡する必要がある。

嘱託医は、形式的に嘱託するのでなく、つねに養護施設の使命を知つて貢献する人であつて、本人がよろこんで積極的に受託する人が一番望ましいことである。

五、職業指導員

義務教育を終了した児童にたいして職業指導を行う場合は、児童福祉施設最低基準第六十八条第二項により、職業指導員を置くこととなつてゐる。職業指導といつても、職業知識の啓培や勤労精神の涵養などは、義務教育終了を待つまでもなく、児童の心身の発達に応じ、適宜生活指導のなかで計画的に実施されなければならない。かかる内容の職業指導は、ひとり職業指導員に委ねられるべきではなく、児童指導員や保母もみずから分担されなければならないわけである。

しかし、職業指導員を置いてゐる施設では、義務教育終了の有無にかかわらず、全児童にたいしてその心身の発達に応じ、職業知識の啓培と勤労精神の涵養などにつき、児童指導員と充分打合せを遂げ、これが立案にあたり、その責にあたるものである。

かかる職務内容のほか、義務教育終了者にたいし、職業補導を担当するものであるから、この条件に適つたもの、すなわち職業指導員は、生活指導もなし得るほかに、職業補導科目にかんする技術者でなければならない。

この技術は職業補導科目（職種）に直接関係するものであるから、資格としては、その科目を履修して学校を卒業したものあるいは実歴を相当経験して指導者としても適当と認められるものでなければならぬ。一般に、職業指導員が技術については相当の人であつても、人材を容易に得られないために、教育的

な立場からはきわめて不適当な人を置くこととなりやすい。これというのは、職業指導を一般が附随的にみること、原因の一つと思われるが、もし適切な職業補導が施設内で行なわれるならば、この点充分注意して適格者を迎えるようにしなければならない。

六、書 記

書記は施設の衣食住の全体を調達し、その経理を明らかにし、物品の保管々理、施設の記録および関係機関への報告、通報などの実務に専従する。すなわち施設長の命をうけ第一に使用計画どおり経理して、第二に予算と実行面との調和を図り、第三にこれらがすべて法令内規に準拠するよう配意しなければならぬ。これを別な角度から見れば、その内容は施設長の命によるもの、書記みずからやるもの、および他の職員に協力してやるものの三とおりとなるうと思われる。いずれにしても経理は、もとよりやましくないところなく、その出入を明確にし、物品の管守については嚴重にして、その使用にあたつては公私を混同しないよう正確を期さねばならない。入るをはかつて出づるを制すの精神で、正しい理財観念を基底として処理すべきである。児童福祉施設最低基準第十六条第一項により必要な帳簿を備え、その他記録については施設開始からの発展、日々の庶務記録、職員の変動、事務経過関係法律通牒書類など明確にし、上級監督官庁への報告、関係機関への通報など遅滞なく行ふ必要がある（参考通牒「私立児童福祉施設の財務事務の取扱について」児発令第二三一号、昭和二十九年五月十日）。

これらの事情から書記は施設長の命のもとに実行し、児童指導員や保母に積極的に協力し得る人で、なお児童の問題についても理解をもつほか、事務的手腕に長じて公平実直型が望まれる。それから土地建物の保全管理については、これについて法律上の知識を有していることが必要となる。また建物など小規模の修理たとえば雨樋、戸障子、垣根など便丁をして行わしめる時、まめまめしくみずからも処理できるくらいの方がよいと思う。ということは、単に筆をもつて終日机に向つているだけの人では困るということである。

七、その他の職員

雇傭人には炊事婦、使丁などが考えられる。これらの人々はすべて児童の兄さんであり姉さんでありあるいはわゆるおちさん、おばさんというような親しまれる人柄でなければならぬ。炊事婦の任務は、児童の食事を直接担当するのであるから、健康な人でなければならぬ。蛔虫の保有者であつたりしては困る。

そのほか、やさしくいえば、綺麗すぎでないと炊事場が汚れ、伝染病の媒介所となつてしまふ。兎角汚れやすい炊事場を清潔に保つことは、理屈や規則だけでは徹底を期し難く、当人の性格にもよる。児童の栄養を担う人であるから、たとえば簡単な煮炊についても相当の栄養を要する者であつて欲しい。單なる飯タキではないという特殊な価値を附与することは、児童と生活をともにするものにとつて大事であるから、その価値にふさわしい、以上の各要件を充足する人を選定したいものである。

使丁は、たとえば施設敷地内の掃除、小修理、保全、整頓、他の職員から委される雑務、とくに担当されない平易な雑用などを担当する。児童の生活指導内容に多少関係するのみか、その一挙手一投足は児童が常にみているのであるから、表裏なく行動するものでなければならぬ。だからだと行動したり、行動に表裏があつたりすると、かならず児童に悪影響を及ぼすから、性格が実直であることを要する。

児童福祉施設最低基準ではとくに定めていないが、栄養士や看護婦を設置しているところがある。これは児童養護のためむしろ喜ぶべきことであつて、栄養改善法の趣旨や、嘱託医や保健所の指導を受ける趣旨からも歓迎してよいことと思う。かかる場合、もとより一般要件を具備するほか、それぞれの任務に応じて法律上の資格その他の要件を備うべきことは当然である。

三、精神薄弱児施設の目的と職員の仕事

(厚生省児童局精神薄弱児施設運営要領より抜萃)

精神薄弱児施設の目的、性格及び使命

精神薄弱児のための施設としては色々なものが考えられるが、この運営要領でいういわゆる精神薄弱児施設とは、児童福祉法の中に規定されている児童福祉施設の種類である。即ち精神薄弱児施設は、児童福祉事業という一つの事業体系の中に包括され位置づけられているのである。

しかして児童福祉法の根本理念は、すべての児童の福祉を児童の天賦の性能、或いは児童のおかれてゐる環境に応じて、無差別平等に保障しようというところに存する。児童が人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境のなかで育てられるという児童憲章の根本精神の具体的現れが、児童福祉法、その他もろもろの児童保護立法の中に生かされているのであり、「すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる」という児童憲章第十一条の精神が、児童福祉法における精神薄弱児施設となつて生かされているのである。

即ち、精神薄弱児施設は「精神薄弱の児童を入所させてこれを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする」(児童福祉法第四十二条)児童福祉施設である。児童福祉法は保護者のない児童、保護者に監護させることが不適当であると認める児童については、児童福祉施設に収容したり里親等に委託する等の措置がとられることになつてゐる。この場合保護者が全くない場合は、無条件にそれらの措置がとられ得るが、保護者がある場合には、それらの保護者が精神的にも、身体的にも、社会的にも余程異状な場合(例えば病気で長期入院しているとか、性格異常で児童を虐待するとか、罪を犯し受刑しているとナ等)でないと児童を施設に収容するようなことは一般にあり得ない。しかし精神薄弱児施設或はその他教護院等の施設は、たとえ保護者が精神的にも、身体的にも、社会的にも健全な生活を営

んでいる者であつても、児童が精神薄弱であつたり、或は不良行為をなしたりする場合には、保護者のもとで監護させることができないと認められ、施設保護の対象となり得るのである。それは異常な児童については普通一般の家庭で、完全に適当な監護をすることが中々むずかしいからであり、殊に精神薄弱というものに対する一般の認識と理解は極めて浅く、パール・バック女史さえも邦訳「母よ歎く勿れ」"The Child Who Never Grew" において、これの十分な理解に達するには長い時間を要したと云つてゐる程である。正確な知識と、綿密な注意と、粘り強い忍耐の要する精神薄弱児の監護教育は、普通一般の家庭では先ず望めないことであらう。

従つて精神薄弱児施設の目的は、あくまで精神薄弱なるが故に保護者のもとでは監護不適当な児童に対して、保護者に代つて適正に監護し、彼らの基本的な人權を保障しようとする点に存するのである。精神薄弱児施設の長に対しても、他の児童福祉施設の長と同様に親権又はこれと同様な監護、教育及び懲戒の権限が与えられているいわれも実にここに存する。（「註」見、法第四十七条）

第二に精神薄弱児施設は単に精神薄弱児を保護して衣食住を与えるというばかりでなく児童が将来独立自活に必要な知識技能を与えることを目的としているのである。

即ち精神薄弱児施設には、一般に学校教育法に定める就学（義務教育）を猶予又は免除された児童のみならず、学校教育法に定める特殊教育の対象となる児童も多数収容されている。

この場合精神薄弱児施設に入所中の児童の教育については、児童福祉法は「養護施設・精神薄弱児施設・盲ろうあ児施設・虚弱児施設及び身体不自由児施設の長は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならない」（見、法第四十八条第一項）と規定し、精神薄弱児施設の長に対しても、養護施設等の長と同様に、義務教育就学該当児童を学校教育法に規定する小・中学校又は養護学校（但し精神薄弱児については養護学校又は特殊学校が該当する。………学校教育法第七

十一条及び第七十五条）に就学させなければならない義務を課しているのである。もちろん就学を猶予又は免除された児童についてはその義務はないが、右以外の児童についてはすべて就学させなければならない

いのである。

しかしして児童を就学させるに当つては精神薄弱児の特殊性に鑑みて施設内に、もよりの学校の分校を設けて学校教育が行われる場合が多いと考えられ、又就学を猶予又は免除された児童についても精神薄弱児施設が児童に独立自活に必要な知識技能を与えることを目的としている以上、これらの知識技能を習得させるための課程の一環として、精神薄弱児施設においても独自の学習指導が行われなければならないのである。(「註」従つてこの意味においても就学を猶予又は免除されず、学校教育法の特殊教育の対象となり得る児童に対して、たとえ施設内に分校が設けられず、又附近に養護学校又は特殊学級がないような場合においても、施設において独自の学習指導が行われることは、精神薄弱児施設の目的を達成するために必要な措置として考えられなければならないと云われている。)

このために精神薄弱児施設は、多分に精神薄弱児の教育機関としての性格をもっているが、これは精神薄弱児施設が、精神薄弱児という特殊の児童を対象としている以上当然そなわっているものであつて、精神薄弱児の有する色々な精神的又は身体的な欠陥から考慮した場合、精神薄弱児に対する保護指導を行うに当つて、保護と教育は完全に分離し難いものであるばかりでなく、むしろ一体となつて行われるべきであるという意見が、精神薄弱児の指導、又は研究に従事している専門家の人々によつて提唱されていることからしても窺われるのである。

しかしして精神薄弱児施設の主要な任務はこればかりではなく、「児童が日常起居の間に、当該精神薄弱児施設を退所した後、できる限り社会に適応するように」又「児童の性能に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるように」生活指導及び職業指導を行い(児童福祉施設最低基準(昭二三・一二・二九、厚生省令第六十三号)第七十九条及び第八十条)、もつて一人でも多くの精神薄弱児が独立自活するようになることを目的としているものであつて、児童福祉法において法文上施設の目的に「独立自活」という言葉を特に明記した施設は、精神薄弱児施設の他に身体障害児を収容する言うあ児施設及びし体不自由児施設があるのみであつて、他の何れの児童福祉施設にも見当らないのである。このことは精

神的に又は身体的に障害のある児童に対しては、彼らの障害に伴う色々な悪条件を克服し、健全な社会の一員に育成せしめるために、積極的に独立自活に必要な知識技能を習得させ、将来の生活を保障しようという配慮のもとに規定されたものと解せられ、かかる意味においても精神薄弱児施設は、単に児童を保護し、衣食住を与えろという消極的な面ばかりではなく、独立自活に必要な知識技能を与えるという積極的な面をもっているものであつて、精神薄弱児施設を運営するに当つては十分この点に留意しなければならないのである。

又精神薄弱児施設は、その目的を達成するための一要素として、精神医学的な治療教育を内容にもっているであり、このことは精神薄弱児の特性に鑑みて、今後医学の進歩と共に一そう大きく取り上げられるようになるであらう。しかしこのことは必ずしも精神薄弱児施設を精神衛生法による精神病院の体系の中に入れることとはならないのである。即ち精神薄弱児を保護し適切な医療を施すという点においては、確かに共通しているところがあるとしても、両者の目的とするところ及びその保護の内容においては著しい差異が見出されるのである。

即ち精神衛生法（昭二五・五・一、法律第二百二十三号）は「精神障害者の医療及び保護を行い、かつその発生の予防に努めることによつて、国民の精神的健康の保持及び向上を図る」ことを目的として、精神病院、その他精神衛生相談所等の機関を設けている。この法律の対象とする「精神障害者」の定義は「精神病者（中毒性精神病者を含む）、精神薄弱者及び精神病質者」をいうと規定されているから精神薄弱児も本法の対象となつてゐる。

しかし精神衛生法と児童福祉法との関係については、次のように調整されている。（註1）即ち児童（児童福祉法による十八歳未満）である精神障害者については、先ず児童福祉法が適用され、児童福祉法第二十五条から第二十七条までの規定により、児童福祉司、又は児童委員による指導に附し、或は精神薄弱児施設又は教護院への収容等の措置をとることになつてゐる。

ただし児童福祉法の指導原理からいつても、これらの者に医療を加えて精神的健康を恢復又は保持向上

すべきであるので、このようなことを目的とする精神衛生法は、当然その必要がある場合は児童についても適用され、精神病院への入院加療が加えられなければならないのである。

従つて精神薄弱児施設の長、又は教護院の長、或いは児童を扱う児童福祉職員は、精神衛生法の規定（第二十九条「知事による入院措置」又は第三十三条「保護義務者の同意による入院」）によるそれらの者の入院の途が開かれていることを承知し、児童相談所長とも協議し、必要な措置を講じなければならぬ。

又精神薄弱児施設の設備基準、その他についても児童福祉施設最低基準（昭二三・一二・二九、厚生省令第六十七号）に定める最低基準に従つて行ふべきであつて、精神衛生法に定める精神病院の設備基準と同一にする必要はないのである。（註2）

（註1及び2、二五・九・三、児発第五七二号、及び二五・六・一九、厚生省発衛第一一八号、精神衛生法施行注意事項第九号参照。）

又精神衛生法の規定によれば、精神障害者、又はその疑のある者を知つた者は、誰でも、その者について精神衛生鑑定医の診察、及び必要な保護を都道府県知事に申請することができ（同法二十三条）、又警察官、検察官、矯正保護施設の長は精神障害者又はその疑のある者について、都道府県知事に通報しなければならぬ義務を有している。（同法二十四、二十五、二十六条）。そして都道府県知事は、右の申請又は通報のあつた者について精神衛生鑑定医の診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、且つ医療及び保護のため入院させなければ、その精神障害のために自身を傷け、又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、本人及び関係者の同意がなくても、その者を国若しくは都道府県の設置した精神病院、又は指定病院に入院させることができる（同法第二十九条）のである。この規定による知事を行う精神病院への入院措置は、公安上必要とする強制的な措置であり、この規定からも明らかなように、精神病院は単に精神障害者の医療、及び保護を目的としてゐるばかりではなく、多分に精神障害者を隔離して、それによつて社会の治安を保とうという目的を有してゐるのである。精神薄弱児の中にも性情的に見

て自身を傷け、又は他人に害を及ぼすおそれがある者がいることは否定できず、精神薄弱児施設も、一面においてそのような作用をしていることは事実であり、精神薄弱児施設関係者としては、かような意味における保安的な責任を負わされていることも亦否めないが、しかし精神薄弱児施設に課せられている主要な任務は、これだけでなく、精神薄弱児を監護養育し、その福祉を保障するという点にあり、決して精神病院と同一に論じることとはできないのである。

要するに精神薄弱児を保護するとともに、将来独立自活に必要な知識技能を与えるという精神薄弱児施設の事業は、精神薄弱児の福祉を保障するという、一つの統一された独特の事業であり、その目的達成のためには、設備、機構、運営方法等のあらゆる機能がこの目的に向つて一つの完全なる有機体を構成しているのである。従つてこの目的を達成するためには特殊教育的な教育技術も、精神医学的な治療技術も必要である限りにおいては、積極的にとり入れなければならない場合もあり、これらは精神薄弱児施設の目的と性格、並びにその使命を達成するための血となり、肉となつて吸収され摂取されるのである。

精神薄弱児施設の前途は、まことに多難であるかも知れないが、それだけこの事業に当るものにとつては実に生き甲斐のある仕事であり、又未開拓の分野であればあるだけ、この事業を今後生成発展させて行く上に大きな希望と抱負がもてるのである。

各職員の資格要件並びに任務

精神薄弱児施設に置かれる職員の種類は、養護施設の場合とはほぼ同様で、施設長の外に、児童指導員、書記、保母、職業指導員、雇傭人、嘱託医である。(最低基準第七十八条第一項)。ただ特に養護施設と違うところは、嘱託医に特別な規定がある点で、最低基準第七十八条(第二項)に、

「精神薄弱児施設には精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医を置かなければならない」と定められている。

このことは養護施設に置かれるところの、主として小児科を専門とする嘱託医の外に、精神薄弱児ばかりを収容するという特殊性から、精神科の診療経験の豊富な嘱託医を置くことを義務づけているものである。

る。

職員の数については、養護施設では児童指導員及び保母の総数は通じて概ね、児童十人につき一人以上であるが（最低基準第六十八条）、精神薄弱児施設では七人につき一人以上となっている（最低基準第七十八条）。この規定は養護施設よりも、より手数がかかる児童がいることを考慮して定められたものである。

（一） 施設 長

一般に児童福祉施設の長の資格については児童福祉施設最低基準（第八条第二項）において「国、都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設の長は、児童福祉事業に二年以上従事した者であつて、児童福祉施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない」と規定している。ただしこれは公立の施設の長の資格を規定しているものであつて、私立の場合については特別な規定を設けていない。

なお更に、公立については同基準（第八条第三項第四項）において年令の制限が規定されている。即ち新規に職員となる場合は満四十五歳未満であること、停年は満六十五歳であることとされている。

施設長の任務は次の通りである。

即ち施設長は、精神薄弱児施設の運営管理について全責任を負い、児童福祉法の規定に基いて都道府県知事（若しくは権限の委任を受けた児童相談所長……以下同じ）よりその施設に入所の措置をとられた精神薄弱児を保護し、これに独立自活に必要な知識技能を与えるという精神薄弱児施設の業務の運営方針を樹立し、施設全般の業務を統括管理し、所属職員を指揮監督する。

その他管理的業務として予算の編成、執行、所属職員の任免、配置等が挙げられる。

施設長は、入所児童に対して親権を行使し、又は監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる（児・法第四十七条）が、これらに基いて入所児童の福祉についてすべての責任を負い、児童が当該施設を退所後、できるだけ社会に適応し、又は健全な社会生活を営むことができるように保護指導する。

施設長は施設の運営のため必要に応じ、都道府県庁、又は児童相談所、その他の福祉機関官公署、或は学校、民間の社会事業団体に対し行政的接衝に当り、又意見を具申する。

施設長は公立施設の場合、所属機関の長から業務の大綱を指示されるが、施設運営は、自己の判断と責任において独立して行うことができる。

施設長は、このように精神薄弱児施設の運営管理についての全責任を負っているものであるから、施設長に課せられた責務の重大性に深く思いを致し、精神薄弱児の福祉の保障のため、一そう施設の整備充実と指導技術の向上にあらゆる努力を傾注して当らなければならない。

従つて施設長は、一般に精神薄弱児に関する学識経験の他に、「施設を適切に運営する能力」を有していなければならないが、それは他の管理的な職務の必須要件と共通なものであつて、その人柄、識見、及び一般的管理、監督並びに統率の能力に欠けているところがあれば、たとえ精神薄弱児に対し深い造詣があつても、施設長としての任務を最も適切に、又最も円滑に遂行することは極めて困難といわざるを得ないのである。

なお施設長は右に述べた以外に次のような点を十分考慮しなければならない。

(1) 集団生活上の問題

一般に精神薄弱児施設でも、教護院でも或は養護施設でも、その運営形態は家庭的にせよ寄宿舎的にせよ、職員と児童が起居を共にして、大なり小なり一つの集団生活を形造っている場合が多いから、施設長としてはこのような集団生活の中にあつて、児童に直接当っている職員達が、安んじて職務を遂行し、十分に技能を発揮できるように配慮しなければならない。

このために

イ 全体的運営方針の確立と指示。

ロ 職員に対する児童の信頼感を失墜させるような言動をつつしむこと。

ハ 職員の私生活の尊重。

ニ 職員に必要な精神的解放と、身体的休養の機会を失わしめないこと。

等の諸点に留意する必要がある。

(2) 家族同居の問題

児童と起居を共にする職員等に関する規定は、最低基準（第七十二条、第八十一条）に「施設の長は、児童指導員及び保母のうち、少くとも一人を児童と起居とともにさせなければならない」としてゐる。

施設の運営形態が家庭的であるか、寄宿舎的であるか、又建物の形や部屋の数がどのようであるかによつて、同居する児童指導員や、保母の数をきめなければならない。（ある場合には施設の運営方針上から、全職員の同居を原則とする場合もあり得よう。）ところで施設長、及びそれらの職員の家族が施設に同居する場合は、永い間には色々な問題が起つて来ることが予想されるので、施設長はそれらについて十分心構えをもつていなければならない。最低基準でも、児童の養護に支障がない場合にのみ止むを得ない事情にある者は同居を許しているが（第七十二条第二項）、特に公立の施設では左の四点の場合に限つてゐる。（第七十二条第二項但書）

イ 児童と同居の児童指導員の妻。

ロ 児童と同居の児童指導員又は保母の子であつて、満二十歳未満の者。

ハ 児童と同居の児童指導員又は保母の父母。

ニ やむを得ない事情のもので、都道府県知事の許可を得た者。

であつて、これらの同居家族は施設における児童の養護に協力しなければならないとしている。（第七十二条第三項）

又施設の職員の子弟と収容児童との間の関係を考慮して、最低基準は「生活指導のために児童に作業を行わせるときは、入所している児童と同性且つ、同年齢であつて、起居とともにする者に作業を行わせるときに比し過重であつてはならない」（第七十三条）と規定していることは、けだし当然である。

これらの点を考慮して施設長は、施設内に同居する家族たちのための、特別な講習会とか研究会とか座談会等の機会を作つて、施設の方針や現状を正しく理解せしめるように、留意することも考えなければならぬ。

なおここで留意すべきことは、余り施設内に同居する職員の家族の問題、或は児童指導員、又は保母が児童と起居を共にすることによつて起る精神的、又は身体的過労の面、或は施設の建物の現状、その他予算経理上の制約のことを重視しすぎて、最低基準に規定された「児童指導員及び保母のうち少くとも一人を児童と起居をともしなければならない」という規定を不当に解釈して、児童が何名収容されていても、児童指導員、及び保母のうち一人だけを児童と起居をともしればよいのであつて、他はすべて施設外より通勤にすべきだという極端な意見を採用することは厳にいさめなければならないことであつて、殊に対象が、年齢の割に著しく思慮分別のない精神薄弱児であればあるだけ、非常災害、又はその他突発事故が起つたような場合は、施設全体が收拾のつかない混乱に陥入り、収容児童の生命に著しい危険を招来することは論を俟たないところであるから、何時如何なる事態が突発しても十分の応急措置が行われるよう、必要最少限度の職員は、常時施設内に居住しているような態勢が必要であり、このためにも職員の宿舍の問題、或は勤務時間の問題等について施設長は十分研究し、努力しなければならない。又施設外の職員の講習会等に対して職員を派遣する場合、或は施設長が出張する場合、或は色々な施設の行事を開催する場合においても、児童の保護指導に支障を来すことのないよう絶えず留意しなければならない。（「註」児童福祉施設で事故が突発し、重大な結果をまねいたような場合は大抵職員が色々な事情により手不足の場合に起つている事例が多いから注意を要する。）

（３） 保護者等との連絡の問題

最低基準（第八十二条）で規定しているように、精神薄弱児施設の長は、児童の保護者に、児童の性能を説明するとともに、児童の通学する学校、及び必要に応じてその児童を取扱つた児童福祉司、又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

のである。

(二) 児童指導員

精神薄弱児施設において、児童の生活指導を行う者を「児童指導員」という。(最低基準第七十八条)従つて精神薄弱児施設における最も本質的な面はこれらの児童指導員の行う諸活動であり、児童指導員は精神薄弱児施設の諸活動の中心となるものである。又児童指導員は生活指導の外に学習指導を担当する場合がある。例えば、施設内に附近の学校の分校が設けられているような場合は、学習指導と、施設の他の諸活動とが密接に連携を保つて運営されるように、本校より派遣されてきた教官をして児童指導員を兼務させるようなことが行われたる場合の外、施設独自で何らかの学習指導をやるような場合がそれである。又職業指導員を兼務する場合もある。従つてこれら両方の場合を予想して、先ず児童指導員の任務について述べてみることにする。

(「註」本校より派遣されてきた教官をして児童指導員を兼務させる場合であつても、最低基準に規定された専任の児童指導員は必ず定数通り置かなければならない。)

即ち児童指導員のうち、主席児童指導員は直接施設長を補佐して、精神薄弱児を保護し、これに独立自活に必要な知識技能を与えるという精神薄弱児施設の目的達成に必要な施設運営方針の決定に参画し、これを他の職員に周知、徹底させると共に、年間の施設における指導課程、行事計画、職務分担計画若しくは、精神薄弱児の指導技術の調査、研究計画等施設運営の大綱方針を立案する。

又他の指導員、保母等の立案した個々の担当職務におけるこれらの諸計画、諸研究等について施設全体の立場から適切な調整を計り、その内容を検討し、又各職員が各自の職務分担に基いて行つたところの週間又は日々の実施状況の報告を受け、これを取りまとめると共に必要な指導、助言を与える。

又或時は施設長の代理として施設における諸業務の円滑な実施、及び児童の退所後の事後補導が適切に行われるように児童相談所、公共職業安定所、学校等と接衝することもある。

以上のように主席児童指導員の行う職務は、小規模の施設においては直接施設長が行う職務であるが、

大規模の施設では右のような職員編成が行われていると思われる。

なお主席児童指導員といえども、以上述べた職務の他に、直接児童を指導する任に当っていることは勿論である。一般に児童指導員は保母とともに児童と起居をとにし、施設全体の年間の実施計画、又は研究計画に基いて自己が担当する児童の生活指導、学習指導、又は職業指導についての年間、週間、又は日々の具体的な、又細部にわたる実施計画を立案し、これに個々の児童の精神的・身体的症状（知能程度、その他情意的方面、社会的方面、及び身体的方面の欠陥或は長所等）、並びに児童の年齢別、性別等を考慮して生活指導、学習指導、又は職業指導の諸活動を担当し、精神薄弱児の保護指導及び諸研究を行うのである。

これらの活動は保母と協力して行われるのであるが、児童指導員はあくまで主導的な立場をとり、児童の起居、食事、清掃等の日課、及び通信、面会等の日常生活を通じて個人的又は社会的な生活指導を行い、又児童に最少限度の基礎的な学習指導を行い、或はいろいろな職業指導の現場において独立自活に必要な知識技能を授け、その他音楽、運動等のレクリエーション活動或は年中行事、学芸会、映画会、運動会等を企画指導し、或は医師の指導のもとに心理学的又は精神医学的診査を行い、又或時は児童の保護者、学校、又は保護受託者等を訪問し、退所後の事後補導について遺憾なきを期する必要があるのである。

その他児童指導員は施設における事故を未然に防止するため、施設内外の巡視等も行い、無断外出児の捜索、児童の移送引取り、或は非常災害が突発した場合の児童の救出、並びにその前後処理（但し児童の救出その他は全職員がこれに当ることはもちろんである）について常に第一線の職務を有しているのである。

児童指導員はこのように重要な任務を有しているのであるから、この任務を完全に遂行する必要な種々の精神的、又は身体的能力、並びに精神薄弱児に対する指導技術が必要であり、これを習得することが児童指導員として最も必要なことであるが、かかる技術も人なくしては存在し得ないのであり、人あつての技術であることに思いを致す時に、精神薄弱児施設における運営の良否は実に児童指導員その人の双肩に

かかっていることを思わなければならない。

それでは児童指導員としての資格要件はどのような点にあるであろうか。もちろん詳細に書くと、児童を指導する人としての必要な徳性をすべて挙げなければならないが、最も必要な要件を挙げると次の通りである。

1 児童指導員としての自己の責務をよく自覚していること。

児童指導員が施設活動の中心部門を担当しているものであり、その活動の如何が児童の福祉に直接甚大な影響をもっていることを絶えず心に強く銘記していなければならない。

2 児童に対して深い理解と正しい愛情と強い熱情をもっていること。

精神薄弱児は過去において全く理解されず、又何らの愛情も与えられず、甚だしい劣等感をもっている。この劣等感を除去し、施設に安定させるためにもこれらの要件は必要である。又彼らを幸福にするために凡る努力を捧げても悔いがないという強い熱情をもっていなければならない。

3 精神薄弱児の指導に関する知識並びに技術を十分に習得していること。

これは児童指導員として当然の要件であるが、特に精神薄弱児は自分の苦痛と疾病を自覚し、これを訴える能力に欠けているから、これらを未然に防止し、又早期に適切な処置がとられるようにしなければならない。

又彼らの精神的、身体的欠陥の特性を十分に知悉していなければならない適切な保護指導は行われ難いものである。

4 健全な心身の持主であること。

特に取扱いの困難な精神薄弱児を指導するためには、精神的にも身体的にも凡ゆる点で健康でなければ、たとえ大いなる抱負をもつていても途中で挫折するものである。従つて、常に凡ゆる機会を利用して自己の精神的、身体的向上に努めなければならない。又人を煽動したり、いたずらに上司に反抗したりすることは絶対にあつてはならない。物事の理非善悪は十分わきまえていなければならないことは勿論であるが、

いたずらに輕挙妄動することは施設を混乱に陥入れ、施設を二つのグループに分ち、ひいては施設に対する社会的信用をおとししてしまうものである。

5 チーム・ワークのとれる人物であること。

施設の環境は職員と児童との縦の關係ばかりでなく、職員同志の横の關係も重要であり、職員間の協力態勢がもし出ず雰囲気があつて、始めて施設の機能は十分に發揮されるものである。

6 能動的・活動的な人であること。

常に人に率先し、児童に率先して事に當る態度が必要であり、殊に精神薄弱児は頭で覚えるのではなく、身体で覚えるのだといわれるように、児童が自発的に生活意欲、学習意欲、勤勞意欲を喚起するように努めなければならない。

7 児童の好奇心を呼び起し興味をもたせるように指導する能力をもっていること。

いわゆる無味乾燥な説教は馬の耳に念仏である。又学習の第一歩は児童が学習への意欲をもつことであり、この意欲は児童が興味をもつことから起るものであることを理解しなければならない。

8 平静な感情の持主であること。

いわゆる冷静型であつてはならないが、如何なる事態が起つても必要以上にあわてふためくことは、児童をますます混乱に陥入れるものである。又たとえ児童に目の余るような行動が見られても、いたずらに自己の感情の赴むままに行動することは、とり返しのつかない事態を引起すものである。（「註」他の施設にかかる事例があり、十分戒心しなければならない。）

9 児童を個人的にも集団的にも巧みに統率し、指導する能力をもっていること。

児童に対するケース・ワークとグループ・ワークの何れの場合にも適切に児童をひきつけ、指導してゆく能力をもたなければならない。

10 児童の全生活についてたえず気をくばっていることができる人であること。

人であるからには四六時中緊張をもち続けることは到底できないことであり、又このような緊張感は、

児童に重くするしい圧迫感を与え、児童を逃避させることになることも考えられるが、精神薄弱児は自ら意識せずして、発作的に人の意表に出るような行動に走ることがあり（発作的な暴行傷害或は放火等）、他の児童の生命を失った事例もあるから、たとえやむを得ない事情で一時児童の傍らを離れるようなことがあつても絶えず気をくばつていなければならない。

（「註」事故が起る時は職員が精神的にも身体的にも疲労している場合とか、或は食後満腹感で一時双方の緊張感が弛んだ場合とか、職員間に問題が起つていような場合があるから十分留意しなければならぬ。）

11 自己の指導技術の研鑽向上を常に心掛ける人であること。

永年施設にいと、ややもすれば児童に感化されて向上心が乏しくなり、マンネリズムに陥り易いことがあり、このような場合には色々思わしくない問題も起り勝ちであるから、常に指導技術の向上に努めなければならない。

次に児童指導員として思わしくない性質を例示すれば次の通りである。

1 小言型

いつも細かく小言を言つて口で彼らを引廻そうとする型である。精神薄弱児の特質を理解せず、いつも神経を昂ぶらせている型である。

2 冷静型

前に述べた平靜型ではなく、常に児童から離れていて冷然と彼らを眺め下している型である。児童は彼にとつて「観察」の対象であり、温い情は通わない。科学的探究の態度を堅持しているつもりであろうが、可憐の観察が、が賛上げられても児童は少しも育たないのである。

3 野放図型

どうせ彼らは治らないのだときめて、一切の努力を放棄した型であり、熱意も、研究も、目標もなく、ただその日暮しの生活を送っている型である。

これらは何れも、その心が不健全な状態であり、最初から児童指導員になれる筈のものではないが、職員になつてから、このような型になつたという場合もあるから十分留意しなければならない。

要するに、精神薄弱児と共に、毎日を楽しく暮すことができないならば、到底児童指導員として永続きできるものではない。彼らと共に遊び、たわむれ、共に額に汗して働き、しかも将来の社会的な適応という目標をしっかりと確立し、その目標に向つて一人一人を、堅実に導いて行き、やがて社会に出てからの身のふり方まで世話をしやりたいというところにまで高まつていく徳性をもつことが、児童指導員として最も望ましい理想的な徳性であろうと思われるのである。

児童指導員の資格については最低基準（第六十九条）に次のように規定している。

- 1 厚生大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成施設を卒業した者
- 2 大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め学士と称することを得る者。
- 3 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者（若しくは通常の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）、又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事した者。
- 4 学校教育法の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認定した者。
- 5 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認定した者。

（三） 保 母

児童指導員の資格については前述の通りであるが、最低基準においては特に児童指導員は男性でなければならぬという旨の規定はないから、女性であつても最低基準（第六十九条）に定める資格を有しておれば児童指導員にもなり得るのである。然し現状としては特別な例外を除いて児童指導員は男性であり、女性は保母として児童指導員のよき協力者として、主として児童の日常生活の面について女性でなければできないような重要な仕事を担当しているのである。又寮舎制をとっている場合には、保母は通常児童指

導員の妻となつてゐる場合もあることと思われる。

何れにしても保母は児童指導員と共に一群の精神薄弱児を受け持ち、対象児童の精神的・身体的症状と児童の年齢、性別と、施設長又は児童指導員が作成した指導計画とを勘案して保育面を中心とした指導方法の細案を作成し、これに基いて日常生活の指導に当るのであるから、保母の活動の成否は児童指導員に次いで施設の諸活動に大きな影響をもつてゐるということが出来る。従つて保母に対しても児童指導員に必要な徳性もできる限り備へてゐることが望ましいのである。

保母も児童指導員と同様に、児童と起居を共にしながら色々な指導に当るのであるが、児童指導員が主として児童の外面的な面を担当するとすれば、保母は主として児童の内面的な面、即ち寄宿舎又は寮舎内の日常生活における諸活動、たとえば居室内外の清掃、整備、衣服の修理、洗たく、食事、入浴、寝具の始末、夜尿児の世話等を担当し、これらを通じて日常生活における正しい生活習慣の確立を計り、又、遊戯、音楽、絵画等、或は運動会、遠足等のレクリエーション活動、或は余暇指導等の活動を援助若しくは指導してゐるのである。

このように保母の業務内容は、まことに複雑多岐にわたり、いわゆるこまごました生活上の雑用が多く、朝から晩まで、また夜中でも目まぐるしく立ち働いてもなお仕事は後から後から追いかけてきて、これによいという時がない。子沢山の一家の主婦が繁忙であるといつても、保母ほどのことはあるまいと思われる程であり、殊に聞きわけのない精神薄弱児が対象であればなお更である。従つて保母は、余程その時間の活用に工夫をこらし、合理的・能率的に動くようにしないと、如何に心ははつても身体が続かないという結果に陥り易いのである。

この合理的・能率的な働きは保母がめいめい考えねばならないことであるが、しかし同時に保母同志がよく協力して、共通の仕事の分担を決めるとか、協同作業をして能率を高めるとか、交替して、ある仕事を片付けるといふ工夫もまた必要である。

しかし一方において考慮すべきことは、仕事ができばきとできるというだけが、良い保母の資格である

ということとはできないということである。児童たちは保母の中に自分達の母を、又は姉を見出したいと希望しているのであるから、いわゆる母性型で抱擁力の豊かなことも資格要件としてぜひ挙げなければならない。抱擁力のある保母のもとにあつては、児童は愛情に満足して安定感を得るのであつて、そのような保母は凡ての児童との間に情意的に距離がない姿といえるのである。

これに反していわゆる知性型の保母がある。割切つてしまふ型である。次から次から生活の細かい注意とか、指導が押しつけられ、仕事は迅速に片附いて行くのであるが、情意的には温みが不足し、不安定状態となる。このような型の保母には、調子を合せてついて行ける児童はよいが、ついて行けぬ児童は、施設の中で再び劣等感を抱き、不安定となり一般からはみ出してしまふのである。

なお寮や施設では、それ自体一軒の家族である。そこにはどうしても父の役目と、母の役目が必要となつてくる。男子の職員がいるというだけで、寮や施設の部屋のグループに安定した空気を与えることができるが、それは反面保母が母の役目を果しているから云えることなのである。児童指導員と保母は互に相補い合つて、指導の完全を期しなければならない。しかし、一家に世帯主の中心があるように、寮や施設のグループの中にも中心があり、おのずから秩序と統一が必要であつて、その主導的立場は児童指導員となり、保母はあくまでも協力者としての位置にあることを忘れてはならない。

又、保母は生活のこまごました仕事の部面を担当しているのであるが、その繁忙の生活の中にも研究を怠らず、日常の些事こそ、実は事業の中心の意味をもつていふことに徹するのでなければならない。

児童福祉法施行令によれば保母の資格を次のように規定している。(同令第十三条)

- 1 厚生大臣の指定する保母を養成する学校、その他の施設を卒業した者。
- 2 保母試験に合格した者。

(四) 嘱託医

最低基準によれば「精神薄弱児施設には、小児科を専門とする嘱託医の他に精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医を置かなければならない」(第七十八条第二項)と規定されている。

精神薄弱児施設における医師の活動局面は、極めて広範であり、生活指導に関連して施設の業務の相当大きな位置を占めるものである。特に精神薄弱児は、単に知能が低いというだけでなく、多くの者が大なり小なり、精神的欠陥や身体的欠陥を同時にもっており、その取扱いは医師の指導に負うところが大きい。

従つて特に精神科の診療には豊富な経験をもっている医師を、小児科を専門とする囑託医の他に別に囑託することを規定したのであるが、事情が許せば医師が施設に常勤して、その保健と疾病予防の方策を推進し、併せて疾病の治療を行うことが望まれる。しかし仮りに常勤でなく囑託であつても、医学的、専門的な方針を確立して、これを施設の中に徹底させ、児童指導員や保母の生活指導に活かして行くことが肝要である。

保健婦を置かれている施設では、保健婦が囑託医の指導方針を体得して、日常生活に活かすようにしなければならぬ。なお最低基準において、精神薄弱児施設では「静養室は必ずこれを設けなければならぬ」(最低基準第七十六条)と規定し、又精神薄弱児施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的、及び精神医学的診査を行わなければならない。但し児童の福祉に有害な実験にわたつてはならない。」(最低基準第八十三条)と規定しているのであるが、これらの内容を最も効果的に、又誤りなく実施する上において囑託医に課せられた責務は極めて重要なものである。

(五) 職業指導員

最低基準によれば施設において「職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。」(最低基準第六十八条第二項、及び第七十八条第一項)と規定されている。然し精神薄弱児施設が「精神薄弱児を保護すると共に独立自活に必要な知識技能を与える」ことを目的としている以上、職業指導は必ず行わなければならないことであり、従つて職業指導員を置くことは当然の原則ともいえるのである。殊に普通児と異つて社会的適応性に欠けている精神薄弱児を、施設に在所している間に、どうか社会生活に伍して行けるまで育成するという終局の目的から云えば、職業指導員の仕事は、或る意味では、精神薄

弱児施設の業務の完成であり、仕上げであるとも云えるであらう。

職業指導員は、他の一般職員と異なつて、或る特定の職業種目についての技術的な指導が可能でなければならぬのであつて、農業なり、窯業なり、又は手工業なりの専門的技術者であることが必要である。

しかし職業指導といつても、精神薄弱児を対象としては、単に技術の習得ということだけを考へるのではなく、もつと基本的な、いわば職業生活の訓練という総合的な立場を必要とするのであつて、そのために、職業指導員の現場なり、その指導者を要求しているのであるということを忘れてはならない。

又もし技術的な習得のみを中心として考へるならば、児童の適性や能力などを考慮して各種各様の設備を要するであらうし、その指導者も従つて専門的に各種類の人を要するであらうが、そのようなことは施設としては事実上困難なことである。

従つて精神薄弱児施設における職業指導員は職業指導全般についての一応の知識を心得ていなければならぬのであつて、施設が設けている職業指導の現場、例えば農場や、木工場や竹細工室など、或は趣味的な自然発生的な手芸や、縫工などに至るまでのそれらの状態を知悉して、それらが施設の生活指導と又学習指導と内面的に結びついているように調整することゝが要請される。しかしこれは生活指導や学習指導を担当している職員についても要請されることであつて、双方が緊密に提携して行くことこそ、職業指導の内容が正しく展開するものといえるであらう。

(六) その他の職員

その他の職員としては、書記並びに雇傭人がある。これらの事務職員並びに補助職員の職務については詳述を要しないと思はれるが、ただ書記については、施設の衣食住の全体を調達し、その経理を明らかにし、物的な一切の保管、管理の実務に専従するのであるから、施設の経営はその手腕に俟つところが極めて大である。

しかしそれだけにその発言は実質的な権力を伴ひ易い。従つて施設の業務は前述のように、児童に直接関連している部面が中心となるのであるが、その業務内容が正しく事務職員に理解されていないと、そこ

に意見のくい違いが生じ易く、しかも実質的な権力を伴っている事務職員の意見が結局は押し通されてしまつて、施設全体に不明朗な雰囲気をもし出す原因となるということが起り易いものである。

もとよりこのような場合は施設長の裁断に待つべきものであるが、いつしか感情的対立にまで進展するようなことがないように、常に業務の正しい理解を心がける努力が大切である。

従つて施設の事務職員は、ただ事務に専従しておればよいというのではなく、あらゆる機会を利用して児童福祉の業務の内容を研究し、児童指導員や保母、その他の職員と語り合つて、その意見に耳を傾け、その状況を知悉しておくことが必要である。又これと同時に予算上のことや物品関係など生活に直接ひびいて来る内容については何時でもこれを明らかにできるような態勢をもつていて、施設全体の職員が事務的立場に協力してくれるようにしなければならない。

なお雇傭人については、特に「炊事婦」の仕事について、施設は全体として、常に再認識がなされなければならぬ。生活指導のところでも触れるように、調理は施設の生活にとつて極めて重要であるにも拘らず、とかく忘れられ勝ちであつて、いわゆる「飯炊き」という程度の考え方が支配し勝ちであるが、調理室は児童の生命をあずかる最も大切な部面であり、特に精神薄弱児たちにとつて、三度三度の食事は何よりも楽しみであり、施設の生活の喜びが食事によつて深くもなり、浅くもなる程のものである。炊事に携わる職員は、この事実について改めて深く考える必要があり、常に児童の健康状態に留意して、その献立や調理の内容を研究工夫して、その向上を図るように努めなければならない。

要するに児童指導員、又は保母以外のその他の職員の資格要件については他の児童福祉施設におけると同様であるが、精神薄弱児施設に勤務する場合は、特に自己の勤務場所の特殊性を忘れないで、直接、間接に児童によい影響を与えるような行動をとる心掛けが大切である。又施設で共同生活をとる以上紛争を起し易いような性質であつたり、児童に悪影響を与えるような人柄であつたり、或はそのような家族を身近かにもつていては好ましくないのである。

四 児童福祉法による保育所措置費の

国庫負担制度の改正について

(昭和三十三年六月
厚生省・児童局)

保育所は法施行以来逐年増加の傾向を辿り、すでにその数は九、〇〇〇箇所をこえ、またその入所児童数についても六〇万人余に達している状況であり、かつ、保育所増設に対する各地域の要望、保育所に対する一般の期待はなお益々熾烈なものがある。またこれに伴う行政並びに財政上の問題は愈々その重要性を加えつつある実情にある。

しかるに反面、その施設の急激なる増加に伴う指導の不十分等にも関連し、従来実施して来た制度上にも諸般の問題点があつたこと、及び最近実体的にその運用の適正を欠く面が多数見受けられているとおり、すみやかにその適正化を図ることが要請されているところである。

かゝる情勢にかんがみ保育所制度の充実強化とその適正化を図ることを究極の目途として従来の制度に対しても慎重なる検討を加えた結果「保育所措置費国庫負担金交付基準」を全面的に改正するとともに、今後における行政指導の方針を明示し、その強化を図ることと決定したものである。

第一 改善の主旨及びその内容について

(一) 保育所は逐年急速に増加の傾向にあり、しかもこれに対する各地域よりの要望と期待も熾烈なものがあつて児童福祉行財政上益々その重要性を加えつつある実情にあるが、現行制度においてはとくに最近措置費の増加に即応する保育料の徴収増加が自動的に弾力性をもつて行われず、各市町村ごとの緩急の差が益々甚だしくなりつつある。当局は従来から保育料の徴収の適正を強く指示してきたところであるが、市町村のうちには収入認定の励行、徴収基準表の適用について行政管理庁、会計検査院等が指摘するとおり不十分なものがあり、入所の措置についても依然適正を欠く事例が見受けられ、また一方公費負担の設定限度においては上下の差が益々甚だしくなり、児童の処遇の厚薄、職員給与の不均

衡が激しくなつたものである。当局としては、このまゝの情勢で推移するときは、益々この傾向が強くなりひいては制度自体を危くする虞があることを認めて、現行制度を十分検討し、今回その改善と刷新を図り、もつて児童福祉事業としての保育所の使命を発揮しうるようこれが基盤を確立することを企図するものであること。

(二) 現行保育料徴収制度については、予算上は保育所の運営に要する費用の六四％を徴収することになつてゐるが、従来の実績は全国平均にして五〇％に満たない徴収率でありかつ各都道府県別の徴収状況は最低二六％から最高六三％までの開きがあり、入所児童の所得階層に相異はあるにせよ児童の保護者の負担が極めて不公平な結果となつてゐる。これは会計検査院、行政管理庁、大蔵省地方財務局が指摘するように、市町村の多くが収入認定を行わず、したがつて徴収基準表を適用してゐないことによること、及び現行徴収基準表の実施について市町村吏員が運用するにはあまりに複雑であるためと思料される。今回の改善措置は、これについて適正かつ簡明に保育料の徴収を期しうるよう改正し、保護者の負担の公平を図らんとするものであること。

(三) 保育に必要な費用の各保育所ごとの実行限度の状況は従来、最低四〇〇円から最高一、五〇〇円までの著しい開差がある。これは現員現給制、市町村の費用の支弁の状況、希望限度の設定等によるものであつて、結果として各保育所間の著しい不均衡を生じてゐる。今回の改善は、保育児童の一人当りの費用を統一した保育単価とし、各保育所ごとの公費負担上の公平を期するとともに、児童の処遇の厚薄、保母の給与の不均衡等のないよう期したこと。

(四) 児童福祉法施行当初に較べ、措置人員において約四倍、児童福祉施設数において約五倍に増加する等事務量が著るしく増大しているにもかゝらず、児童福祉行政機構とくに第一線の機構が依然として立ち遅れており不十分のために、保育所はもち論児童福祉施設全般について措置の適正及び施設の運営管理の指導に大なる欠陥がある点等にかんがみ、今回の改善においては保育料の徴収、限度設定等いわば経理面の事務は大巾に簡素化されるとともに、職員の期末手当、給食費単価の増額等保育内

容の改善を図らんとするものであるから、今後においてはこの方面の行政指導に重点を指向し、その是正と充実強化を企図したものであること。

田 従来の入所措置の状況に照し、今回の改善にあつては、乳児に対する給食費単価の増額を図るとともに、その対象年令を引き上げる等、とくに乳児保育の充実促進を企図したものであること。

内 今回の改善は、保育単価、徴収基準額について従来の公費負担上の不均衡、不公平の是正を図ろうとするものであるが、これがため従来に比し現状に相当の変更を来す市町村又は保育所が予想されるので、本年度においてはこれにより混乱と動搖のないよう出来る限りの経過的措施をもつたものであること。

第二 制度の改正に伴う運用及びその行政指導上留意すべき事項として各都道府県に指示する方針について

児童福祉行政指導職員（全額国庫委託職員）の職務については別途指示する予定であるが、当分の間は今回の改正措置に伴う運用を中心とする指導に重点をおくとともに、今回の事務簡素化を機会に従来の如く単に会計経理に偏した監査に終始することなく、施設管理、児童の処遇改善等についてとくにその内容の充実向上が図られるよう指導体制を確立すること。

なお、今回の改善の趣旨にかんがみ、今後は入所措置の適正化はもち論、乳児保育の促進等保育行政の適正化と充実につき指導の重点をおくこと。

(一) 措置費の支弁に関する事項

(1) 保育単価は、最低基準を維持するのに必要な最低の経費であるから、指定都市及び市町村においては、必ず予算措置を行い、所定の保育単価による支弁額を各月必ず支弁するよう厳正に指導すること。

なお、今回の措置によつて本年度の所要予算に変動を来すこととなる地方公共団体においては、すみやかにこれが予算の追加又は更正の措置をとること。

(2) 右の措置費の支弁は、従来の出席延人員等による支弁方式を改め、支弁の促進を図つたものであるから、この費用の性質にかんがみ、当月分を遅くもその月中に清算支弁を了するよう指導すること。

(二) 保育所における措置費の支出に関する事項

(1) 保育単価については従来の事務費及び事業費の区分を廃止し、極力施設における会計経理の弾力を認めたものであるから、施設管理者はその範囲内において、努めて保育児童の処遇の向上及び保母の待遇改善等保育の増強に努力するよう十分指導すること。

(2) 給食費及び保育費についてはそれぞれの性質にしたがい、交付基準に示す日額単価を必ず支出せしめるよう指導すること。

(3) 保育所の給食については、別途指示するところに従い給食内容の向上について指導するとともに、現に給食を行つていないものに対しては直ちに一定の猶予期間を定め給食の実施を指示するとともに、その実施に必要な事項の指導督促に務めること。ただし、この通達施行後三箇月以内に実施されないときは、爾後保育単価のうち給食に要する経費の分は控除して支弁するものとする。

(4) 給食費及び保育費以外の費用については、有効適切に弾力性ある経理を行い、保育の増強を目的としてその中核となる保母の待遇改善等に努めるとともに、調理、清掃、雑務等の業務については、各保育所の実情に最も適する能率的な方法を工夫し、これらの業務に従事する者を採用する場合にも、将来保母となり得ることをあわせ考慮する等効率的な人的組織の確立を期するよう指導すること。

(5) 既存の保育所であつて現に園長の欠員の場合は、経過的措施適用期間（昭和三十三年）中は原則としてこれを不補充とすること。ただし、第二類施設の保母を第一類施設の園長に転ずることによりその第二類施設を新保育単価に適合するようにする場合、又は別に指示する場合には、右にかゝわらず保母又は児童指導員の資格を有する等人格識見等から見て保育所の長として十分に適当と

と認められる者に限り認める方針として指導されたいこと。

- (6) その他保育所の会計経理にあたつては、過去の実績を十分分析検討し、各年度ごとに周到な予算経理計画を樹立するようにするとともに、その運用にあたつては共同購入その他経費の節減に努め、施設経営の効率化と合理化を図るよう懇切なる指導をされたいこと。

(三) 保育料の徴収に関する事項

- (1) 保育料の徴収については法に基いて市町村長の責任において徴収すべきことは当然であるが、その収納方法については実情に応じた方法をとることはやむを得ないが、保育所に対し徴収責任を委任し、又は徴収未納分を転嫁する様な事のないよう厳に監督されたいこと。

- (2) 保育所入所児童のA、B、C、Dの各階層の分布状況の確認については関係機関等との連絡を密にして誤りなきを期するよう指導することはもち論であるが、管内市町村の全体についての課税状況についても把握する等常時資料を集め、行政運営の指標とすること。

(四) その他の事項

今回の保育単価、徴収基準額等は国庫負担の対象となる基準を示したものであるから、各市町村がその独自の負担において、保育単価以上の額を支弁し、又は児童の福祉を図る等積極的な努力を払うよう指導すること。

第三 保育所措置費国庫負担金交付基準概要

一 保育単価及び支弁額

(一) 保育単価

別表の新保育単価表のとおりとし、次による事務費と事業費を合算したものとする。なお、乳児加算及び採暖費加算については、別に加算分の保育単価を設ける。

(1) 事務費

人件費については最近における全国保育所職員の平均現給を基礎とし、新たに〇、五ヶ月分の期末

手当を加えるものとし、これに社会保険負担金、庁費、旅費、修繕料等のその他の事務費を加算して入所児童一人当りの月額事務費単価を設ける。なお、その保育所の長が欠員であるときは、その分を控除した単価を設ける。

右の基準額は、地域差については従来どおり甲地、乙地、丙地の三段階とし、施設差については六〇人、九〇人、一二〇人、一五〇人、一五一人以上の施設定員規模に応じ五段階とする。

(2) 事業費

給食費については、従来の児童一人当日月額単価七円一〇銭を八円一〇銭に引き上げ、これに保育材料費月額二円九〇銭を加えて入所児童一人当りの月額事業費単価を設ける。

(3) 乳児加算、採暖費加算の取扱

(1) 乳児加算については、従来の給食費児童一人当日の月額単価二四円三〇銭を三〇円に引き上げ、これに人件費及び保育材料費月額三円七〇銭を加え、入所乳児一人りの加算月額保育単価を定め、従来どおり加算形式により支弁する。(別表の三才未満児加算分の欄参照)。

(2) 採暖費の加算支弁は、従来どおりとする(別表の採暖費加算分の欄参照)

(二) 各月の支弁額の算式

市町村は、左の表によつて算定した額を、各月支弁しなければならないものとする。

区 分	算 式
一 一般分	一般分保育単価 × その月初日の在籍措置児童数
三才未満児加算分	三才未満児加算分 × その月初日の三才未満在籍措置児童数
採暖費加算分	採暖費加算分 × その月初日の在籍措置児童数

二 保育料

保育料の徴収については、入所児童の属する世帯を次の階層区分に分類し、現行の費用徴収の実情等を勘案してそれぞれの階層に應じ、次のように入所児童一人当りの月額保育料の基準額を設定する。ただし同一世帯から二人以上の児童が入所しているときは、一人を除いた者は基準額の半額を徴収する。

(世帯区分)

	(月額保育料)	
	幼児	乳児
(イ) 生活保護世帯	○円	○円
(ロ) 市町村民税を課税されていない世帯	一〇〇円	二〇〇円
(ハ) 所得税を課税されていない世帯	四五〇円	六五〇円
(ニ) その他の世帯	全額	一、五〇〇円

なお、その市町村の全地域又は相当地域にわたる災害等不可抗力の地域的事情により右の基準により難しいときは、都道府県知事又は指定都市の市長の申請に基いて厚生大臣の定める特例によることができるものとする。

三 保育単価の経過的措置

(一) 旧限度 (前年度の事務費の設定限度に、○、五月分の期末手当、給食費の新単価を加えた額) と新保育単価とを比較して減額となるときは、その減額となる額について、都道府県知事又は指定都市の市長の申請に基いて厚生大臣が定めた額の特例保育単価を認め、支弁を行う。

(二) 旧保育単価と新保育単価を比較して増額となるときは、別表「新保育単価表」を適用してその増額の程度を規制する(別表の経過的措置による変更後の保育単価の欄参照)

(三) 前二項の経過的措置は、昭和三十三年度限りとする。

四 その他の指導方針

(一) 保育単価の支弁に当つてはとくに事務費と事業費の経理区分は行わないが、給食費日額単価及び保育費日額単価を明示し、児童処遇の万全を図る。

(二) 保育給食についてはその実施を強力に指導し、この指導に従わないものについては、返還処分を行う。

五 本改善方式の施行期日

昭和三十三年七月一日とする。第一・四半期については従前の方式により処理する。

別表 新保育単価表

区分		分										般		
その保育所の 所在する 地域区分	その保育所の その月初日の 定員区分	地										地		
		六〇人まで	六一人から九〇人まで	九一人から一二〇人まで	一二一人から一五〇人まで	一五一人以上	六〇人まで	六一人から九〇人まで	九一人から一二〇人まで	一二一人から一五〇人まで	一五一人以上	六〇人まで	六一人から九〇人まで	九一人から一二〇人まで
その保育所の長が その月初日におい て設置又未設置へ 欠員無給の区分	新保育単価	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置
		七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
経過的措施による変更後の保育単価 旧限度がこの欄の 以下であり下欄の額 をこえている場合	額以下の場合	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇	九七〇
		一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇

採暖費加算分					3才未満児 加算分			一										
一	二	三	四	五	丙	乙	甲	丙										
級	級	級	級	級				地										
地	地	地	地	地	地	地	地	地										
								一五一人以上		一二人から 一五〇人まで		九一人から二〇 人まで		六一人から 九〇人まで		六〇人まで		一五一人以上
								未設置		未設置		未設置		未設置		未設置		未設置
								置		置		置		置		置		置
								六三〇		六八〇		七一〇		七二〇		八二〇		七四〇
								五八〇		六三〇		六六〇		六七〇		七六〇		六八〇
一五	三〇	四五	七〇	九〇 円	一〇四〇	一一一〇	一二八〇 円	五四〇		五八〇		六四〇		七一〇		八二〇		六三〇

五 全国社会福祉協議会保育部会保母会内規

(性格と目的)

一、この分科会は全社協種別協議会規程に基づく分科会とはせず、保育部会の下部機関的性格を持ち、保育部会の活動の一部を補い授けることを目的とする。

(委員の資格)

二、委員は現に使用されている保育所の保母であること。但し現に園長である保母はこれを除く。

2 委員は都道府県社協の保母部会(同分科会)又はこれに準ずる組織において、保母を代表すると目されるものであつて、都道府県社協会長より推せんされたもの。

但し、都道府県一名とする。

(委 嘱)

三、委員は全社協保育部会長が委嘱する。

(任 期)

四、委員の任期は全社協種別協議会規程に準ずる。

(召 集)

五、この会の召集は全社協種別協議会規程に準じて行う。

(運 営)

六、運営の細部はこの会の申合せによつて行う。

(代表の選任)

七、この会の代表は互選によつて決める。

東京保母会規約

一、名称と事務所

この会は東京都社会福祉協議会保育部会保母の会（東社協保母の会）と云い、事務所を東社協事務局内におく。

二、目的

この会は常に子供の幸福と平和を願い、保母の教養と生活を向上し社会的地位をた

三、事業

目的を達成するために左の事業を行う。

(1) 地区保母の会の連絡強化

(2) 部会活動

広報部。調査部。文化部。生活相談部

(3) 地区団体とのていけい。

(4) その他必要と認めた事業

四、会

この会員は、東社協会員たる保育園の保母（資格の有無を問わない）とこれに準ず

るものであり、尚地区保母の会の会員であること。

五、構

この会は地区保母の会をもつて構成する。

六、運

(1) この会を運営するために委員会を設ける。

(2) 委員は各地区保母の会より選出する。その定数は五施設毎に一名とする。

(3) この会に委員長一各、副委員長二名、常任委員若干名、会計及び会計監査をそれぞれ二名おく。

(4) 委員長、副委員長は地区保母の会にて全会員から推薦し総会にて全員で投票する。

常任委員及び会計は委員会にて互選する。

会計監査は一般会員から選ぶ。

(5) 委員及び役員の任期は一年とする。

七、経

費

- (6) 書記をおく。
- (7) 総会は年一回五月に開く。但し委員会が必要と認めた場合は随時開く。
- (8) 会計年度は四月一日より翌年三月三十一日までとする。
- (1) 会費年額一人百円
- (2) 東社協助成金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

附

則

(一) (二)

(一) この会則は昭和33年5月18日より施行する。

(二) この会則は総会により変更することができる。

以

上

六、關係法規等（拔萃）

◎ 児童福祉法

第一章 総則

第一条 「児童福祉の理念」すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう務めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 「児童育成の責任」国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 「原理の尊重」前二条の規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第一節 定義

第四条 「児童」この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

第七条 「児童福祉施設」この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、し体不自由児施設及び教護院とする。

第二章 福祉の措置及び保障

第二十四条 「保育所への入所の措置」市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない

事由があるときは、その他の適切な保護を加えなければならない。

第二十五条 「要保護児童の通告」保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。但し、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第二十五条の二 「福祉事務所長のとるべき措置」福祉事務所長は、前条の規定による通告又は第二十六条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、左の各号の一の措置をとらなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

第二十六条 「児童相談所長のとるべき措置」児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、左の各号の一の措置をとらなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

第二十七条 「都道府県知事のとるべき措置」都道府県知事は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、命令の定めるところにより、左の各号の一の措置をとらなければならない。

三 児童を里親（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が、適当と認める者をいう。以下同じ。）若しくは保護受託者（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童で学校教育法に定める義務教育を終了したものを自己の家庭に預り、又は自己のもとに通わせて、保護し、

その性能に応じ、独立自活に必要な指導をすることを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。)に委託し、又は乳児院、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、し体不自由児施設若しくは教護院に入所させること。

第三章 児童福祉施設

第三十五条 「設置」国は、別に法律の定めるところにより、児童福祉施設を設置するものとする。

② 都道府県は、命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

③ 市町村その他の者は、命令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、市町村に対し、児童福祉施設の設置を命ずることができる。

⑤ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

⑥ 市町村その他の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、命令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第三十七条 「乳児院」乳児院は、乳児を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

② 前項の規定による養育は、必要があるときは、乳児が満二歳に達するまで、これを継続することができる。

第三十八条 「母子寮」母子寮は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護することを目的とする施設とする。

第三十九条 「保育所」保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

第四十条 「児童厚生施設」児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十一条 「養護施設」養護施設は、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする。

第四十二条 「精神薄弱児施設」精神薄弱児施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

第四十二条の二 精神薄弱児通園施設は、精神薄弱の児童を日々保護者のもとから通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

第四十三条 「盲ろうあ児施設」盲ろうあ児施設は、盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設とする。

第四十三条の二 「虚弱児施設」虚弱児施設は、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設とする。

第四十三条の三 「し、体不自由児施設」し、体不自由児施設は、上し、下し又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

第四十四条 「教護院」教護院は、不良行為をなし、又はなす虞のある児童を入院させて、これを教護することを目的とする施設とする。

第四十五条 「最低基準の制定」厚生大臣は、中央児童福祉審議会の意見を聞き、児童福祉施設の設備及び運営、里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護について、最低基準を定めなければならない。

第四章 費用

第四十九条の二 「国庫の支弁」国庫は、市町村長又は都道府県知事が、第二十二條から第二十四條まで又は第二十七條第一項第三号に規定する措置により、国の設置する児童福祉施設に入所させた者につき、その入所後に要する費用を支弁する。

第十條 「都道府県の支弁」次の各号に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

六 市町村長が、都道府県の設置する助産施設、母子寮又は保育所について第二十二條から第二十四條までに規定する措置をとつた場合において、入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用

七 都道府県知事が、第二十七條第一項第三号に規定する措置をとつた場合において、入所又は委託（保護受託者に委託する場合を除く。以下同じ。）要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用（国の設置する乳兒院、養護施設、精神薄弱兒施設、精神薄弱兒通園施設、盲ろうあ兒施設、虚弱兒施設、し体不自由兒施設又は教護院に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

第五十一條 「市町村の支弁」左の各号に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 市町村長が、第二十三條第二十三條本文及び第二十四條本文に規定する措置をとつた場合において、入所に要する費用及び入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用（国及び都道府県の設置する助産施設、母子寮又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）

二 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十二條 「国庫の負担」国庫は、第五十條第五号及び第十号並びに前条第一項第二号及び第二項第二号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第五十條第十号及び前条第一項第二号の費用中、母子寮、保育所、精神薄弱通園施設、盲ろうあ兒施設、虚弱兒施設及びし体不自由兒施設の設備については、二分の一乃至三分の一）を負担する。但し、第五十條第十号及び前条第一項第二号

の費用中、本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院及び児童厚生施設の設備に関するものについては、この限りでない。

第五十三条 国庫は、前条に規定するものの外、第五十条（第一号から第三号までを除く。）及び第五十一条（第一項第三号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その十分の八を負担する。

第五十四条 「都道府県の負担」都道府県は、第五十一条第一項第二号の費用に対して、政令の定めるところにより、その四分の一（母子寮、保育所、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び、体不自由児施設の設備については、三分の一乃至四分の一）を負担しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者において、入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院及び児童厚生施設の設備に関するものについては、この限りでない。

第五十五条 都道府県は、第五十一条第一項第一号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その十分の一を負担しなければならない。

第五十六条 「費用の徴収、代負担及び支払命令」主務大臣は、第四十九条の二に規定する費用を、都道府県知事は、第五十条第五号の二から第七号までに規定する費用（第五十条第五号の三に規定する費用については、業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。）を、市町村長は、第五十一条第一項第一号に規定する費用（保健所を設置する市の市長にあつては、第五十一条第一項第一号及び第二項第三号に規定する費用）を、夫々本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。

② 前項に規定する費用の徴収に当り、主務大臣又は都道府県知事が徴収すべき費用については都道府県知事において、市町村長が徴収すべき費用については市町村長において、それぞれ児童福祉司、社会福

社主事又は児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者がその費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該費用は、前項の区分に従い、国、都道府県又は市町村が代わつて負担しなければならない。

第五十六条の二 「私立児童福祉施設に対する補助」都道府県は、左の各号に該当する場合においては、第三十五条第三項の規定により、市町村以外の者が設置した児童福祉施設について、その修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一 その児童福祉施設が、社会福祉事業法第二十九条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人の設置するものであること。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく措置を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② 前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生大臣及び都道府県知事は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び第五十八条に規定するものの外、左の各号に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。

③ 国庫は、第一項の規定により都道府県が補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

◎ 児童福祉法施行令

第三章 児童福祉施設

第十三条 「保母」児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子を保母といい、左の各号の一に該当する者を以てこれに充てる。

一 厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業した者保母講習会
二 保母試験に合格した者

三 児童福祉事業に五年以上従事した者であつて、厚生大臣が特に適当と認定したもの

② 都道府県知事は、毎年少くとも一回、保母試験を行わなければならない。

③ 都道府県知事は、保母試験又はその科目の一部に合格した者に対し、その旨の証明書を交付しなければならない。

④ 都道府県知事は、保母試験の合格の決定その他保母試験に関する事を掌らしめるため、その管理に属する保母試験委員を設けるものとする。

⑤ 保母試験委員は、委員十人以内でこれを組織する。

⑥ 委員は、関係行政機関の官吏又は吏員四人以内及び児童の保護、保健その他福祉に関する事業に関し学識経験のある者の中から、都道府県知事が、これを命ずる。

⑦ 保母試験の試験科目、受験の手続その他保母試験に関し必要な事項は、厚生大臣が、これを定める。

◎ 児童福祉法施行規則

第三章 児童福祉施設

第三十九条の二 「保母を養成する施設等指定の要件」厚生大臣は、左の各号に該当する学校又は施設に限り、令第十三条第一項第一号の指定をする。

一 入所資格を有する者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者へ通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 厚生大臣の定める必修科目及び授業時数を有すること。

四 保母の養成に適当な建物及び設備を有すること。

五 学生の定員は、百人以上とし、一学級につき五十人以下であること。

六 専任の教員は、おおむね、学生数四十人につき一人以上を置くものであること。

七 管理及び維持の方法が確実であること。

② 厚生大臣は、前項第一号に規定する者の外、満十八歳以上の女子であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与える学校又は施設につき、当該学校又は施設が同項各号（第一号を除く。）に該当する場合に限り、同項第一号の規定にかかわらず、令第十三条第一項第一号の指定をすることができる。

第三十九条の五（指定施設の長の報告義務）厚生大臣の指定を受けた学校又は施設（以下指定施設という。）の長は、毎学年開始後三箇月以内に左の各号に掲げる事項を、当該指定施設の設置者が都道府県である場合は直接、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に報告しなければならない。

一 前学年度卒業者数及びその卒業者の就職状況

二 前年度における経営の状況及び収支決算の細目

三 前学年度教授科目別時間数及び実習の実施状況

四 前学年度における教員の移動

五 学生の現在数

第三十九条の六 「指定施設の監督」厚生大臣は、指定施設の長に対し、教育方法、設備その他の内容に關し必要な報告を求め、又は必要な指導をすることができるとある。

第四章 保母試験

第四十条 「保母試験受験資格」保母試験を受けようとする者は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

二 児童福祉施設において、三年以上児童の保護に従事した者

三 前各号に掲げる者の外、厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者

第四十一条 「保母試験科目」保母試験は、左の科目について、これを行う。

一 社会福祉事業一般

二 児童福祉事業概論

三 児童心理学及び精神衛生

四 保健衛生学及び生理学

五 看護学及び実習

六 栄養学及び実習

七 保育理論

八 保育実習

第四十一条の二 「受験の一部免除」都道府県知事は、前条各号に規定する科目のうち、すでに合格した科目のある者については、その者の願により、翌年及び翌々年に限り当該科目の受験を免除することが

できる。

② 都道府県知事は、前条各号に規定する科目のうち、厚生大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を専修した者については、その者の願により、当該科目の受験を免除することができる。

③ 都道府県知事は、現に六箇月以上児童福祉施設において児童の保護に従事している者については、その者の願により、前条第八号に規定する科目の受験を免除することができる。

④ 都道府県知事は、前条第一号から第七号までに規定する科目に合格した者が、都道府県知事の指定する児童福祉施設において、三ヶ月以上児童の保護につき実地に習練するときは、その習練の終了したときに、前条第八号に規定する科目に合格したものとみなすことができる。

◎ 児童福祉施設最低基準

第一章 総 則

(この省令の趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十五条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準(以下最低基準という。)は、この省令の定めるところによる。

(最低基準の目的)

第二条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、且つ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健康やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。)は、その管理に属する児童福祉審議会の意見を聞き、その

監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準をこえて、その設備及び運営を向上させるように勧告することが出来る。

2 厚生大臣は、中央児童福祉審議会の意見を聞き、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準をこえて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準をこえて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第七条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように務めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少くとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第八条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受け、且つ、この省令又はその他の法令で資格を定めた職員以外の職員についても適当な資格を有する者でなければならない。

2 国、都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設の長は、児童福祉事業に二年以上従事した者であつて、児童福祉施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。

3 あらたに児童福祉事業に従事しようとする者であつて、前項の児童福祉施設の職員となろうとする者は、原則として満四十五歳に満たない者でなければならない。

4 第二項の児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員の停年は、満六十五歳とする。

(異つた児童福祉施設を附置するときの設備及び職員の基準)

第九条 一の種類の児童福祉施設は、附近に適當な施設がない等、必要があるときは、他の種類の児童福祉施設を附置することができる。

2 前項の場合においては、必要に応じ主たる児童福祉施設の設備及び職員の一部をこれに附置する児童福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。但し、入所している者の居室及び各児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(設備及び備品の清潔並びに入浴)

第十一条 児童福祉施設に入所している者の使用する食器、寝具、衣類、居室、便所等については、左の各号によらなければならない。

一 食器は、使用後これを適當な温度で石けん又は灰により洗い、よくゆすぎ、且つ、なるべく布きんを使わないで乾かすこと。

二 寝具は、少くとも一週間に一回は、これを日光にさらし、その枕及びえり部を覆うための布並びに敷布は、ときどきこれを洗い、常にその清潔を保つこと。

三 衣類は、常にその清潔を保ち、必要な補修を加えること。

四 居室その他入所している者の使用する室には、少くとも三箇月に一回は、DDT等の散虫剤を散布すること。

便所は、毎日これを清掃し、且つ、少くとも二週間に一回は、これに消毒剤を散布すること。

2 児童福祉施設(助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、虚弱児施設並びに肢体不自由児施設を除く。)においては、少くとも一週間に一回は、児童を入浴させなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十三条 児童福祉施設(児童厚生施設を除く。)の長は、入所したとき及び少くとも一年に二回は、入所した者に対し、学校身体検査規程に準じ健康診断を行わなければならない。

2 前項の外、児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）の長は、必要に応じ梅毒反応検査及びふん尿検査を行わなければならない。

3 前二項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）の長に勧告しなければならない。

4 前三項の規定は、児童福祉施設の職員及び第七十二条第二項、第八十一条及び第一百二十二条第二項の規定により児童福祉施設に起居する者にこれを準用する。

5 児童福祉施設の職員の健康診断に当つては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（児童福祉施設内部の規程）

第十五条 児童福祉施設においては、左に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する者の定員に関する事項

二 入所する者の種類に関する事項

三 日課、年間の行事等に関する事項

四 退所させるべき事由に関する事項

五 入所する者又はその扶養義務者の負担すべき費用に関する事項

2 法第三十五条第二項の規定により設置した児童福祉施設の管理者が、前項第五号の入所する者又はその扶養義務者の負担すべき費用に関し設ける規定は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（児童福祉施設に備える帳簿）

第十六条 児童福祉施設には、日日の運営及びその財産に影響を及ぼすべき一切の事項を明らかにするため、設置者、管理者、職員の氏名、年令及び履歴を明らかにする帳簿、日誌、財産の状況を明らかにする

帳簿並びに収支の状況を明らかにする帳簿を備えなければならない。

- 2 私人の設置する児童福祉施設の財産の状況を明らかにする帳簿及び収支の状況を明らかにする帳簿には、当該児童福祉施設のための財産及び収支を、その他の財産及び収支と区別して記載しなければならない。

福三章 乳児院

(設備)

- 第二十九条 乳児院には、乳児（法第三十七条第二項の規定により養育する幼児を含む。本章において以下同じ。）の養育及び乳児院の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

(乳児預り所の定義)

- 第三十条 乳児院のうち、乳児十人未満を入所させるものを乳児預り所という。

(職員)

- 第三十四条 乳児院（乳児預り所を除く。）には、医師、看護婦、栄養士及び書記を置かなければならない。

- 2 医師は、小児科の診療に相当の経験を有し、休日又は夜間においても直ちに登院することができる者でなければならない。

- 3 看護婦の数は、おおむね乳児三人につき一人以上とする。

- 4 看護婦は、乳児の養育に相当の経験を有する女子をもつてこれに代えることができる。但し、その総数の三分の一は、乳児の保育に習熟した看護婦でなければならない。

- 5 乳児五十人未満を入所させる乳児院においては第一項の規定にかかわらず、栄養の理論及び実際に通じた看護婦をもつて栄養士に代えることができる。

- 6 乳児五十人以上を入所させる乳児院には、薬剤師及び嘱託のレントゲン技術者を置かなければならない。

第三十五条 乳児預り所には、嘱託医及び看護婦を置かなければならない。

2 看護婦の数は、三人以上とする。但し、その一人を除き、乳児の養育に相当の経験を有する女子をもつてこれに代えることができる。

(養育の内容)

第三十六条 乳児院における養育の内容は、精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、日光浴及び安静並びに毎週定期に行う身体測定の外、第十三条第一項に規定する健康診断その他これに準じ随時行う健康診断及び必要に応じ行う伝染病等の予防処置を含むものとする。

(備える帳簿)

第三十九条 乳児院には、入所している乳児の家庭等の状況及び入所中に行つた養育の経過を記録する帳簿を備えなければならない。

第四章 母子寮

(設備)

第四十条 母子寮には、母子の日常生活、母子に対する生活指導及び母子寮の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

第四十一条 母子寮の設備の基準は、左の通りとする。

六 乳児又は幼児を入所させる母子寮には、附近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

(職員)

第四十三条 母子寮には、寮母(母子寮において、母子の生活指導を行う女子をいう。以下同じ。)及び嘱託医を置かなければならない。

2 第四十一条第六号の規定により保育所に準ずる設備を設ける母子寮には、前項の外、保母を置かなければならない。

3 少年二十人以上を入所させる母子寮には、前二項の外、少年を指導する職員を置かなければならない。
(寮母の資格)

第四十四条 寮母は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 厚生大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保母の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事した者

(生活指導)

第四十五条 母子寮における生活指導は、母子に対し職業の選択の相談に応ずる等母子を社会の共同生活に適應させることに努めるとともに、その私生活を尊重してこれを行わなければならない。

(備える帳簿)

第四十七条 母子寮には、入所している母子の世帯の状況及び母子に対する指導の経過を記録する帳簿を備えなければならない。

(準用する規定)

第四十八条 第四十一条第六号の規定により、母子寮に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に關する規定を準用する。

第五章 保 育 所

(設備)

第四十九条 保育所には、乳児又は幼児の保育及び保育所の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

(設備の基準)

第五十条 乳児又は幼児通じて三十人以上を入所させる保育所の設備の基準は、左の通りとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき〇・五坪以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき一坪以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、室内滑台、椅子ぶらんこ、歩行器及び手押車を備えること。

五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の附近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき〇・六坪以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき一坪以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、楽器、黒板、机、椅子、積木及び絵本を備えること。

八 保育室又は遊戯室は、これを一階に設けること。

九 屋外遊戯場には、砂場、滑台及びぶらんこを設けること。

十 第五号の便所の数は、男子二十人につき大便所及び小便所各一以上、女子二十人につき一以上とする。

第五十一条 乳児又は幼児通じて三十人未満を入所させる保育所には、必要に応じ前条に定める設備の一部を設けないことができる。

(備える医療品)

第五十二条 保育所には、必要な医療器具、医薬品及びほう帯材料を備えなければならない。

(職員)

第五十三条 保育所には、保母及び嘱託医を置かなければならない。

2 保母の数は、乳児又は満二歳に満たない幼児おおむね十人につき一人以上、満二歳以上の幼児おおむ

ね三十人につき一人以上とする。但し、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

第五十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第五十五条 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、個別検査、自由遊び及び午睡の外、第十三条第一項に規定する健康診断を含むものとする。

2 健康状態の観察は、顔ぼう、体温、皮膚の異常の有無及び清潔状態につき毎日登所するときにこれを行う。

3 個別検査は、清潔、外傷、服装等の異常の有無につき毎日退所するときにこれを行う。

4 健康状態の観察及び個別検査を行ったときには、必要に応じ適当な措置をとらなければならない。

5 自由遊びは、音楽、リズム、絵画、製作、お話、自然観察、社会観察、集団遊び等を含むものとする。

(保護者との連絡)

第五十六条 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育方針、栄養状況等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(備える帳簿)

第五十七条 保育所には、入所している乳児又は幼児の家庭等の状況及び入所中に行つた保育の経過を記録する帳簿を備えなければならない。

(十五人未満を入所させる保育所)

第五十八条 乳児又は幼児通じて十五人未満を入所させる保育所は、この省令の精神を尊重して運営しなければならない。

(設備)

第五十九条 児童厚生施設には、児童の遊び及び児童厚生施設の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第六十一条 児童厚生施設には、児童厚生員（児童厚生施設において、児童の遊びを指導する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 児童厚生員は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 寮母の資格（第四十四条）を有する者

二 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、都道府県知事が適当と認定した者

(遊びの指導)

第六十二条 児童厚生施設における遊びは、遊具による遊び、集団遊び、音楽、舞踊、読書、製作、お話、紙芝居、人形芝居、劇、映画、遠足、運動、キャンピング等のうち適当なものを選びこれを行うものとする。

2 遊びの指導は、集団的及び個別的にこれを行い、集団的に指導するときは、特にクラブ組織による指導を重んじなければならない。

(保護者との連絡)

第六十三条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

(備える帳簿)

第六十四条 児童厚生施設には、必要に応じ児童及びその保護者に関する調査表、出席表及び指導日誌を備えなければならない。

(設備)

第六十五条 養護施設には、児童の日常生活、児童に対する生活指導及び職業並びに養護施設の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

(設備の基準)

第六十六条 養護施設の設備の基準は、左の通りとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき〇・七五坪以上とすること。

三 便所の数は、男子十五人につき大便所及び小便所各一以上、女子十五人につき一以上とすること。

四 児童三十人以上を入所させる養護施設には、医務室及び静養室を設けること。

五 入所している児童の年齢、性能等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

六 満八歳以上の児童を入所させるときは、男子と女子の居室は、これを別にすること。

(備える医療品)

第六十七条 養護施設には、必要な医療器具、医薬品及びほう、帯材料を備えなければならない。

(職員)

第六十八条 養護施設には、児童指導員(養護施設において、児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ)嘱託医、保母及び書記を置かなければならない。

2 職業指導を課す場合には、職業指導員を置かなければならない。

3 児童指導員及び保母の総数は、通じておおむね児童十人につき一人以上とする。

(児童指導員の資格)

第六十九条 児童指導員は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 厚生大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者

三 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事した者

四 学校教育法の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認定した者

五 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認定した者（生活指導を行うに当つて遵守すべき事項）

第七十条 養護施設における生活指導は、児童の自治を尊重して、児童が日常の起居の間に社会の健全な一員となるよう集団的及び個別的にこれを行わなければならない。

2 生活指導は、日日及び年間の実施計画に基き、特に児童が余暇において行う集団遊び、お話、音楽、リズム、絵画、製作、運動、自然研究及び社会研究のうち、適当なものを選びこれを行うものとする。

（職業指導を行うに当つて遵守すべき事項）

第七十一条 学校教育法の規定による義務教育を終了した児童に対しては、その児童の性能に応じ、将来独立の生計を営むことができるよう理論及び実際につき、児童の自治を尊重して、集団的及び個別的に職業指導を行わなければならない。

2 職業指導は、当該養護施設の営利を目的としてこれを行つてはならない。

3 養護施設内において行う職業指導には、左の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 一日につき七時間、一週間につき四十二時間をこえないこと。

二 継続して二時間以上行わないこと。

三 午後六時から午前六時までの間において、児童に対して実習作業を行い、又は児童に危険有害な実習作業若しくは重量物を取り扱う実習作業を行わないこと。

四 前各号に掲げるものの外、児童に大きな精神的又は肉体的苦痛を与える実習作業を行わないこと。

4 私人の設置する養護施設の長は、当該養護施設内において行う職業指導に附随する収入があつたときには、その収入の処分につき都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 養護施設の長は、必要に応じ当該養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができ。但し、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の使途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。

(児童と起居をともにする職員等)

第七十二条 養護施設の長は、児童指導員及び保母のうち少くとも一人を児童と起居をともにさせなければならない。

2 養護施設においては、児童の養護に支障がない場合には、養護施設の長及び前項の児童指導員又は保母と起居をともにしなければならないやむを得ない事情のある者は、これを児童と起居をともにさせることができる。但し、国、都道府県又は市町村の設置する養護施設にあつては、左に掲げる者に限る。

一 前項の児童指導員の妻

二 前項の児童指導員又は保母の子であつて、満二十歳に満たない者

三 前項の児童指導員又は保母の父母

四 前項の児童指導員又は保母と起居をともにしなければならないやむを得ない事情のある者であつて、厚生大臣又は都道府県知事の許可を得た者

3 前項に掲げる者は、児童の養護に協力しなければならない。

(保護者等との連絡)

第七十四条 養護施設の長は、児童の通学する学校、児童の保護者及び必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(備える帳簿)

第七十五条 養護施設には、入所している児童の氏名、年令、生活歴、入所中に行つた養護等に関し記録する帳簿を備えなければならない。

第八章 精神薄弱児施設

(設備)

第七十六条 精神薄弱児施設には、養護施設の設備及び設備の基準に関する規定(第六十五条及び第六十六条)を準用する。但し、静養室は、必ずこれを設けなければならない。

(備える医療品等)

第七十七条 精神薄弱児施設には、児童に対する心理学的及び精神医学的診査に必要な器具その他必要な医療器具、鎮静剤等の医薬品並びにほう帯材料を備えなければならない。

(職員)

第七十八条 精神薄弱児施設には、養護施設の職員に関する規定(第六十八条)を準用する。但し、精神薄弱児施設の児童指導員及び保母の総数は、通じておおむね児童七人につき一人以上とする。

2 精神薄弱児施設には、精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医を置かなければならない。
(生活指導の目的)

第七十九条 精神薄弱児施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該精神薄弱児施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。

(職業指導を行うに当つて遵守すべき事項)

第八十条 精神薄弱児施設における職業指導は、児童の性能に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない外、養護施設における職業指導を行うに当つて遵守すべき事項に関する規定(第七十一条第二項から第五項まで)を準用する。

(児童と起居をとにもにする職員等)

第八十一条 精神薄弱児施設には、養護施設において児童と起居をともにする職員等に関する規定（第七十二条及び第七十三条）を準用する。

（保護者等との連絡）

第八十二条 精神薄弱児施設の長は、児童の保護者に児童の性能を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

（備える帳簿）

第八十四条 精神薄弱児施設には、入所している児童の氏名、年令、生活歴、入所中に行つた保護等に関する記録する帳簿を備えなければならない。

第九章 療育施設

（種類）

第八十五条 療育施設は、虚弱児施設、肢体不自由児施設、盲児施設及びろうあ児施設とする。

2 虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童を入所させるものをいう。

3 肢体不自由児施設とは、肢体の機能の不自由な児童を入所させる医療法の病院をいう。

4 盲児施設とは、盲児を入所させるものをいう。

5 ろうあ児施設とは、ろうあ児を入所させるものをいう。

（設備）

第八十六条 虚弱児施設には、身体の虚弱な児童の日常生活、これらの児童に対する診療及び職業指導並びに虚弱児施設の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

2 肢体不自由児施設には、肢体の機能の不自由な児童の日常生活、これらの児童に対する医療及び職業指導、これらの児童のうち学校教育法第二十三条の規定により就学を猶予又は免除された者に対する学習指導並びに肢体不自由児施設の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

3 盲児施設には、盲児の日常生活、これらの児童に対する職業指導及び盲児施設の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

4 ろうあ児施設には、ろうあ児の日常生活、これらの児童に対する職業指導及びろうあ児施設の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

(設備の基準)

第八十七条 療育施設の設備の基準は、左の通りとする。

一 虚弱児施設には、児童の居室、診療室、観察室、病室、講堂、図書室、職業指導に必要な設備、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 肢体不自由児施設には、医療法に規定するものの外、後療法室（診察室と兼ねることができる。）ギブス室（手術室と兼ねることができる。）、講堂、図書室、特殊手工芸等の職業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備及び浴室を設けること。但し、義肢装具を製作する設備は、他に適当な施設があるときは、これを設けることを要しないこと。

三 盲児施設には、児童の居室、講堂、遊戯室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。

四 ろうあ児施設には、児童の居室、講堂、遊戯室、職業指導に必要な設備、映写に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。

五 児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき〇・七五坪以上とすること。

六 肢体不自由児施設及び盲児施設においては、階段の傾斜をゆるやかにする外、浴室及び便所の手すり、盲児施設における特殊標示等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

七 便所の数は、男子十五人につき大便所及び小便所各一以上、女子十五人につき一以上とすること。

八 児童三十人以上を入所させる盲児施設及びろうあ児施設には、医務室及び静養室を設けること。

九 満八歳以上の児童を入所させるときは、男子と女子の居室は、これを別にする事。

(備える医療品)

第八十八条 療育施設には、必要な医療器具、医薬品及びほう、帯材料を備えなければならない。

(職員)

第八十九条 虚弱児施設には、医師、児童指導員、保母、看護婦、栄養士及び書記を置かなければならない。

2 虚弱児百人以上を入所させる虚弱児施設には、前項に規定する職員の外、嘱託の薬剤師及びレントゲン技術者を置かなければならない。

3 虚弱児五十人未満を入所させる虚弱児施設には、第一項の規定にかかわらず、栄養の理論及び実際に通じた保母又は看護婦をもつて栄養士に代えることができる。

4 肢体不自由児施設には、医療法に規定する職員の外、児童指導員、保母及び整形外科の後療法を専門とするあん摩師を置かなければならない。

5 肢体不自由児施設の長及び医師は、整形外科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

6 盲児施設及びろうあ児施設には、嘱託医、児童指導員、保母及び書記を置かなければならない。

7 盲児施設の児童指導員は、点字を解する者でなければならない。

8 虚弱児施設及びろうあ児施設の児童指導員、保母及び看護婦の総数は、通じて、おおむね児童十人以上につき一人以上、肢体不自由児施設及び盲児施設のこれらの職員は通じておおむね七人以上とする。

9 職業指導を課す場合には、職業指導員を置かなければならない。

(生活指導及び職業指導)

第九十一条 療育施設における生活指導及び職業指導は、精神薄弱児施設におけるそれらの事項に関する規定(第七十九条及び第八十条)を準用する。

(保護者等との連絡)

九十二条 療育施設の長は、児童の保護者に児童の性能を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(備える帳簿)

第九十三条 療育施設には、入所している児童の氏名、年令、生活歴、入所中に行つた療育等に関し記録する帳簿を備えなければならない。

第十章 教護院

(設備)

第九十四条 教護院には、児童の日常生活、児童に対する生活指導、学科指導及び職業指導並びに教護院の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

(職員)

九十七條 教護院には、教護（教護院において、児童の教護を行う者をいう。以下同じ。）、教母（教護院において、児童の保護を行う女子をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医並びに書記を置かなければならない。

職業指導を課す場合には、職業指導員を置かなければならない。

教護及び教母の総数は、通じておおむね児童八人につき一人以上とする。

議院の長の資格)

九十八條 教護院の長は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 教護の職にあつた者等児童の教護事業に五年以上従事した者

二 児童の教護事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生大臣が適當と認定したもの

(教護の資格)

第九十九条 教護は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 厚生大臣の指定する教護を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者であつて、一年以上児童の教護事業に従事した者

三 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童の教護事業に従事した者

四 学校教育法の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童の教護事業に従事した者

五 児童の教護事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生大臣が適当と認定した者

(教母の資格)

第一百条 教母は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 保母の資格を有する者

二 三年以上児童の教護事業に従事した者であつて、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認定した者(生活指導、学科指導及び職業指導)

第一百一条 教護院における生活指導、学科指導及び職業指導は、すべて児童の不良性を除くことを目的としなければならない。

2 学科指導には、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。

3 生活指導及び職業指導には、養護施設におけるそれらの事項に関する規定(第七十条及び第七十一条)を準用する。

(児童と起居をともにする職員等)

第二百二条 教護院の長は、教護及び教母のうち少くとも一人を児童と起居をとものにさせなければならない。
2 教護院においては、児童の教護に支障がない場合には、教護院の長及び前項の教護又は教母と起居をとものにしなければならないやむを得ない事情のある者は、これを児童と起居をとものにさせることができる。但し、国、都道府県又は市町村の設置する教護院にあつては、左に掲げる者に限る。

一 前項の教護の妻

二 前項の教護又は教母の子であつて、満二十歳に満たない者

三 前項の教護又は教母の父母

四 前項の教護又は教母と起居をとものにしなければならないやむを得ない事情のある者であつて、厚生大臣又は都道府県知事の許可を得た者

3 前項に掲げる者は、児童の教護に協力しなければならない。

(保護者等との連絡)

第二百五条 教護院の長は、児童の保護者及び必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司、児童委員又は保導員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。
い。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第百六条 教護院においては、入所している児童を適切に教護するため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価を行われなければならない。

(備える帳簿)

第百七条 教護院には、入所している児童の氏名、年令、生活歴、入所中に行つた教護等に関し記録する帳簿を備えなければならない。

◎ 児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令

昭和二十八年二月四日

厚生省令 第三号

〔一部改正経過〕

第一次 昭和三十一年九月二日厚生省令第三十四号「児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令の一部を改正する省令」による改正

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令を次のように定める。

児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令

第一条 保育所において、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第十条第一項に規定する資格を有する保母を得ることができないため、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「最低基準」という。）第五十三条第二項に規定する数の保母を置くことができないときは、その保育所の運営に重大な支障がない場合に限って、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。）の認可を受けた数の保母に代る女子を置くことができる。但し、その数は、最低基準第五十三条第二項に規定する数の三分の一をこえることができない。

2 前項の規定により保母に代る女子を置く場合においては、その数を最低基準第五十三条第二項に定める保母の数に算入するものとする。

3 第一項の認可の有効期間は、二年とする。但し、その有効期間を経過するまでの間に、その保育所において最低基準第五十三条第二項に規定する保母の数を満たしたときは、その効力を失うものとする。

第二条 前条第一項に規定する保母に代る女子は、左の各号の一に該当する者のうちから、都道府県知事

が同条同項の認可を受けた保育所ごとに認定した者でなければならない。

一 令第十三条第一項第一号の保母を養成する学校その他の施設に一年以上在学した者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基く高等学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基く中等学校を卒業した者又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設において一年以上児童の保護に従事した者又は厚生大臣の指定する講習会の課程を修了した者

三 児童福祉施設において四年以上児童の保護に従事した者

四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十一条に規定する保母試験の科目のうち四科目以上に合格した者

2 前項の保母に代る女子の認定は、その者が同項の規定により認定を受けた際に保育所に限り、その効力を有し、且つ、その有効期間は、二年とする。但し、その有効期間を経過するまでの間に前条第三項の規定により同条第一項の認可の効力がなくなつたときは、その効力を失うものとする。

附 則

この省令は、公布の日（昭和二十八年二月四日）から施行し、昭和二十八年一月一日から適用する。

◎ 児童福祉法施行規則第三十九条の二第一項第三号の保母を養成する学校又は施設の必修科目及び授業時数

〔昭和二十七年三月一日
厚生省告示第三十三号〕

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第三十九条の二第一項第三号の規定により保母を養成する学校又は施設の必修科目及び授業時間数を別表のとおり定める。

— 1 3 5 —

一 「単位」は、保母を養成する学校又は施設の長において、入所者が、科目について、その種類に応じ、左に掲げる基準により定める課程を履習した場合に与えるものとする。

イ 一時間の授業につき、二時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、十五時間の授業の課程

ロ 二時間の授業につき、一時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、三十時間の授業の課程

ハ 前二号に掲げるものを除くほか、予習又は復習を必要としない実験又は実習によるものについては、四十五時間の授業の課程

二 甲類の学科目については、すべての学科目につき、少くとも配当せられた単位を履習せしめるところ。

三 乙類の学科目については、七学科目のうち少くとも四学科目を選択せしめ、その学科目につき少くとも配当せられた単位を履習せしめること。

◎ 通知

○ 保母を養成する学校又は施設の指定及び保母試験について

〔昭和二十七年三月三日 児発第九三号〕
〔各都道府県知事宛 厚生省児童局長通知〕

児童福祉施設において保母の占める役割の重要なるにかんがみ、保母を養成する学校又は施設（以下「養成所」という。）の充実、保母試験制度の整備等につき、かねてより御配慮をわづらわしているが、昭和二十六年厚生省令第四十三号「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」により、養成所の指定要件及び指定手続等が定められ、保母試験制度に改正が加えられるとともに昭和二十七年三月一日厚生省告示第三十三号により、養成所の必修科目及び授業時数が定められた。これらの改正等は、保母の素養の向上とともに、保母の増員を期するものであるから、児童福祉法施行令第二十二条の規定により、保母の資格なしに児童の保育に従事することが本年十二月三十一日限り認められなくなることを考え合せ、左記の方針に従い、所期の効果の実現に遺憾のないよう期せられたい。

記

第一 保母養成について

一 児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第三十九条の二第一項に規定する養成所の指定要件は、養成所の内容の向上を期待するものであり、告示により定められた養成所の学科目及び授業時間数は、学校教育法第九十九条に規定する短期大学の設置基準に準じて定められたものであるから、養成所の卒業者については、短期大学卒業者と同等又はそれ以上の待遇を考慮すること。

二 学校教育法に規定する大学又は短期大学において、保母養成施設として指定を受けることを希望するときは、当該大学又は短期大学が規則第三十九条の二に規定する要件に該当し、同第三十九条の三第一項に規定する手続による限り本省に進達されたいが、この場合特に告示に定める学科目及び授業時数に

つき慎重に検討せられたいこと。

三 既に厚生大臣の指定を受けた養成所についても、昭和二十七年度入所者より告示に定める学科目及び授業時数により教授を実施するよう指導されるとともに、昭和二十六年度入所者については、特別講義によつて新たに加えた科目を教授されたいこと。

四 告示に定める学科目及び授業時数の単位の算定等については、次のように取り扱われたいこと。

(一) 配当単位の一単位というのは、生活指導に関する四科目、自然研究、社会研究、音楽、体育及び英語の学科については、三十時間の授業課程を、看護学実習、栄養学実習、ケースワーク実習、グループワーク実習、育児実習及び総合実習については、四十五時間の授業の課程を、その他の学科については、十五時間の授業の課程をいうものであること。但し、一時間の授業には少くとも四十五分以上の実時間をあてること。

(二) 告示に定める学科目の名称は、養成所において変更するも差し支えないが、規則第三十九条の第三項に規定する指定に関する申請書の提出にあつては、当該科目の告示における担当科目名及びその教授要目の概要を添付せしめること。

(三) 告示に定める学科目のうち二科目以上を併せて一科目とすることは、併合せられた科目の連関性が深いと考えられる限り差し支えないが、その科目のおのおのにつき告示に定める単位を配当すること。

(四) 告示に定める学科目のうち昭和二十三年四月八日児発第五号「保母養成施設の設置及び運営に関する学科目の外に新たに加えられた学科目は、生物学、社会学、生活指導（被服、住居）、社会福祉法制、施設管理及びコミュニケーション・オーガニゼーションであつて、加えられた理由は次のとおりであること。

(1) 生物学は、自然研究の基礎となるとともに、自然科学的思考方法を習得させることを目的とすること。

(2) 社会学は、社会研究の基礎となるとともに、社会科学的思想方法を習得させることを目的とする

こと。

(3) 生活指導（被服、住居）は、児童の生活を服装及び住居の面より指導する能力を養うことを目的とすること。

(4) 社会福祉事業法、生活保護法、身体障害者福祉法をはじめとする関係法令の知識を習得せしめ、社会福祉事業一般の法的側面の理解を深めることを目的とすること。

(5) 施設管理は、児童福祉施設の経営方法、経理ならびに建物その他の設備の維持及び改善に関する知識を習得せしめることを目的とすること。

(6) コミュニティー・オーガニゼーションは、地域社会組織化の原理並びに方法等を教授することにより、児童福祉施設の地域社会に対する働きかけに必要な知識を習得せしめることを目的とすること。

田 (1) 告示別表乙類に掲げられた学科目はいわゆる選択科目に該当するものであつて、養成所入所者の将来選択すべき児童福祉施設の種類に依じて少くとも四科目以上を選択せしめること。

(2) 前号の学科目であつて、告示別表甲類に掲げる学科目に重複するものすなわち保育理論、社会福祉事業法制は、養成所入所者の将来選択すべき児童福祉施設における児童の保護に特殊のものを専門的に履習させるため特に規定したものであること。

(3) 児童福祉施設のうち保育所及び母子寮の保母又は寮母を志望する者に対しては、その者が将来、これらの施設において指導的地位を占むべきである点にかんがみ、「施設管理」及び「コミュニティー・オーガニゼーション」を選択せしめるよう養成所の長をして指導せしめること。

丙 (1) 告示別表甲類に掲げる総合実習は、養成所の長の選定する児童福祉施設、児童相談所、病院、保健所等において行い、児童福祉施設は、遠隔地にある等の理由で利用することの困難なものを除き、保母の置かれることになつてゐる各種の児童福祉施設に亘るべきこと。

(2) 総合実習を行う施設における配当単位は、養成所の長の定めるところによるが、養成所入所者の

将来選択すべき児童福祉施設に重点をおくよう指導すること。

(3) 私人の設置する養成所又は大学若しくは短期大学である養成所の行う総合実習の実施については施設の選択その他総合実習につき便宜を図られたいこと。

五 養成所の職員については次のとおりであること。

(一) 職員は、所長、教授、講師及び事務職員とし、所長、教授は専任とすること。

(二) 所長、教諭及び講師は、学校教育法に規定する大学の教授又は高等学校の教諭の資格を有する者若しくは、児童福祉事業に従事している者又は医師であること。

六 昭和二十三年四月八日児発第五百号「保母養成施設の設置及び運営に関する件」は、この通知到着以後廃止すること。

第二 保母試験について

一 現に児童福祉施設において児童の保育に従事している女子であつて保母の資格のない者に対し、保母試験により保母の資格を与えるため、左の方針により保母試験を実施されたいこと。

(一) 保母試験は、少くとも一年一回行わねばならぬことになっているが、できる限り実施回数を増されたいこと。

(二) 保母試験を受験しようとする者のため、保母試験委員等を講師とする無料又は有料の講習会を開催されたいこと。

(三) 前二号の趣旨は、保母試験の採点等に手心を加える等保母試験そのものを安易にしようとするものでないことはいふまでもないこと。

二 規則第四十条第二号に規定する「児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者」として保母試験受験資格を与えるのは、十八才に達した後児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者に限ること。

三 規則第四十一条に掲げる科目について同第四十一条の二第一項の規定により受験科目の一部の受験を

免除する場合の取扱に關しては、昭和二十四年六月十五日厚生省発見第七十号「児童福祉法の一部を改正する法律の施行について」第八保母の四及び五において通知したところであるが、なお次の諸点により扱われたいこと。

(一) 昭和二十五年度及び昭和二十六年度に行われた保母試験に受験し、社会事業一般又は児童心理学に合格した者については、昭和二十七年及び昭和二十八年に行われる保母試験において、その者の願により、社会事業一般に合格した者については社会福祉事業一般及び児童福祉事業概論を、児童心理学に合格した者については、児童心理学及び精神衛生の受験を免除することができること。

(二) 二つ以上の都道府県において行われた保母試験に受験し夫々の保母試験において合格した科目を併せて規則第四十一条に規定する受験科目に合格した場合は、その者の願により、当該都道府県の一において、都道府県知事より、同第四十三条の二第一項に規定する保母資格証明書を与えること。

但し、この場合においては、他の都道府県知事が同条第二項の規定により与える合格を証明する書類を添付して申請せしめること。

(三) 合格した科目のある者が規則第四十一条の第一項の規定により合格した科目の受験の免除を願ひ出した場合は、なるべく受験を免除するよう考慮されたいこと。

四 規則第四十一条の二第四項の規定により、都道府県知事が児童福祉施設の指定を行うときは、次の方針によられたいこと。

(一) 都道府県児童福祉審議会又は保母試験委員の意見を聞き、指定をうくべき児童福祉施設の長の承認をうけること。

(二) 習練をうけようとする者を適切に指導する能力を有する職員を置いた児童福祉施設であること。

(三) 置かれてゐる職員の数が、児童福祉施設最低基準に定める数にてらし余裕があり、習練をうけようとする者が雑用に便役されるおそれのない児童福祉施設であること。

五 規則第四十一条の二第四項の規定により、児童の保護につき実地に習練をした者に対しては、その習

練の終了したときに、当該児童福祉施設の長より習練の実施に関する報告書を徴してのち同第四十三條の二第一項に規定する保母資格証明書を与えること。

六 保母試験を実施したときは、合格の発表のあつた日からなるべく十日以内に、受験者の総数、合格者数、一部科目合格者数及び保母試験実施の概評を報告されたいこと。

○ 児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の施行について

〔昭和二十八年二月四日 厚生省発児第六号〕
〔各都道府県知事宛 厚生事務次官依命通知〕

児童福祉法の運用に関しては、種々御配慮を煩わしているところであるが、保育所における保母が著しく不足している現状にかんがみ、このたび、児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令（昭和二十八年二月四日厚生省令第三号以下「省令」という。）が公布され、保育所がとくに必要とするときは、保母に代わる女子（以下「代用保母」という。）を置くことができることになったのであるが、これは一般に保母の資格要件を緩和し、又は一般的制度として設けようとするものではなく、個々の保育所について極めて例外的暫定的な特例措置として真にやむを得ない場合に限つて認められるものであるから、省令の運用に当つては右の趣旨を十分御了解の上これが運用に遺憾のないようにされたい。なお、この省令の制定をみたのは、一に保母の不足にあるので、今後ともこれを補うため保母を養成する施設の充実、保母試験施行回数増加、資格を有する保母の就職の促進を図る等、一層の尽力をお願いする。

また、今回、教護院の長の資格について、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（昭和二十八年二月四日厚生省令第四号）が公布され、新たに特別任用の規定が設けられたのであるが、この趣旨は、従来の経験に徴し、新たに教護院の長を任用するに当つて、改正前の規定の児童の教護事業に五年以上従事した者の資格を具備する適格者を得られない場合があり、且つ、旧資格を具備する者以外の者においても、教護院の運営につき適切な能力を有すると認められる者があることと思われ、これが改正を行つた

のであるから、この規定の適用については、遺憾のないようにされたい。

右の二省令の運用に当つては、とくに左記事項に周密な注意を払い、もつてそれぞれの所期の目的を達成するよう努力をいたされたい。

右命によつて通知する。

記

第一 代用保母に関する事項

一 代用保母を置く保育所の認可（省令第一条）

(一) 省令第一条第一項の認可は、保母が採用できないため、真にやむを得ないと認められた場合であつて、しかも保育所の運営に重大な支障がない場合に限り行ふこと。したがつて、みだりにこれを認めて安易に流れるようなことがないように厳に留意されたいこと。

右の認可は、個々の保育所に代用保母を置くこと及びその数について行ふのであるが、単に申請人数を機械的に認可することなく、他に適当な保母の資格を有する者がある場合には、その者の紹介に努める等厳格を期すること。

(二) 右により代用保母を置く場合においては、省令第一条第二項の規定により、その数は児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」という。）第五十三条第二項に定める保母の数に算入されるので、保母と代用保母によつて最低基準第五十三条第二項に定める保母の数を満たせば最低基準に合することとなるのであるが、同条第一項第一項但書の規定によつて、その算入することができないのであるから、留意されたいこと。

なお、右の三分の一の数を算定するに当つては、端数はこれを切り捨てて計算すること。したがつて、当然三人以上の保母を置くべき保育所についてのみ省令の適用があること。

(三) 省令第一条第三項の規定により同条第一項の認可の有効期間が二年とされているが、これば、この

期間内にその保育所をして保母を充足させるための猶予期間であるから、その趣旨にそつて、その間の指導に当らねたいこと。なお、同条第三項但書の規定によつて、その保育所が最低基準第五十三条第三項に規定する保母の数を満たしたときは、自動的に認可の効力を失うことになるのでその保育所をしてその旨を申し出るよう指導されたいこと。

二 代用保母の認定（省令第二条）

(一) 省令第二条第一項の代用保母の認定は、その者が同条同項各号の一に該当するかどうか及び省令第一条第一項の認可を受けた個々の保育所に勤務することがその保育所の人的構成上適當であるかどうかについて行ふのであるから、厳密にこれが認定をすること。

右の代用保母の認定に當つては、本人の申請書に、履歴書、その資格要件に該当することを証明することを証明する書類並びに代用保母として勤務しようとする保育所の長の副申書等を添附せしめること。この申請は、省令第一条第一項の認可の申請と同時にするよう指導するとともに、その認可及び認定の日付は、なるべく一致するようにすること（但し、現に省令第一条第一項の認可を受けて置かれてゐる保育所の代用保母の死亡、退職等の異動による後任の代用保母の認定を受ける場合を除く。）

(二) 省令第二条第一号にいう「厚生大臣の指定する講習会の課程」の基準方法等については、別途通知する予定であること。

なお、児童福祉法施行規則第四十一条の二第二項及び第三項の規定により、過去において、受験科目の免除をした者については、その科目について省令第二条第一項第四号の保母試験科目に合格した者として取り扱つても差し支えないこと。

(三) 代用保母を認定したときは、別表第一号様式による認定書を交付すること。

(四) 省令第二条第二項の規定により代用保母の認定の効力は、その認定を受けた保育所に限り有効とされ、しかもその有効期間が二年とされているが、これはこの間に保母試験に合格せしめる努力のための準備期間であるから、この趣旨の徹底を十分に図るとともに、その者の受験に關しては必要な指導

に当ること。

なお、同条同項但書の規定により、たとえ二年を経過しない間においても、省令第一条第三項の規定により同条第一項の認可の効力がなくなつたときは、直ちにその認定の効力を失うこと。

三 その他

(一) 昭和二十七年十二月三十一日において、児童福祉法施行令（以下「令」という。）第二十二條の規定により保育所において児童の保育に従事していた女子及びその保育所につき省令を適用するに当つては、省令第一条第一項の認可及び第二項第一項の認定は、それぞれ昭和二十八年一月一日にさかのぼつて行うことが適當であること。

なお、令第二十二條の規定は、令施行の日、すなわち昭和二十三年一月一日から引き続いて、児童福祉施設において児童の保育に従事していた女子に限り適用されるものであることは勿論であること。

(二) 児童福祉施設最低基準の特例に関する省令（以下この項において「特例省令」という。）の規定により、最低基準第五十三條第二項に定める保母の数によらないことを認められている保育所については、その認められた数の保母を置けば足りるのであつて、新たに省令の認可を受けなおす必要はないが、右の特例省令の認可を受けた保育所がその認められた保母の数につき、更に新省令の適用を受けて代用保母を置くことはできないこと。

なお、右の特例省令の適用がある保育所は、最低基準施行の日（昭和二十三年十二月二十九日）に認可されているものに限るから、その日の翌日以降認可されたものは含まれないことは勿論であること。

○ 保育所の運営等について

二 保育所の運営管理

〔昭和三十三年六月七日 児発第四八二号
各都道府県知事、各指定都市市長宛 厚生省児童局長通知〕

(一) 保育所は、年間を通じ、常時保育に欠ける児童を入所せしめ得る体勢を必要とするので、たとえば夏休み等定期的な休暇又は毎日の保育時間の画一的な短縮等のことがあつてはならないこと。

(二) 保育に欠ける児童の保育時間は、その地域の状況、保護者の状況等により一日八時間を超える場合もあると考えられるが、このような場合においては、保母の勤務時間について適切な配分を行う等合理的な勤務体制を定めること。

(三) 保育所は、長時間にわたつて児童の保育を行うものであるから、毎日の保育に当つては、運動と休息とを適切に配分し、且つ児童の年令と健康状態に適応したものであるよう留意すること。

(四) 保育所においては、とくに入所児童の疾病の予防に留意し、常に保健所等と緊密に連繫し、最低基準に定める健康管理を行うとともに、伝染病の防止、予防に細心の注意を払わねばならないこと。

(五) 給食は、管下の全保育所にこれを実施せしめることを強力に指導するとともに、次の点につき留意すること。

(1) 保育所において行う給食は、三才未満の児童については主食を含めた給食を三才未満の児童については主食を含めた給食を三才以上の児童については副食を主とした給食を行うことを目標とし、保育児童一人一日当りの標準量の目標は概ね次のとおりとすること。

なお、給食の献立等その実施に関しては、保健所における栄養担当機関とも充分緊密な連絡を図るよう指導されたいこと。

三才未満の乳児又は幼児 四六〇カロリー 蛋白 一六グラム

三才以上の幼児 二五〇カロリー 蛋白 一五グラム

(2) 保育単価に定められている給食費の使用については、その単価の範囲内において極力創意工夫を加えらるゝとともに、人及び設備につき能率的且つ合理的整備を図り、給食効果の向上に努めるように指導すること。

(六) 保母は、常時入所児童ごとに保育経過を明確に把握しおき、保育経過の記録を整備しておくこと。

三 モデル保育の指定

保育所の運営管理の適正化、合理化の促進を図るため、各都道府県（指定都市を含む。）においては、管下保育所のうち、その規模及び地域の別を考慮の上運営管理（設備面を含む）の最も適当と思われる保育所をモデル施設として指定することとし、他を逐次、これに倣わしめるよう指導することをも考慮されたいこと。

○ 季節保育所の設置について

昭和三十二年五月八日 厚生省発見第五三号

〔各都道府県知事、各指定都市市長宛 厚生事務次官通知〕

農繁期等における季節保育所の設置については、従来より種々御配意中のことと思われるが、児童福祉の見地から、その使命の重要性にかんがみ昭和三十二年度において右保育所の設置に対して国庫補助金が交付されることとなり、別紙「季節保育所設置要綱」により実施することとなつたので、各地方の実情に即応する季節保育所の設置と、これの普及向上に努めるとともに、その運営につき万遺憾のないよう努められたく通知する。

季節保育所設置要綱

第一 目的

農繁期等地方産業の繁忙期において、保護者の労働のため保育に欠ける乳幼児に対し必要な保護を加えて心身ともに健やかに育成し、あわせてこれらの福祉増進に資することを目的とする。

第二 設置基準

- 1 季節保育所の設置主体は、市町村（市町村がその経営を委託する場合を含む。）とすること。
- 2 開設期間は、原則として一カ所につき二十日間とすること。
- 3 入所児童については、乳幼児を原則とするが、必要がある場合はその他の児童をも入所させることができること。

4 入所児童は、一カ所につき、三〇名以上（乳幼児の収容延人員を開設日数で除した児童数）とすること。

5 入所の措置は、市町村長が行うこと。

6 設備及び運営については、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号）の精神を尊重すること。

7 入所児童の保育に従事する者（以下「保育従事者」という。）は、原則として保母の資格を有する者でなければならないこと。ただし、やむを得ない場合は、代用保母の認定を受ける資格を有する者（児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令（昭和二十五年厚生省令第三号）第二条第一項の各号の一に該当する者）及び保母試験の受験資格を有する者（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十条各号の一に該当する者）又はこれらに準ずる者であつて児童の保育に適するものをもつて充てること。

第三 国庫補助の要件

1 季節保育所に要する費用は市町村が支弁するが、都道府県は市町村の支弁した費用の三分の二以内の金額を補助すること。ただし、都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十九の第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に対しては補助しないものであること。

2 国は、予算の範囲内において都道府県が補助した金額の二分の一以内及び指定都市の支弁した金額の三分の一以内の金額を、それぞれ都道府県及び指定都市に対し補助するものであること。

七

統

計

表 1 児童福祉施設の年次推移

(各年末現在)

	総 数	助産施設	乳児院	母子寮	保育所	養護施設	精神薄弱 児施設	精神薄弱児 通園施設	虚弱児施設	し体不自 由児施設	盲児施設	ろうあ児施設	教 護 院	児 童 館
昭和26年	6,035	202	113	407	4,485	461	40	.	13	3	50		57	204
27	7,365	220	128	468	5,573	500	61	.	18	7	52		56	282
28	8,722	234	129	520	6,856	502	65	.	18	10	53		55	280
29	9,707	257	135	574	7,693	514	72	.	20	11	60		52	319
30	10,256	286	132	618	8,321	528	75	.	21	16	52		52	155
31	10,586	277	132	641	8,768	527	85	.	21	19	29	34	53	.
32	11,141	280	130	642	9,138	544	91	7	23	26	31	40	53	136
%	100.0	2.5	1.2	5.8	82.0	4.9	0.8	0.0	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	1.2

注 児童館欄の数字は昭和30年までは児童厚生施設の数であるので、児童遊園地を含んでいる。

資料 厚生省 - 社会福祉施設調査

表 2 年次別にみた各児童福祉施設の在所(籍)者数

(各年末現在)

	総 数	助産施設	乳児院	母子寮	保育所	養護施設	精神薄弱 児施設	精神薄弱児 通園施設	虚弱児施設	し体不自 由児施設	盲児施設	ろうあ児施設	教 護 院
昭和26年	430,263	646	2,153	24,326	366,430	26,672	1,884	.	589	161	1,053	1,906	4,443
27	610,300	495	2,720	28,054	538,274	28,799	2,733	.	778	317	1,281	2,255	4,594
28	721,532	659	2,716	31,301	643,697	30,129	3,209	.	761	575	1,355	2,358	4,772
29	708,430	734	2,839	33,442	625,383	31,806	3,752	.	950	600	1,485	2,651	4,788
30	741,773	820	2,755	35,898	653,727	32,944	4,382	.	1,030	1,029	1,550	2,814	4,824
31	741,050	805	2,800	35,951	653,333	31,992	4,906	.	1,001	1,254	1,559	2,553	4,896
32	747,999	1,100	2,294	35,916	657,010	33,933	5,396	155	1,209	1,689	1,506	2,775	5,014
%	100.0	0.2	0.3	4.8	87.8	4.5	0.7	0.0	0.2	0.2	0.2	0.4	0.7

資料 厚生省 - 社会福祉施設調査

表3 施設の種別別、都道府県別、児童福祉施設数

(昭和32年末現在)

	総 数	助 産 施 設	乳 児 院	母 子 寮	保 育 所	養 護 施 設	精 神 施 設	精 神 通 過 施 設	盲 児 施 設	ろ お 児 施 設	虚 弱 児 施 設	し 由 児 不 自 救	教 護 院	児 童 館
	11, 141	280	130	642	9, 138	544	91	7	31	40	23	26	53	136
全 国														
01 北海道	278	4	4	30	204	21	4	1	1	3	1	1	4	—
02 青森県	91	7	1	4	73	4	—	—	—	—	—	—	1	1
03 岩手県	134	11	3	16	97	3	—	—	—	—	1	1	1	1
04 宮城県	95	1	2	17	66	5	1	—	—	—	—	1	1	1
05 秋田県	93	—	1	14	71	4	1	—	—	—	—	—	1	1
06 山形県	89	1	2	15	60	5	1	—	1	2	1	—	1	—
07 福島県	148	—	2	19	108	8	1	—	4	4	—	1	1	—
08 茨城県	107	—	3	14	73	11	2	—	1	1	—	—	1	—
09 栃木県	71	—	1	3	55	7	2	—	1	1	—	—	1	—
10 群馬県	138	2	1	10	112	8	2	—	—	—	—	2	1	—
11 埼玉県	142	3	3	12	111	7	3	—	—	—	1	—	2	—
12 千葉県	228	—	3	8	195	14	4	—	1	—	2	—	1	—
13 東京都	702	134	19	42	436	50	7	1	—	1	2	2	2	6
14 神奈川県	264	4	5	21	197	26	3	1	1	—	2	—	2	2
15 新潟県	288	1	2	15	262	5	1	1	—	—	—	—	1	—
16 富山県	172	—	1	21	145	3	1	—	—	—	—	—	1	—
17 石川県	344	4	3	14	310	7	3	—	1	1	—	—	1	—
18 福井県	104	1	2	7	87	5	1	—	—	—	—	—	1	—
19 山梨県	191	1	1	6	174	6	1	—	—	—	—	—	1	1
20 長野県	385	22	4	13	321	13	4	—	—	1	4	1	1	1
21 岐阜県	317	6	2	14	283	9	1	—	—	—	—	1	1	—
22 静岡県	208	—	3	13	174	11	3	1	—	—	1	1	1	1
23 愛知県	713	6	4	32	626	28	4	—	1	2	1	1	1	6
24 三重県	256	17	2	14	209	9	2	—	—	—	1	1	1	—
25 滋賀県	153	1	1	7	133	3	3	—	1	1	—	1	1	1
26 京都府	278	4	3	10	237	12	4	—	—	2	—	—	1	5
27 大阪府	388	9	6	26	286	41	5	1	1	1	—	1	1	10
28 兵庫県	472	3	4	22	402	34	3	—	—	—	—	—	1	3
29 奈良県	160	1	1	12	133	8	1	—	1	1	—	1	1	—
30 和歌山県	115	2	3	13	83	10	1	—	1	1	—	—	1	—
31 鳥取県	163	2	1	8	141	5	1	—	1	1	—	1	1	1
32 島根県	229	—	1	8	203	5	1	—	—	1	—	—	1	9
33 岡山県	237	4	4	10	186	12	3	—	1	1	1	1	1	13
34 広島県	493	1	4	17	431	12	1	—	1	—	—	1	1	24
35 山口県	330	4	2	17	263	13	1	—	1	1	1	—	1	26
36 徳島県	155	1	1	13	122	9	3	—	1	1	1	—	1	2
37 香川県	162	1	1	7	146	3	1	—	1	1	—	—	1	—
38 愛媛県	345	6	2	12	310	11	1	—	1	—	—	1	1	—
39 高知県	378	2	1	6	351	8	1	—	1	2	—	1	1	—
40 福岡県	548	6	5	22	472	21	2	1	3	5	1	2	1	7
41 佐賀県	129	—	1	5	114	6	2	—	—	—	—	—	1	—
42 長崎県	192	1	3	12	160	11	1	—	1	1	—	1	1	—
43 熊本県	198	3	5	10	156	18	1	—	1	1	1	1	1	—
44 大分県	146	1	1	8	110	12	1	—	1	1	—	1	1	9
45 宮崎県	151	1	2	10	126	8	1	—	1	1	—	—	1	—
46 鹿児島県	161	2	4	13	124	13	1	—	1	1	1	—	1	—
旧東京市区域														
横浜市	88	1	2	12	61	8	1	1	1	—	—	—	1	—
名古屋市	156	1	3	3	131	13	—	1	—	—	1	—	—	3
京都市	162	3	2	7	134	7	2	—	—	2	—	—	—	5
大阪市	153	5	4	6	118	11	1	—	1	1	—	—	—	6
神戸市	69	1	2	9	38	18	—	—	—	—	—	—	—	1

備考

表4 児童福祉施設在所(籍)者の児童福祉法による措置状況

(昭和32年末現在)

	総数	児童福祉法によって措置されているもの		その他の者
		被保護者で措置されている	被保護者ではないが措置されている	
総数	100.0	9.7	81.7	8.6
助産施設	100.0	4.5	8.4	87.1
乳児院	100.0	22.8	75.6	1.6
母子寮	100.0	51.8	46.6	1.6
保育所	100.0	6.3	84.4	9.3
養護施設	100.0	26.7	71.3	2.0
精神薄弱児施設	100.0	21.6	74.4	4.0
精神薄弱児通園施設	100.0	3.9	96.1	—
盲児施設	100.0	9.8	88.6	1.6
ろうあ児施設	100.0	26.6	73.2	0.2
虚弱児施設	100.0	19.2	80.8	—
し体不自由児施設	100.0	11.9	84.2	3.9
教護院	100.0	16.6	81.4	2.0

注 被保護者とは生活保護法による7種の保護のいずれか1つ以上を受けている者をいう。

資料 厚生省 - 社会福祉施設調査

表5 児童福祉施設在所(籍)者の年齢構成

(昭和32年末現在)

	総数	0才	1	2	3	4	5	6	7~12	13~15	16~17	18~
総数	100.0	0.2	0.6	2.2	6.7	15.0	31.0	33.3	5.3	2.8	0.9	2.0
助産施設	100.0	4.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95.7
乳児院	100.0	38.7	47.9	11.3	1.9	0.1	0.0	—	0.1	—	—	—
母子寮	100.0	0.2	0.4	1.0	1.7	2.2	3.2	3.6	29.7	16.2	6.8	35.7
保育所	100.0	0.1	0.5	2.3	7.3	16.8	34.9	37.4	0.7	0.0	—	—
養護施設	100.0	—	0.3	2.1	3.0	4.1	4.5	5.6	49.7	24.9	4.9	0.9
精神薄弱児施設	100.0	—	—	—	0.0	0.1	0.5	1.4	41.3	33.9	15.8	7.0
精神薄弱児通園施設	100.0	—	—	—	—	—	1.3	5.8	85.8	7.1	—	—
盲児施設	100.0	—	—	0.1	0.1	—	0.1	3.8	31.4	29.4	22.4	12.7
ろうあ児施設	100.0	—	—	0.0	0.0	0.2	0.5	3.0	46.0	27.9	15.4	7.0
虚弱児施設	100.0	0.1	0.1	2.2	4.1	6.0	5.3	5.5	58.7	13.8	3.3	0.9
し体不自由児施設	100.0	—	—	0.1	0.2	1.5	3.7	6.2	57.6	21.3	8.0	1.4
教護院	100.0	—	—	—	—	—	—	0.1	27.8	60.2	11.5	0.4

資料 厚生省 - 社会福祉施設調査

表 6 施設の種別別児童福祉施設の従事者数

(昭和32年末現在)

	総 数			施設長		指導員・教護		保母・教母		医 師		保母・助産婦・看護婦		栄養士		調理人		事務職員		その他	
	総 数	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
総 数	80,612	62,208	18,404	5,669	5,178	2,395	330	33,720	117	611	10,253	2,337	427	242	96	7,978	258	1,966	1,092	7,290	653
助産施設	2,722	1,803	919	133	105	—	—	—	—	168	197	812	253	28	25	118	52	187	103	357	184
乳児院	2,039	1,789	250	55	74	5	—	440	—	26	105	552	10	33	4	61	3	134	33	483	21
母子寮	2,842	1,856	986	294	338	280	79	221	3	10	455	584	23	—	—	7	—	130	60	330	28
保育所	60,953	46,266	14,687	4,509	4,392	10	18	29,225	74	295	8,764	15	112	84	49	6,716	172	519	809	4,893	297
養護施設	6,670	6,014	656	436	107	1,082	50	2,504	8	26	423	50	11	34	11	688	7	560	17	634	22
精薄児施設	1,464	1,248	216	78	13	311	30	460	2	11	117	17	5	12	4	115	6	110	16	134	23
精薄児通園施設	56	47	9	6	1	5	—	18	1	—	6	1	—	1	—	5	—	3	—	8	1
盲児施設	399	281	118	10	21	37	33	137	7	2	31	3	7	2	1	36	8	29	6	25	4
ろうあ児施設	521	407	114	20	20	56	39	187	14	3	28	3	5	4	1	62	2	44	3	28	2
虚弱児施設	314	275	39	15	8	26	3	82	—	7	19	37	1	9	1	37	—	31	2	31	5
し体不自由児施設	962	890	72	14	12	43	12	110	—	57	15	245	—	28	—	69	2	92	8	232	23
教護院	1,042	977	65	52	1	373	3	278	3	6	50	16	—	7	—	63	1	97	2	85	5
児童館	628	355	273	47	86	167	63	58	5	—	43	2	—	—	—	1	5	30	33	50	38

注 (1) 教母は教護院のみ

(2) 保育所の保母(専任 29,225、兼任 74)中有資格保母は 26,634、代用保母(保母にかわるものとして都道府県知事によつて認定されたもの)が 510、無資格者が 2,155 である。

資料 厚生省 — 社会福祉施設調査

表 7 保育所保母給与実態

(昭和32年9月)

	有 資 格	数	代 用	数	無 資 額	数	平 均	数
初 公 立	5,434 円	939	4,363 円	111	4,048 円	239	5,100 円	1,269
任 私 立	5,493	811	4,573	95	4,406	313	5,144	1,219
給 混 合	5,379	1,523	4,065	132	4,101	638	4,948	2,293
平 均	5,454		4,302		4,171		5,055	
給 公 立	7,523	1,329	5,801	70	5,801	109	7,979	1,508
与 私 立	7,999	816	5,338	52	5,645	67	7,661	935
額 混 合	6,862	2,245	5,645	88	5,892	436	6,671	2,769
平 均	7,356		5,667		5,701		7,081	

註 (1) 本調査は地方社協保母会がまとめたものを全国的に集計したものである。

提出されたものは都道府県の約半数、対象人員にして約 6,000 人である。

(2) 本調査の調査基準年月日は下記の通りである。

初 任 給 昭和27年以降の採用者について

昇 給 額 昭和32年9月末日を基点として過去1年間におけるもの

年末手当 昭和31年12月の支給分について

超勤手当 昭和32年9月分として支給分

給 与 額 昭和32年9月分の税込の総給与額(現物給与・贈与等は調査の対象としていない)

(3) 給与額について私立が公立より高額になっているのは、保母の勤務年数が私立の方が長いことに原因すると思われる。

資料 全国社会福祉協議会 - 全国保育所保母給与実態調査

	(a) 貰ったもの		(b) 無	(a) (b) 併せて	
	数	平 均	数	平 均	人 員
昇 公 立	1,181	692.8	310	548.8	1,491
給 私 立	1,122	534.6	362	378.7	1,484
額 混 合	2,277	596.3	536	483.0	813
平 均	4,580	606.1	1,208	479.8	5,788
年 公 立	1,168	1.41月分	238	1.17月分	1,406
末 私 立	1,425	0.79	563	0.57	1,988
手 混 合	2,290	1.19	626	0.94	2,916
当 平 均	4,883	1.13	1,427	0.87	6,310
超 公 立	325	472	1,111	106	1,436
勤 私 立	321	461	1,136	101	1,457
手 混 合	521	598	2,141	115	2,662
当 平 均	1,167	525	4,388	109	5,555

表 8 勤続年数別、保母数及び平均給与額

(昭和32年9月)

	有 資 格			代 用			無 資 格		
	人	員	給 与 額	人	員	給 与 額	人	員	給 与 額
1 年 未 満	398	9.2 %	5,942	40	20.6%	5,091	138	22.2 %	4,636
2 "	511	11.8	6,519	32	16.5	5,059	111	17.8	4,785
3 "	562	13.0	6,370	36	18.6	5,416	94	15.1	5,114
4 "	665	15.3	6,709	29	14.9	6,091	85	13.6	5,909
5 "	618	14.2	7,295	57	29.4	6,492	78	12.5	5,245
6 "	498	11.5	9,575	(5年以上)	(5年以上)	(5年以上)	51	8.2	6,006
7 "	276	6.4	8,141				32	5.1	6,568
8 "	219	5.0	8,681				9	1.4	7,771
9 "	168	3.9	8,787				7	1.1	7,500
10 "	116	2.7	8,883				18	2.9	9,627
11 "	69	1.6	9,812	(10年以上)	(10年以上)	(10年以上)	(10年以上)	(10年以上)	(10年以上)
12 "	48	1.1	10,309						
13 "	34	0.8	9,989						
14 "	32	0.7	9,260						
15 年 以 上	127	2.9	11,333						
計	4,341	100.0	7,356	194	100.0	5,701	623	100.0	5,418

資料 全国社会福祉協議会—全国保育所保母給与実態調査



